

526
96¹

0
複写



始





1132-18



大正震災志

下

大正
15. 4. 16
寄贈

寄贈本

S26-961

101

內閣
告諭
號外

我至仁至慈ナル

天皇陛下ニハ今回震災ノ被害極メテ慘烈ナルヲ深く軫念アラセラレ曩ニ内帑ノ資金壹千萬圓ヲ下シ賜ヒ今亦

大詔ヲ煥發シテ惠撫慈養ノ道ヲ示シ給フ不肖就任後日向淺ク此ノ風命ヲ拜シテ恐懼措ク所ヲ知ラス敢テ帝都復興ノ計ヲ立テ以テ上ハ

宸襟ヲ安シ奉リ下ハ數百萬罹災者ヲシテ生活ノ安定ヲ得シメムコトヲ期ス

今回ノ震災ハ其ノ區域一府四縣ニ跨リ東京ヲ始メトシテ橫濱其ノ他湘南房總ノ地特ニ被害ノ劇シキモノアリ家屋ヲ燒盡シ父母骨肉ヲ喪ヒタル數百萬ノ災民ハ殘壁燬瓦ノ間ニ峙ミテ食フニ糧ナク著ルニ衣ナク焦髮爛身命旦夕ニ迫ル者比々皆然リ在留外國官民ノ遭難者亦甚多シ是レ不肖ノ共ニ心痛已マサル所ナリ此ノ時ニ際シ友邦ノ元首ヲ始メ各國官民ノ今次事變ニ對シ至大ナル救援ノ厚情ヲ表セラレタルハ不肖同胞ト共ニ感謝措ク能ハス但夫レ多數罹災氏ハ概ネ能ク危急ヲ冒シ難苦ニ耐ヘ沈著ノ態度ヲ失ハサリシモ此ノ間多少ノ常軌ヲ逸シタル者アルヲ免カレス此ノ如キハ一時ノ誤解ニ外ナラサリシヲ以テ今ヤ全ク其ノ迹ヲ絶テリ

固ヨリ今次ノ變災ニ方リ政府ハ夙ニ臨機ノ措置ヲ取り戒嚴令ヲ布キ糧食ノ供給假令ノ急築ニ著手シ極力流言飛語ヲ禁遏シ非違ヲ警メ民間亦政府ト相呼應シテ賑恤救護ノ美舉ニ出ツル者多ク爲ニ焦眉ノ急ヲ拯フコトヲ得タリト雖一時ノ救恤ハ以テ災民持久ノ生活ヲ

保障スルニ足ラス是ヲ以テ政府ハ銳意水陸交通ノ復活ヲ圖リ財政ノ許ス限リニ於テ金融機關ノ圓滑ヲ期シ衣食住ニ關スル必需品ヲ調達シテ遭難地方ニ提供シツ、アリ此ノ場合ニ際シテハ官民俱ニ平時ノ條規ニ膠柱セス公道ニ基キ人情ニ酌ミ便宜責任ヲ負ヒ變通ノ道ヲ開カムコトヲ切望ス

憂フル所ハ此ノ稀有ノ天災ヲ奇貨トシ個人又ハ會社ノ生活必需品ヲ運用シ機ヲ見テ暴利ヲ征セムトスルニ在リ此ノ如キハ最モ戒飭セサルヘカラサル所ニシテ 聖慮ヲ注カセ給フ所亦此ニ存ス各自能ク其ノ公德心ニ訴ヘテ私利ヲ後ニシ以テ多數同胞ト苦樂ヲ共ニスルノ覺悟アルヲ要ス例ヘハ保險事業ノ如キハ其ノ性質上社會公衆ノ安固ヲ目的トスルモノナルヲ以テ此ノ重大ナル事變ニ顧ミ幾十萬ノ信賴ニ負カサルヤウ犠牲ノ精神ヲ發揮シテ慎重ノ考慮ヲ盡シ當業者終局ノ利益ヲ期スヘク其ノ他米穀木材船舶等ノ當業者亦俱ニ營利ノ目的ヲ離レテ物資ノ配給ニ勉メ以テ同胞共榮ノ美ヲ濟サ、ルヘカラス

政府ハ今ヤ極力物資ヲ豊富ニシテ之ヲ震災地ニ急送セシメ都鄙ノ別ナク之カ公平ナル分配ニ勉メツ、アリ局ニ當ルノ所在官公吏ハ益々物資供給ノ敏活ヲ期シテ之カ普及ニ努力スヘク一般官公吏亦此ノ非常ノ場合ニ處シ心身ノ許ス限リ職務ニ鞅掌スヘシ殊ニ職ニ治安ノ任ニ在ル者ニ至リテハ懇切ニ民衆ヲ勞ハルト共ニ嚴密ニ非違ヲ警メ以テ其ノ責務ヲ完ウスヘシ

願フニ東京ハ

先帝登極ノ初特ニ 東駕東幸シテ親シク宮城ヲ定メサセ給ヒシ所爾來五十有六年ノ星霜ヲ閱シテ國都ノ規模既ニ備ハリ政治經濟ノ樞軸トナリ文教風化ノ淵藪トナリ中外ノ具ニ瞻望スル所ナリ之ヲ復興スルノ努力如何ハ世界列國ノ環視スル所我邦實力如何ヲ知ルノ試金石亦金石亦此ニ在リ是ノ故ニ帝都ノ復興ハ單ナル一市府ノ問題ニ非スシテ實ニ帝國ヲ進暢スル國家重要ノ事業タリ隨テ其ノ方策ハ 聖旨ヲ奉戴シ管ニ舊時ノ盛觀ヲ回復スルノミニ止マラス更ニ進テ將來ノ發展ヲ豫想シ之カ計畫ヲ立テサルヘカラス之カ爲政府ハ先ツ帝都復興審議會ヲ特設シ朝野ノ衆智ヲ集メテ重要ノ案件ヲ審議シ別ニ適當ノ機關ヲ設ケ緩急序ヲ逐ウテ著々其ノ成案ヲ實施セシメ以テ國都タルノ實ヲ完ウセシムムコトヲ期ス

茲ニ恭シク 大詔ヲ奉讀シテ仁慈ノ渥キヲ感激シ恐懼己ム無シ熟々考フルニ昌平日久シクシテ人心漸ク浮華ニ流レ放縱ニ走り歷代ノ内閣累次ニ訓示策勵スレトモ積弊ノ馴致スル所容易ニ頹風ノ一轉ヲ見ス今ヤ非常ノ難局ニ際會シテ 宸襟ヲ惱シ奉ルコト此ノ如シ是レ朝野一般竦然トシテ大ニ覺醒スヘキノ秋ナリ顧ミレハ罹災府縣數百萬ノ同胞ハ骨肉ニ別レ住家ニ離レ今尙短褐雨露ニ暴サレ一掬ノ玄米ニ縷命ヲ繫クノ状態ニ沈淪セリ苟モ之ニ同情セハ人々相戒メテ華ヲ去リ實ニ就キ質素勤儉依テ得ル所ノ餘力ヲ以テ罹災同胞ノ救護ニ應シ同心協力進テ帝都復興ノ難事業ニ至大ノ援助ヲ與ヘ興國ノ基ヲ固ウシ以テ 聖慮ニ副ヒ奉ルハ不肖ノ切望シテ己マサル所ナリ

大正十二年九月十六日
内閣總理大臣 伯爵 山本 權兵衛

大正震災志 目次

告 諭 號 外

大正震災志 外篇

後 記

第一篇 臨時震災救護事務局 一頁

第一章 組織及施設 一

第二章 神奈川支部 八

第三章 總 務 部 三

第四章 警 備 部 四

第五章 物 資 部 三

第一 食糧の供給 三

目 次

第二章 諸材料の供給 二九

第六章 收容設備部 三三

 第一 國の施設に係るもの 三三

 第二 公私團體の施設に係るもの 三三

 第三 收容設備と罹災者復歸狀況 三四

 第四 公設職業紹介所 三四

 第五 公私團體宗教家及篤志家の施設 三五

第七章 衛生醫療部 四〇

 第一 屍體の收容處置 四〇

 第二 傷病者の救護 四〇

 第三 傳染病の豫防 四一

 第四 重湯・牛乳及煉乳の給與 四一

 第五 衛生材料の蒐集配給 四二

 第六 飲料水の配給 四三

 第七 糞尿及塵芥の處置 四三

第八章 交通部 四六

第一 概説 五七

第二 庶務 六六

第三 鐵道 七三

第四 通信 七六

第五 道路及橋梁 七八

第六 河川港灣 八〇

第七 船舶 八一

第八 車輛 八四

第九 陸海軍 八四

第十 救護協議會 八五

第十一 ガソリン管理 八六

第九章 情報の發行 八八

第十章 恩賜御救恤金の配分 八九

第十一章 義捐部の事務狀況 九一

 第一 義捐金品類 九一

 第二 義捐金取扱方針 九七

第三 義捐金の處分

第四 義捐金取扱に關する例規

第十二章 會計經理部事務狀況

第二篇 宮廷關係事項

第一章 皇室・皇族

第二章 宮内省

第三篇 諸官省

第一章 内務省

第二章 外務省

第三章 大藏省

第四章 陸軍省

第五章 海軍省

第六章 司法省

第七章 文部省

第八章 農商務省

第九章 逓信省

第十章 鐵道省

第四篇 道廳植民地及各府縣の救護

第一章 北海道

第二章 東京府

第三章 京都府

第四章 大阪府

第五章 大阪市

第六章 兵庫縣

第七章 高知縣

第八章 長崎縣

第九章 新潟縣

第十章 群馬縣

第十一章 栃木縣

第三 義捐金の處分	一〇八
第四 義捐金取扱に關する例規	一〇九
第十二章 會計經理部事務狀況	一一三
第二篇 宮廷關係事項	一一九
第一章 皇室・皇族	一二九
第二章 宮内省	一三一
第三篇 諸官省	一二一
第一章 内務省	一六一
第二章 外務省	一七一
第三章 大藏省	一八〇
第四章 陸軍省	一九〇
第五章 海軍省	一九四
第六章 司法省	二〇四
第七章 文部省	二一八
第八章 農商務省	二二六
第九章 逓信省	二五二
第十章 鐵道省	二六六
第四篇 道廳植民地及各府縣の救護	二九七
第一章 北海道	二九八
第二章 東京府	三〇〇
第三章 京都府	三一九
第四章 大阪府	三三四
第五章 大阪市	三三八
第六章 兵庫縣	三五三
第七章 高知縣	三六五
第八章 長崎縣	三六七
第九章 新潟縣	三七二
第十章 群馬縣	三八四
第十一章 栃木縣	三九二

第十二章 奈良縣	三九七
第十三章 三重縣	四〇〇
第十四章 愛知縣	四〇六
第十五章 靜岡縣	四一二
第十六章 山梨縣	四二七
第十七章 滋賀縣	四三四
第十八章 岐阜縣	四三八
第十九章 長野縣	四四六
第二十章 宮城縣	四五七
第二十一章 福島縣	四六四
第二十二章 岩手縣	四七一
第二十三章 青森縣	四七五
第二十四章 山形縣	四七九
第二十五章 秋田縣	四八五
第二十六章 福井縣	四九〇
第二十七章 石川縣	四九三

第二十八章 富山縣	四九七
第二十九章 鳥取縣	五〇一
第三十章 島根縣	五〇三
第三十一章 岡山縣	五〇九
第三十二章 廣島縣	五一三
第三十三章 山口縣	五一四
第三十四章 和歌山縣	五一九
第三十五章 德島縣	五二一
第三十六章 香川縣	五二四
第三十七章 愛媛縣	五二七
第三十八章 高知縣	五三〇
第三十九章 福岡縣	五三三
第四十章 大分縣	五四八
第四十一章 佐賀縣	五五六
第四十二章 熊本縣	五六〇
第四十三章 宮崎縣	五六三

第四十四章 鹿兒島縣 五六六

第四十五章 沖繩縣 五六九

第四十六章 朝鮮總督府 五七〇

第四十七章 臺灣總督府 五七七

第四十八章 樺太廳 五八二

第四十九章 關東廳 五八三

第五篇 各種團體の救護狀況

第一章 恩賜濟生會 五八七

第二章 日本赤十字社 五八七

第三章 愛國婦人會 五九六

第四章 財團 財團協調會 六〇〇

第五章 大震災善後會 六〇四

第六章 南滿洲鐵道株式會社 六〇五

第七章 宗教團體並に社會事業 六一二

第六篇 諸外國の同情

第一章 概説

第二章 各國の救助

第一 北米合衆國 六五三

第二 米國領 六六四

第三 墨西哥 六七三

第四 巴奈馬 六七三

第五 玖瑪 六七四

第六 伯刺西蘭 六七四

第七 亞爾然丁 六七四

第八 智利 六七四

第九 秘露 六七四

第十 英吉利 六七五

第十一 英國領 六七八

第十二 支那 六八三

第十三	佛蘭西	六九〇
第十四	伊太利	六九二
第十五	白耳義	六九三
第十六	獨逸	六九三
第十七	奧地利	六九四
第十八	洪牙利	六九四
第十九	和蘭	六九五
第二十	瑞典	六九五
第二十一	諾威	六九六
第二十二	露西亞	六九六
第二十三	波蘭	六九六
第二十四	瑞西	六九八
第二十五	ラトヴィア	六九八
第二十六	サンマリノ	六九九
第二十七	暹羅	六九九
第二十八	其他	六九九

大正震災志 附録

第一篇	藝術品並に史的古物及古典籍の損害	七〇一
第二篇	告諭並ニ諸法令	六九
	下卷(外篇・附録)目次	了

大正震災志 外篇

後記

第一篇 臨時震災救護事務局

第一章 組織及施設

臨時震災救護事務局は九月二日を以て設置せられ、内閣總理大臣を總裁に、内務大臣を副總裁に、關係各省次官・社會局長官・警視總監・東京府知事・東京市長を參與に（九月十七日更に神奈川県知事・横濱市長を參與に加ふ）、關係各省府縣高等官等を委員事務官に充て、各省府縣市舉つて此大災害に對する應急手段を講じ、臨機の施設を爲すに於て遺漏なからむことを期したが、其の組織は、總務部・食糧部・收容設備部・諸材料部・交通部・飲料水部・衛生醫療部・警備部・情報部・義捐金部・會計經理部の十一部とし、全員それぞれ部署を分ちて各々分擔の事務を執掌し、最善の努力を盡して活動することとなつた。其活動の第一歩として先づ左の方針を定めた。

- 一、治安の維持は陸海軍警察相協力して之に當ること。
- 二、罹災民の直接救護炊出米・飲料水の供給・小屋掛等は府縣市の罹災救助基金を以て之に充て、其不足は總て國

費を以て支出し、府縣市をして其實行を爲さしむること。

- 三、食糧品・小屋掛材料、其他の必要物資は時を移さず地方長官之を徵發し、市より罹災民に配給すること。
- 四、自動車・荷馬車・荷車・ガソリン等は手近なるものを出來得る限り多く徵發して物資の輸送に當らしむること。
- 五、罹災民の地方に移動するものには鐵道省に於て無賃輸送を爲すこと。
- 六、食糧其他生活物資の暴利を取締ること。
- 七、薪炭・木材・食糧等は大藏省・農商務省・宮内省に於て拂下の手段を講ずること。
- 八、政府にて新聞を發行し、事實の真相を傳へて人心の動搖を防ぐこと。
- 九、赤十字社・濟生會等を督勵し、速に救済を開始せしむるとともに避難中の醫師を利用して小學校等に假病院を開かしむること。

かく救護事務局は咄嗟の際に成立し、内務省を中心として關係各官廳官吏は殆んど總動員の下に任命せられ、何れも本官在任の儘で局務に従事したのである。然し各方面よりの報告、局員の視察等は織るが如くに集來して、次第に被害の範圍及其狀況が明かとなり、被害區域は一府六縣の廣きに亙り、東京の大半と横濱全市とは殆んど焦土となつたことが報道されるに至りて、事態が極めて重大で、救護の部面が擴大なることを知り、九月四日横濱に事務局支部を設け、職員を任命して、その方面の救護に當らしめた。

然も猶係員の不足を訴へたので、九月七日府縣の理事官十八名を現職の儘救護事務局事務官に電命し、直に上京して即日より各方面の任務に就かしめ、九月十七日、更に神奈川縣知事及横濱市長を事務局參與に加へて事務の統

一に便にした。

當時本局局員の活動は實に目覺しかつた。大臣次官以下の係員は全員擧つて事務局に集合し、連日連夜衣帯を解かずして、殘暑の餘炎猶烈しい天日の下に若しくは滿天の星斗闌干たる露天で、會議を開き、椅子にかかりながら一時うつとりと華胥の國に遊んで僅に疲勞を醫すると云ふ有様であつた。然も局員の山の手若しくは郊外に居住するものは、其の被害輕微であつたが、下町方面又は横濱地方に居住したものは家を焼かれ、家財を烏有に歸し、着のみ着の儘の姿で、中には家族に死傷者あり、親族に行方不明者のあるものもあつたが、一身一家の悲慘を顧みる追なく、奮つて事務に精勵して怠らなかつた。類火の爲に焼かれて殆んど其家財を蕩盡した塚本内務次官を始め局員一同其他巡視傭人等に至るまで、いづれも私事を擲ち、私情を忍び、國家の公に殉じて其職務を盡瘁し、疲勞疾病をも意に介せず、休日を廢して精勵し、競つて紛雜せる事務に執掌した。然し局員の勤務は獨り事務本局ばかりでない。事務の都合に依りては、或は横濱支部に或は芝浦配給所に、汐留・龜戸・田端・隅田川驛等の各配給所に勤務したのであつた。當時は交通機關の全く杜絶し、若しくは一部開通した時であるから、此等遠隔の地方に勤務する者は、一望焦土となつた荒涼凄慘の間を徒歩にて往復しなければならなかつたのである。其の或ものは執務所に起臥するものも少くなかつたが、固より寢具の設備はなく、僅に椅子を並べ、其上に敷布を被りて一夜を明かす體たらくであつた。事務本局と雖も、其不便は決して之に劣らなかつた。内務大臣官邸は其所在地であつたが、内務省も亦官邸内に移轉したことで、數百人の吏員は盡く此に集つたので、其の狹隘なることは云ふばかりもない。椅子も卓子も其他の必要什器も具はらないから、其不便は推して知るべきである。玄關といはず、厨房といはず、

廊下の隅々までも盡く之を事務室に宛て、庭上には天幕を張りて此に執務し、空箱・石油箱・蜜柑箱等苟くも机榻に代ふべきものは皆之を取りて利用し、高等官と雇員との別なく之に列席し、玄米の握飯と漬物とで僅に餓を凌ぐのであつた。九月中旬に入りては庭前に二棟の大バラックを建てて事務室を擴張したのと内務省が他に假廳舎を求めて移轉したのとで、震災當時の不便からは漸く免るを得たが、その建設したバラックは固より一時應急的のものであつたから、設備は甚だ不完全で、僅に雨露を凌ぐに止まつてゐた。されば霜露降つて木葉地に落つる頃となると、肌寒い木枯は容赦なく屋内に吹入つて、執務上に少からぬ困苦を感じたのである。

之に加ふるに局員はいづれも本来の任務があつたので、繁劇なる救護事務に致々屹々たる間、又其常務をも處理して行つたのであつた。然かも此未曾有の大災厄に當面しては不平も云はず不満もなく、緊張した精力と、潑刺たる元氣とを以て之に當り、同胞の救護に就いて一意専念したのである。

局員は各省廳の各方面に涉つて任命されたのであるが、其中心は内務省部内の職員で農商務部内のもは主として食糧物資の供給に、陸海軍部内のもは警備交通土木及食糧物資の配給に、逓信省部内のもは通信交通に當り、或は行政方面より或は技術方面より其専門の智能を傾けて鋭意之に努力したのであつた。其二三の例を擧げると、農商務省が逸早く深川倉庫の政府持米在高を調査するとともに、其食糧部員を擧げて本局に應援し、爲に關西方面に在る政府米の廻漕を速かならしめた如き、海軍省が其の無線電信に依り内外各地に異變を通報して救援を速かならしめたのみならず、軍艦を急派して物資の廻漕に盡瘁した如き、陸軍省が軍用電話を主要官廳間に架設し、或は航空機・傳書鳩或は傳騎を以て通信の途を開き、更に各師團の工兵隊を召集して道路・橋梁・軌道・鐵道の應急修

理をなし、之に依りて交通運搬の便を開くと共に物資の陸揚・配給のことに努力した如き、其他各省は云ふに及ばず、全國道府縣植民地及公私團體がいづれも競つて力を救護に傾倒した如きは、其の最も著しいもので、或は事務局の事務として、或は事務局關聯の事務として活動した事項である。

事務局より各局員に對して、各自擔任事項、救護事務に従事した以來の各自の感想、救護事務從事中、特に體驗した事實、就中最も苦心努力した事項、及各自の環境等の諸項に分ちて其回答を求めた。其中體驗したる事實各自の環境に就いて二三の例を原文の儘此に摘記し、以て局員辛苦の一斑を示すこととする。

「地震當時、本縣第一衛生試驗場倒潰、當時在場職員は小職外技手八名、小使雜役婦給仕各一名にして、避難の實際傷せるは小職及安宅技手の頭部裂傷、林技手の強硫酸による兩手足負傷等にして、他は全部無事、而して前記在廳職員は何れも身を以て逃れたるため書類、器具は勿論、一物をも持出すを得ず、全部灰燼に歸せり。小職及安宅技手は約二週間に於て治したるも、林技手の未だ病床にある、誠に同情に堪へざる次第なり、小職は地震後約一時間縣廳後庭に於て試驗場員全部無事避難せる後、課長の指圖により横濱公園に避難せり。暫時にして衛生課長一行に加はり、翌未明下火となりたるを俟て試驗場技手四名相伴ひ一同西戸部官舎に向つて出發、官舎全焼、小職家族は女子のみなりしも無事避難せり。」(事務官 神奈川縣技師多田亮)

「宿所に當られた彼の紅葉坂上天幕生活は恰度古代の氣分が味はれ、支那式で申せば晨に星を戴き夕に月を踏んで、とぼとぼと天幕張に歸り、降雨の夜は傘をさしながら晝間の疲勞に何時知らず夢路に通ふ折、戀しき故郷の夢を見ながら夜半の地震に起されること等幾夜もありました。朝は井戸端にて破鍋で洗面した事等は再び得られ

ぬ良き體驗だと思ひます。九死に一生を得、纔に身を以て逃れた私は秋漸く深き今日此頃アルバカに白ずぼんで毎日出勤して居る状態で、如何に其境遇の幸福でないかは此事實が絶対の雄辯だと思ひます。」(義捐部雇員 太田義夫)

「救護事務の初に當り、交通機關を杜絶し、食糧及水の缺乏に際し、燒跡の熱氣に曝されつゝ二時間を要する里程を徒歩にて通勤し、出勤してもガソリンなしのことにて徒歩にて各官省を歴訪し、暑氣と戦ふことは下級事務官としては可成の苦痛なりき。余は分擔上最初事務局にて何人も着手せざる中に屍體の處置方法につき連日屍體の横はれる現場に臨みしが、淺草區吉原公園池畔腐爛の屍體、待乳山の黒焦屍體、隅田川・小名木川・堅川其他河川中に浮游する屍體、本所被服廠跡の山積せる屍體の中に立入りては惡臭と慘狀とに殆んど名狀すべからざる苦痛を感じ、路傍に散亂せる屍體の手早く處置出來ざりしこと等については人情として同情に堪へず、官命なればこそ斯る事務を分擔すと感じたり。一日夜以來、夜歸れば自警團に参加の必要あり、九日夜までは殆んど不眠を餘儀なくされ、只僅に斷續的に二時間足らず眠り得たること多少ありしのみなりき。家は屋根瓦落ち雨漏の修繕さへも出來ず、小官の住所は小石川高臺新開地なる爲め井戸附近になく飲料水を得難く、食料も殆んど缺乏し、小兒等に食と水とを與ふるに苦心せり。九日夜より六歳の女兒急に發熱、病症激甚なりしも、十日にも事務の爲め休暇し、看護する能はず、遂に重態に陥り十二日死亡せり。其後三週間に於て十一歳の女兒又もや重態に陥りしも、之は辛うじて救はれたり。衛生上には充分注意せし考なるも、連日連夜の不安と精神的刺戟と便所の氾濫・塵芥の堆積等の爲に一般環境の衛生狀況不良となり、遂に一兒を死に致したるが如きは遺憾なり。(事務局

氏原佐藏)

「本官は災害突發以來救護事務に執筆し、九月八日夜始めて歸郷するや、床の間に三個の位牌並列し、香煙邸内に充つ、之れ姉の一子震災の爲に壓死せると、妹の二子火災に由りて燒死し、初七日の供養最中と判明し、悲哀を感じり。」(事務局東京府内務部長 福永尊介)

「三日、芝浦出發横須賀行軍艦に托し、其の無線電信に依り各地無線電信經由にて送信せしむべき選信次官發各選信局長及各地方長官宛救護に關する訓令を同軍艦に送達するに當り、途中芝浦に於ける所謂自警團員の一群より査問を受け、竹棒及出刃庖丁を以て威嚇せられ、我自動車の通行を阻止せられたる爲め我が緊急使命に付説明之れ努めたるも諒解せられず、已むを得ず下車して徒歩通行の許しを得、疾走して辛うじて間一髪同軍艦の出帆に間に合ひて使命を果たすことを得たるなど平常にては味ひ難き事どもなり。」(選信屬 小松三郎)

事務局の局員は其初五百餘名であつたが、其後増して七百餘名となつた。いづれも此非常時に際して無經驗な仕事に従事するものであり、謂はば寄合世帯の體であつたから、統一上少からぬ困難を感じたが、混亂紛雜の間によく敏活・適切に救護の任務を爲し遂げたのは、當局の苦心と局員の精勵とが致すところに外ならない。

事務局の設置せられたと前後して戒嚴令が施行せられ、關東戒嚴司令部が置かれた。事務局の事務は戒嚴司令部と密接の關係があつたから、常に之と接觸を保ち、又諸官省とも連絡を通じ、東京府市・警視廳・神奈川縣・横濱市其他の罹災地並に全國道府縣を指揮し、救援に對して最善の努力を盡くした。かくて應急施設は其緒に就き、秩序も亦漸く回復するに従ひ、九月二十四日、食料部・諸材料部を併合して物資部となし、情報部を總務部に、飲料水

部を衛生醫務部に合せて局員を整理し、漸次常務に復させた。十月十六日には横濱支部を廢して出張所となし、十月下旬には地方理事官の本局事務官たるものの大部分を本務に復歸させ、十月二十九日には更に事務局官制を改正し、總裁・副總裁は従前の儘として、新に局長を置き、社會局長官を以て之に充て、書記官三人・事務官七人・技師二人・屬三十人・技手四人(以上何れも専任)を置き、從來の參與・委員・事務官・書記を廢し、新に關係各廳高等官・東京市長及横濱市長の中より參與を命ずることとし、從來救護事務に従事した關係各省の職員を必要の程度にて事務局職員を兼務させることとした。猶此救護事務局分課規程を改正し、總務・供給・醫療・會計の四課を置いた。大正十三年一月の初、事務局を霞ヶ關内務大臣官邸より社會局に移して事務を執つたが、三月三十一日事務局を廢し、社會局第二部に救護課を設けて殘務を整理することとした。

第二章 神奈川支部

九月二日、臨時震災救護事務局の東京に設置せらるゝや、四日、横濱市にも神奈川支部を設け、本部の組織に倣ひて總務部以下十一部を設け、本局より三矢委員及事務官其の他の職員來援し、横濱に於ける委員及事務官其の他の職員と力を協せて、神奈川方面の救護及一般施設に盡力した。當時殆んど焦土に歸した横濱市には宿泊する屋舎なく、加ふるに交通頗る不便であつたが、三矢委員以下は私事を擲ちて克く艱苦に耐へ、奉公の誠を盡して救護の爲に努力したのであつた。

非常徵發令の發布以前、海外渡航者検査所の如き倒壓焼失を免れた個所には既に二日の早朝から傷病者を收容して救護を開始したのであつた。當時は二日に至つても猛火は鎮滅せず、數萬の火傷外傷疾病者は到る處に充滿して阿鼻叫喚の聲は凄慘を極め、死者二萬三千・傷者四萬を算するほどの多數であつたが、此等傷病者を收容すべき縣營造物の殘存するものとは他に一もないので、之が設備救療は非常の困難であつた。そこで支部では取敢へず極要の場所に救護所を急設し、罹災醫師を臨時救護員に命じて、傷病者に比較的完全な施療を受けしめることとした。然し此等の救護班・救護所・救療病院等に對して衛生材料の配給を潤澤にし、各救護所の活動能力を十分に發揮させることは容易でなかつた。從來各種の衛生材料は主として東京及市内から其供給を仰いでゐたから、此に供給の途は全く杜絶し、貯藏の材料は震火災の爲に燒失したので、之を補充せんとするは非常の困難であつた。殊に震火災後數日間人員がまだ整はないので、稍もすると傷病者の療養が手後れとならんとした。救護團は憂慮措く能はず、到るところの道路が破壊し、交通機關が不備であつた間を東奔西走し、僅に火災を免れた市外僻處にある藥舖病院を訪ひ、其倒潰家屋の裡から發掘して用に足るべき限りを徵發して應急救護の用に供し、辛うじて應急の措置に便した。かかる間に衛生材料は先づ本局より送致し來り、尋いで愛知・愛媛其他の各府縣よりも續々到着したので、漸く豊富となり、十分に之を配給するを得た。當時罹災民救護に従事せる職員、殊に警察官中には多くの疲勞困憊者を出したが、殆んど寸暇の休養もなさず、克く其任務に努力してゐたのである。

九月二日早朝には府市それぞれ救護方針を立て、混亂の際やもすれば命令の徹底しないにもかかはらず、食糧並に諸材部の諸員は専心一意となり、先づ食糧飲料水配給の迅速ならんことを期し、多大の困苦に耐へて、克く其

の任務に努めた。九月四日非常徴發令に依る食糧品の徴發を協議し、食糧品・飲料水・衣類・土木建築材料・自動車・荷車・石油・蠟燭其の他生活必需品及勞力の徴發に従事し、即時重なる被徴發者と折衝して着々其事務を進行させた。元來徴發に關しては先づ物件の品目數量を明かにして後、所有者占有者に臨むを常とするのであるが、此非常時に際して斯様な方法を用ひては往々目的物を逸する恐れがあるから、已むなく機宜の措置を執つた。従つて倉庫格納品の調査・事務執筆の困難は云ふべくもなかつた。當時横濱の在庫米は内地米四萬俵で、現在量としては比較的多量であつたが、取敢へず三萬俵を徴發したので米の配給に不足がなかつたのみでなく、四日以後には續々米穀鹽等が到着したので、海軍の艦船は主として副食物の輸送配給に當り、湘南一帯に於ける糧食の輸送配給も全部海軍に於て擔當し、之が爲に軍艦驅逐艦數隻は四方に派遣されて活動し、其配給は頗る圓滑に行はれた。九月十日以後になると、食糧配給事務は横濱陸軍配給部と連絡を取りて其規模を擴大し、陸軍保管倉庫の配給を公平に行ふことに努めた。十月十六日支部廢止までは現業團所屬の税關・船渠・共立・横濱各倉庫を指揮監督して事務局配給部との連絡を取つたのである。

水道破壊して其復舊工事は容易でなかつたので、應急淨水配給の必要を認め、之が給水の事務に力を盡し、水源を横濱港碇泊の船舶及入港の水船に求め、又現存せる井水の検査を行ひて、飲料適水八十・煮沸適水三十を得、其後震災以前から船舶に給水を目的として設備してあつた市内元町一丁目所在の水倉の破損したものを修理して之を用ひ、十月十四日よりは水道の幹線が市内都橋の消火栓まで通水したのを水源として、配給船車に給水した。震災直後は車輛不足の爲に給水は頗る困難であつたが、九日に至りて準備漸く整ひ、又陸軍の應援を得て船舶隊を組織し

て給水を完全ならしめた。其間全國都鄙到る處より美しい同情を以て寄贈せられた救護品慰問品は引きも切らず到着し、累々として倉庫に山と積み上げられた。同胞愛の至情が鍾まつた此等の物品を遺憾なく公平に隨所に配給して寄贈者の芳志を無にしないうやうにすることは、一通りや二通りの苦心ではなかつた。

交通・通信機關は全く杜絶してゐる。横濱驛・櫻木町驛ともに全滅し、高架線は蜿蜒波濤の如くに起伏し、架空線は縦横亂麻の如くに垂落したる間に、篠原高島驛長が壓死した妻子を顧みるに暇なく、公務に盡瘁した如き哀話は、到る處にあつた。横濱電話局・横濱郵便局等は倒壊して、何れも死傷者を出す状態であつたから、全く五里霧中に彷徨して内外の情況はそれと知る由がなかつた。斯くては救護事務上の能率が夥しく減少するのであるから、極力之が復舊を圖り、交通恢復の施設・障害物の除却に努力し、殊に破壊墜落した國道中、市内築地橋に對しては國道改修事務所員を督勵して日夜其工事を急ぎ、僅々一日にして之を完成し、更に市内道路橋梁の修理に努め、猶水路の掃除に關しては適切なる方法の下で其活動を持續し、九月中之が實行を完了した。貨物陸揚に要する岸壁の修理・横濱港棧橋の應急修理工事等は陸軍工兵隊・海軍棧橋司令部等の應援あり、之と戮力して着々其功を奏し、焦眉多端の時に際して海陸聯絡應急施設及掃海作業の計畫をなし、交通運輸通信聯絡に關する事項の大體に涉りて復舊の整理を完うすることを得た。就中電話の復舊は警備上最も必要であつたから、電線其他の諸材料を迅速に徴發し、主要なる警察署間に急設電話を架設するとともに、神奈川縣警察部との間に直通電話を架設し、警備上の連絡統一を圖つた。警備上特に必要なのは、各種情報の偵察と連絡保持とであるから、絶えず東京各方面の情況を明にするるとともに、神奈川縣に於ける情況偵察と連絡保持とに努めた。

横濱港内水上方面は當時碇泊中のパリー丸・アンドレルボン號・エンプレス、オブ、オーストラリヤ號・丹後丸・三島丸・リマ丸・岩手丸・コレア丸・ロンドン丸等が辛うじて岸壁を離れて災厄を免れたから、極力避難者の救助に力めたが、そのうちにスタンダート及ライジング、サンの石油タンクは轟然たる大音響とともに爆發し、濛々たる黒煙は天に沖し、迷出せる石油は紅煙を吐きながら、河流を傳つて海面に氾濫し、大小ランチ・荷船等の延焼するもの少からず、其危険は云ふばかりもなかつた。幸に税關新港監視部は倒壊を免れて部員も安全であつたから、新港内にて岸壁に繋留せる船舶の出港を助け、又多くの市内避難民を岸壁に繋留の船舶に搭乗せしめた。又各官吏員等の繋留船舶に避難するものは船員等と共に人命の救助に盡力し、食料・飲料水の配給に努力し、港内の整理・出入船舶の錨地及繋留場所の指定、所屬曳船及小蒸汽船並に徴發汽船等の使途の統一、炭水及消耗品の補給、乗組員及避難民輸送船舶並に救護品搭載船舶等の吸收と其積卸の便宜とを計ることを力めた。

第三章 總務部

本部は救護事務の中樞として各部課の連絡統一を圖り、機密事項及局員の人事關係を取扱ふの外、文書の發送・編纂・保存・會議の開催、其他各部課に屬せざる庶務は擧げて之を掌理した。救護警備其他善後の事に關して參與會・委員會を開いたことは前後數十回の多きに及び、其初には殆んど連日に互りて之を開き、常に夜陰に至つた。斯くて會議の結果を取纏め、執務の方針を定めて其都度之を各部に通牒し、事務上の連絡を圖つた。被害狀況・各方面の

施設及活動狀況を調査しては之を日報に編纂し、局總裁・副總裁・參與等に報告する外、各大臣及主なる官廳に申報し、又必要に應じては屢々臨時報告をなし、九月二十四日情報部合併後は震災彙報を編纂印刷して之を江湖に報道した。其他事務連絡・打合せ或は視察等の爲めに局員を各災害地或は關係官廳其他の方面に出張させ、其復命を聴取して機宜の措置を講ずるとともに、復命の事項中其主要なるものは或は之を日報に載録し、或は彙報に掲げて報道に充てた。震災以來十月末日までの二個月間に總務部にて受理した文書は書面四千三百四十五件、電報二千三百三十八件、發送した書面は二千七百三十五件、電報八百二件に及んだ。是等の接受した案件は時を移さず之を處理し、特に調査を要するもの外は殆んど停滯したものはなかつた。公私の各團體其他私人の事務局に來訪して要件を陳述するもの、意見を吐露するもの、陳情をなすもの等は、日々踵を接して門に集まつたが、是等に對しては一懇切に面會して隔意なく談合を遂げ、其の採用すべきは採用し、其の指示すべきは指示して、官民意志の疏通を圖つた。震災以來約一箇月間は各部にそれぞれ若干名の宿直員を置き、其後は總務部三名以上各部四名以上と定め、局員交代にて局舎の警備と緊急事務の處理とに當つた。十月中旬震災の被害狀況を明確にし、且つ各般の善後施設及帝都其他災害地の復興に關して、基礎を得るため國勢調査の方式に倣ひ、十一月十五日現在にて罹災調査を行ふこととし、之に要する調査票千餘萬枚を作製し、災害地を始め全國道府縣に發送し、罹災者の行方を追求して洽く之を配布し、其の記入を徴することとした。又震災志の編纂も本部に於ける事業の一つであつた。

第四章 警備部

一、震災地域に於ける當初の警備

未曾有の大惨禍に遭遇した罹災地の民衆は恐怖出づる所を知らず、混乱紛雜の極に陥り、ややもすれば秩序紊亂の虞ありしを以て、警務當局は震災後直に警戒警備に關する協議を遂げ、戒嚴令施行の準備に着手し、警視總監は取敢へず衛戍司令官に對して軍隊の出動を要求した。衛戍司令官は直に在京部隊の出動を命令し、一日午後市内各地に部隊を派遣して避難民の救護消防及警戒等に至大の活動をした。

政府は九月二日東京府下八王子三多摩及島嶼を除く地域に戒嚴令の一部を施行し、ついで其區域を東京府全部及神奈川縣に及ぼし、更に九月四日埼玉・千葉の兩區に擴張し、陸軍大將福田雅太郎は關東戒嚴司令官に親補せられ、東京以外の各部隊も廣々其の隸下に入りて、各々其部署に就き、軍憲と警察と相並んで警備の任に就くこととなつた。

是より先災害の情勢に鑑み、九月二日千葉・群馬・茨城・長野・福島及新潟の諸縣に對して警察官の來援を命じたが此人員は通じて千三百七十七人、其内三百三十人を神奈川縣に、他は警視廳に配屬せしめた。是等の警察官は三日以來續々到着して直に其任務に就き、所屬廳員と共に警察救護の事に當つた。其の當初に於ては給食の方法すら十分でなかつたが、それにも拘はらず、いづれも寢食を忘れて克く其任務を遂行したのである。

第一回に召致した應援警察官は事咄嗟の間に決し、長日月に互る準備を缺いてゐたばかりでなく、時は恰も秋冷

に向ひて更衣の必要があつたので、十月一日を期して之を交代せしむることとし、又當初少數の府縣から多數の警察官を召致したが、長く之を引留める時は當該府縣の警察事務に支障を來すから、府縣數を増加して交代せしめた。

警察力は單に一時的の應援にのみ依頼すべきものでないから、各府縣より現任巡查を出向せしめて、出来る限り警察力の充實を圖るとともに、警視廳に警視五名・警部二十名、神奈川縣に警視二名・警部八名を臨時増員して監督計畫等の要務に當らしめ、更に今後の警備計畫を遂行するため、相當警察官の増員をなす必要を認めて、之が計畫を樹てた。

通信機關殊に電話の復舊は焦眉の急であつたから、大阪から電線を驅逐艦で取寄せ、近縣からも諸材料を徵發して先づ警視廳下の主要なる警察署間に急設電話を架設し、埼玉・千葉兩縣警察部をして同縣より警視廳管下の最近警察署へ急設電話工事を施行せしめ、更に萬難を排して神奈川縣警察部との間に直通電話を架設し、警備及救護の諸打合交渉等を最も迅速に行ふことを得た。

當初に於ける通信及交通は唯自動車に依るの外なく、しかも東京にては十分に警備の用に供する自動車を得ることが不可能であつたから、三日栃木・群馬・長野等の近縣より若干宛の自動車を徵發輸送せしめ、各災害地の視察警備上の連絡に資して、機宜を逸せざるやうに努めた。

當時東京市内では自動車用品殊にガソリンが缺乏してゐたので、諸官廳では自動車を擁しながら空しく運轉すること能はざる状態であつた。そこで海軍當局より之が補給を受けて管理し、非常用の公用自動車に之を配給する勞を取つた。警備の關係に就ては特に各種情勢の偵察と連絡保持とに努むる必要があつたから、一日以來絶えず事務

官を市内に派遣し、殊に二日午後には江東方面に二組を派出して同方面の状況を明にし、更に神奈川・千葉・埼玉・群馬・茨城等の隣接縣に派遣して情況の偵察及連絡の保持に當らしめ、又別に大阪にも派遣して警備諸般の打合に當らしめた。

京濱地方は當初食糧の配給が至難なるに加へて交通機關の杜絶したにもかかはらず、諸般の關係用務を帯び、又は見舞等の爲に來集するものが極めて夥しく、混雑の上に混雑を來し、警備上に影響する所が少くなかつたから、地方長官に移牒して公務を帯ぶるもの若くは已むを得ざる者の外は成るべく上京入濱を阻止し、其の已むを得ざるものに對しては食糧を携帯すべき等の指圖をなし、必要に應じては證明書を下附するやうに訓示する所があつた。

二、警備諸機關との聯絡

三日以來毎日午前、警備部内に戒嚴司令部・陸海軍兩省・司法省・憲兵司令部及警視廳の主任協議會を開き、各地情報の交換をなすとともに警備に關する方針を打合せ、諸機關の相互に杆格齟齬することなきを期した。九日以後司法事務に關して特別協議會を設け、戒嚴司令部・陸海軍法務局長・司法省刑事局長・検事・朝鮮總督府參事官・警視廳刑事部長等日々參集し、震災に伴ふ犯罪の檢舉に關する方針其他を協議し、十一月に入りては毎週二回協議した。

三、人心安定に對する措置

二日以來朝鮮人に對する流言蜚語盛に行はれ、一般鮮人の身邊が頗る危険に迫つてゐたから、及ぶべきだけ彼等を一定の場所に收容して、之を保護し、又鮮人中不良分子の不法行爲がないでもなかつたが、多數の鮮人は決して不逞行動をなすものに非ざることを貼紙・メガフォン等にて宣傳し、遠く東北近畿地方にも部員を派遣して災害地の

真相を傳へ、世上喧傳する所の多くは流言蜚語であることを明にした。流言取締に關する緊急勅令發布を見るに及んで、其取締方針に關して、詳細に各地方長官に通牒し、其意義を闡明した。又新聞紙其他の出版物で、是等流言を敷衍し、其他公安を害するものは其都度之が發賣頒布を禁止し、或は廳府縣に人心の安定に關する措置を講ずべきやうに移牒するなど、あらゆる方法を執つた。特別要視察人其他の容疑人物に就いては此際或は巧に宣傳運動をなすの虞なきを保し難いので、特に嚴密なる注意を拂ひ、彼等をして混亂に乗じて不逞又は不穩の行動に出づる隙なからしむることに努めた。

四、震災後に於ける警備方法

九月五日、東京市内樞要の地四十二箇所、横濱市十八箇所に檢問所を設置し、軍隊警察官共同して不審者の誰何を勵行し、不逞の徒が混雑に乗じて不法行爲を敢てする機會なからしめたが、其成績の良好なるに鑑みて、漸次之を要地點に設置するとともに巡察隊を設け、常時巡察員を派出して、警戒に當らしめた。人心の漸次安定し、秩序の回復した火災を免れた地域では商工業復興の曙光を見たから警察力の一部を割いて常務に復さしめ、罹災地に在りても罹災民が燒跡にバラツクを建設して復歸するもの増加するに従ひ、舊巡查派出所跡に假小屋を建設して順次定員を配置し、九月末日には殆んど震災前の配置に復した。

火災を免れた地域では當初より在郷軍人・青年團員等が競つて自警團を組織し、火災盜難の豫防に當つたが、鮮人に關する浮説の喧傳されるとともに、震災に依りて神經の鋭敏となつた人々は頗る激昂し、混亂に乗じて暴行を働くものさへあつたので、一般人の兇器を携帯することを嚴禁し、警察及軍憲指導の下に各々町内の自警に任せ

しむることとした。

五、警備隊と救護事業

警備部は主として震災地の警備に當つたから直接には救護事業に關與しなかつたが、警視廳では逸早く食糧を徵發して二日以来多數の罹災地に炊出しを行ひ、又警察官をして物資の配給を援助せしむるなど、一般救護に力を添へたことは少くなかつた。

震災地方から他府縣へ避難した人々に對しては、近縣知事に移牒して其保護救済を督勵し、兩親を見失つた迷子一家離散した迷人に就ても警察にて適宜の保護を加へ、或は親戚縁者に告知する方法を講じた。

在留外國人の被害は横濱市最も甚しく、同市に在留した外國人で罹災しないものはなく、其死者は支那人一千五百四十一人、歐米人二百四十八人の多きに上り、支那人の負傷者二千三十九人、行方不明者六百九十六人、歐米人の負傷者三百十四人、行方不明者四百十三人であつた。東京市でも罹災外人の數夥しく、同じく其の主なるものは支那人であつたが、周圍の狀況に鑑みて、なるべく集團させて救護する方法を執つてゐるとの情報に接したから、靜岡縣に打電して、之が救護をなさしめた。猶本邦駐在外國使臣の自國の罹災民情況調査及救護に關しては出來得る限りの便宜を提供した。

六、震災後の刑事警察

震災後には種々の流言蜚語が盛に行はれて、人心を惑亂することが少からずあつた。又罹災地の混亂に乗じて諸種の犯罪を煽動するものなきを保し難いので、九月七日勅令第四〇三號（附錄參照）を以て治安維持の爲にする罰

則の件が發布せられ、又物質の窮乏に乗じて生活必需品の買占・賣惜、若くは暴利を貪る者を取締る爲め勅令第四〇五號（附錄參照）の發布を見たが、警視廳管下に於ける檢舉件數は九月二十日迄に前者が八件、後者が二百二十件であつた。流言に惑されて輕學に出た殺人傷害、混亂に乗ずる竊盜等、震災に關する犯罪は續發したが、之が檢舉に關しては司法事務協議會にて方針を打合せ、關係各府縣に互りて檢舉に努力した。

七、罹災地警察力の充實

災害當初には取敢へず近縣より應援警察官を召致し、其後近畿・東北其他より應援員の來着を待ちて近縣のものと交代させ、一時警察力の不足を補つたが、巡查教習所の焼失其他の原因で、警視廳及神奈川縣では多數の缺員を迅速に補充することが困難であつたのみならず、一時の應援に依頼すべきものではないから各府縣から現任巡查出向の法を講ずるとともに、震災に伴ひて警察事務の増加するに鑑み、警視廳及神奈川縣に警視及警部の臨時職員を増置して警備計畫及執行監督其他の要務に當らしめた。

戒嚴令の施行地域に於ける治安の維持は警察官の外に軍隊があつて之に當つてゐたが、其の撤退は早晩行はるべきもので、其場合に警察事務の繁多を來すべきことは火を賭るよりも明かである。されば治安維持の爲には警察力の増大を要すべく、依りて警視廳に二千名、神奈川縣に三百名、埼玉・千葉縣に各々百名の巡查及之に伴ふ監督員の増員を計畫し、之とともに樞要の地點に警察分署八箇所を増設し、之に加ふるに多數の巡查派出所・立番所及駐在所を新設することとした。

猶此他に外部に於ける執行力の充實増加の爲に勤務方法を改正して外部勤務員の増加を企て、服制を改めて拳銃

を携帯せしむることとし、監察官以下の増員新設に依りて紀律の振肅を圖り、又別に隣接府縣非常應援計畫を立てて、迅速に多數の動員をなす方法を定めた、此他設備の改善を圖らんが爲めに消防機械を修理若くは購入し、自動車及水上警察船を買入れ、近接府縣間に於ける電話の改修に着手した。

八、戒嚴令の撤廢及其後に於ける警備竝に一般情勢

九月二日を以て一部適用せられた戒嚴令は民心が漸次鎮靜し、秩序の恢復が實現するやうになり、之に加ふるに將校以下憲兵の増員充實等があつて、最早軍隊が直接警備の任に當るべき必要なきに至つたので、十一月十五日之を撤廢した。各府縣に向向を命じた巡查一千五百名は既に到着し、又教習中の巡查一千名は十一月六日以後業を終つて勤務に就き、現に在所中のもので何時にてもあれば必要に応じて出勤を命じ得るやうそれぞれ訓育されてゐる。此の増員の結果、警視廳に八分署・百二十四派出所・十七駐在所、神奈川縣に二分署・三十五派出所、埼玉縣及千葉縣には各警部補派出所五十駐在所を増設して、それぞれ事務を開いた。

猶警視廳にては、在來の三部勤務を二部勤務となし、之が爲に過剩となつた廳員で、市部に百二十一ヶ所、郡部に百箇所の臨時立番所を設けて、専ら警戒巡邏に當らしめ、又市の内外に涉りて、騎馬巡查の巡邏を頻繁に行ひ、神奈川縣にては新に騎馬巡查を設くに至つた。又立番所の休憩員は警察署若くは分署に集中し置いて、非常時の豫備員たらしめ、猶斯る場合に於ける警察官の集中移動に便ならしむるため、警視廳及神奈川縣に運搬用自動車を設備し、又一旦事あるに臨みて、近接府縣より多數の警察官を出勤せしむるためにそれぞれの準備をした。

警察と軍隊及憲兵隊相互間の連絡を保持するために、それ等の間に警察電話を架設するは勿論、警察及憲兵間の

連絡打合をなすため警視廳管下を五方面に分ち、毎月一回づつ方面會議を開催し、關係方面の警察署長・分署長及憲兵隊長・同分隊長・分遣隊長等出席して事務の打合をした。

戒嚴令撤廢後の情勢は極めて平穩で、何等人心に動搖を來すべき模様もなく、各種の犯罪の如きも例年に比して却つて減少の傾向を示してゐる。就中竊盜罪に至りては、著しく低減してゐる實況であつた。

第五章 物資部

一、食糧の供給

(1) 食糧供給計畫

罹災民に對する食糧の供給は焦眉の急であるから九月二日食糧供給計畫を左の如く決定した。

(イ) 應急救助の爲め東京市内山の手及郡部にある米穀を徵發又は購入し、政府保管殘存米を保管轉換し、且つ埼玉縣より成るべく多量の米穀を蒐集して之に充ること。

(ロ) 農商務省食糧局大阪倉庫に於ける約五十萬石の政府保管米を軍艦又は商船に依り東京に輸送すること。

(ハ) 約五十萬石の米穀及副食物を買収して配給すること。

(ニ) 食鹽は專賣局に交渉し、在庫品中より必要に應じて配給すること。

通信機關が杜絶してゐるので、海軍の無線電信に託して各府縣知事に手配方を依頼したが、各地方の深厚なる同

情と熱烈なる盡力とに依りて漸次物資發送計畫成り、相當の供給の見込が立つに至つたので、九月十日に至り、今後の徵發又は蒐集は之を見合はす方針を採りて、府縣知事に通牒を發した。右の外陸海軍用の米穀・罐詰・パン等軍艦に滿載して直に被害地に廻送したものと及地方廳・諸團體・篤志者よりの寄贈品は頗る多額に上つた。

(2) 食糧の配給

食糧品の配給に關しては迅速敏活を要するも、當初は輸送機關が缺乏してゐたので、陸海軍の協力を得て、陸揚荷卸運搬等の作業を組織的に實行せんがため、芝浦外六箇所に配給部を設け、事務局と連絡を取り、事務局より府市に配給し、府市より罹災者に救助する外九月十日以降、公設市場及一般米穀商人に米穀を供給し、又米以外の食糧品は標準價格を定めて之を公設市場に交附し、販賣食糧の配給を圓滑ならしめた。然るに時日の経過に伴ひて民間に於ける輸送機關が漸次恢復したのと、陸海軍も亦成るべく速に本然の任務に復する必要があつたので、事務局囑託團協議會をして配給部の掌理する管理輸送の事務に當らしむることとし、關係者協議の上、九月二十二日より九月二十八日に至る間に其引繼を了つた。其の後芝浦出張所を以て配給現業事務の中央機關となし、配給の指揮に關しては、隔日に同出張所長主催の下に府市及各出張所員會合して決定することとした。

救助米は府市に配給し、府市より罹災者に交附するを原則とする。食糧窮乏を告げ、應急配給の必要ありたる當時にては迅速且つ普遍を期するために、避難民集團地等適當の場所を選定して府市の配給所を増設せしめたとともに、一方には公設市場の開設を促し、標準價格を定めて食糧品を交附販賣せしむる等配給の圓滑を力めた。食糧の漸く充實して、やや安定を得るに至り、救助資格を一定して其調査を正確ならしめ、給與數量は一人一日三合を限

度として其公平を期し、同時に罹災者就業の方法を講ぜしめて、漸次救助人員の減少を圖つた。

事務の整理統一を期するため、九月十八日販賣米は之を農商務省倉糧局の管理に移すこととし、毎日の救助米所要數量並に救助準備米約二萬石を控除し、殘米は全部之を食糧局に交附し、同局は價格を一定して之を市場に供給し、食糧の配給を圓滑ならしめた。其後救助米の漸次減少するに及び、十月三日米の管理は全部之を食糧局に移し、日々の救助米は必要に應じて之を事務局に引渡すこととした。救助準備米及其他の食糧品を貯藏すべき集積場の必要を認めたので、芝浦・錦糸町・隅田川及青山に假倉庫を建設した。

食鹽の不足に就いては專賣局に交渉し、其在庫品なる東京五千萬斤・横濱六百萬斤の中より必要に應じて配給することとした。

乳兒及傷病者の食餌に供するため、農商務省畜産試験場の乳牛を事務局に保管轉換をなすと同時に府下牛乳販賣業者總代より毎日約十二石の牛乳を買入れ、九月九日より同月二十五日の打切に至るまでの間に百九十八石餘を配給し、猶引續き、買入並寄贈に依る煉乳八千三百餘箱をも配給した。各地よりの寄贈にかかる米以外の食糧品は大體標準を定め、此の際救助の用に適せざるもの及腐敗の虞あるもの等は之を東京實業組合聯合會に拂下げて、一般に廉賣せしむる方法を執つた。

食糧品の配給其の宜しきを得るため、九月四日以來東京市内各區及隣接各郡部を十六部に分ち、監察員四十名を派出して一般の狀況を視察し、施設供給の急を要する事項を調査せしめたが、其後配給の漸次順調に向ふに至りて、市部を郡部との間、又は市内各區若くは郡内各町村の間に於ける權衡に注意し、配給の厚薄偏頗及其他不當の處置

なからしめんが爲め、市内及隣接郡部を三方面に區劃して、絶えず監察を續行し、漸次神奈川縣・埼玉縣・千葉縣等の罹災地に涉りて、視察せしむる所があつた。

(3) 日用品の販賣組織

日用品販賣組織の回復を圖るため、東京商業會議所・東京實業組合聯合會及横濱商業會議所を懲働して其計畫をなさしめ、日用品の賣捌をなすべき中央機關を設け、各種同業組合の有力なる商人を指定して商品を集集し、小賣商人をして正札販賣をなさしむる計畫を承認し、之に必要な爲替資金として東京の分一百萬圓、横濱の分三十萬圓を融通して物資輸送に對する無償取扱の便宜を與ふることとし、取扱商品卸賣小賣價格の認可を與へ、左の臨時市場にて販賣を開始することとした。

第一市場 東京商業會議所構内(十月三日開設) 反物 毛布 蠟燭 石鹼其他

第二市場 日本橋區通一丁目一番地(十月一日開設) 疊

第三市場 南葛飾郡大島町五丁目(十月四日開設) 捺染織物

第四市場 日本橋區橋町一丁目九番地 洋服

第五市場 神田區美倉町十四番地(十月一日開設) 亞鉛板 バケツ 釘 アルミニウム鍋等

(4) 實施の成績

(イ) 食糧供給計畫に基いて蒐集したる米の概數竝に寄贈米中、道府縣其他發送したる米の高を掲げる。

道府縣別米發送調

(十一月三十日現在)

道府縣	有價	無價	計	道府縣	有價	無價	計
北海道	二,000.0	五五.0	二,055.0	島根	—	一,七〇〇.〇	一,七〇〇.〇
東京都	—	五,三三四.三	五,三三四.三	木	—	—	—
大阪府	二,五五七.八	五,三三四.三	七,八九一.一	良	—	—	—
兵庫県	—	三,九二二.六	三,九二二.六	重	—	—	—
新潟縣	三〇,三八一.八	一,二〇〇.〇	三一,六八一.八	知	—	—	—
埼玉県	八,四九四.四	—	八,四九四.四	梨	—	—	—
群馬縣	—	一,〇〇〇.五	一,〇〇〇.五	賀	—	—	—
千葉県	一六,一〇〇.〇	—	一六,一〇〇.〇	卓	—	—	—
茨城県	二〇,八八.五	—	二〇,八八.五	野	—	—	—
宮城県	七,〇四.六	—	七,〇四.六	山	—	—	—
福島縣	七三〇.八	—	七三〇.八	島	—	—	—
岩手縣	七四三.六	—	七四三.六	山	—	—	—
青森縣	四,〇〇〇.〇	—	四,〇〇〇.〇	口	—	—	—
山形縣	二,九六〇.〇	—	二,九六〇.〇	島	—	—	—
秋田縣	二,九七九.九	—	二,九七九.九	川	—	—	—
福島縣	—	二,〇〇〇.〇	二,〇〇〇.〇	媛	—	—	—
石川縣	—	七九六.〇	七九六.〇	知	—	—	—
富山縣	—	一,〇八八.八	一,〇八八.八	分	—	—	—
鳥取縣	—	一,五四四.四	一,五四四.四				

計	熊鹿宮佐 兒島崎賀 本島	計	海外 東 州	計	計	計	計	計
一八五、〇九〇・四	一、八四八・四 四〇三・二 一、四四九・六	五六、二五・四	一、四四九・六	二四一、三〇五・八	一〇、〇〇〇・〇	一〇、〇〇〇・〇	一〇、〇〇〇・〇	一〇、〇〇〇・〇
約七四、〇四八石	三、六七〇・四 五、五二二・五 六八一・四	三五一、六二二石	一〇、〇〇〇・〇	七九二、四五九石一	一、三六七〇・四 五、五二二・五 六八一・四	一、三六七〇・四 五、五二二・五 六八一・四	一、三六七〇・四 五、五二二・五 六八一・四	一、三六七〇・四 五、五二二・五 六八一・四

外陸海軍より保管轉換
大阪方面より廻送の政府米
通計

備考 本表は道府縣の發送明細書に依り海外より寄贈の外は最初申込數量の單位を石數に換算したる概數である。
救助人員・救助米所要數量概數は左の如くある。

東京市及郡部救助者増減調

東京市	九月廿日現在(市) 七四八、四三二 九月廿日現在(郡) 一、三四八、六六八 計 二、〇九七、一〇〇	十月一日現在(市) 六三六、八二三 十月一日現在(郡) 二八四、八八七 計 九二一、七二〇	十月十日現在(市) 五三三、二六五 十月十日現在(郡) 一四六、二六七 計 六七九、五三三	十月廿日現在(市) 四三三、七六七 十月廿日現在(郡) 一四六、二六七 計 五八〇、〇四四	十一月五日現在(市) 三二一、四三七 十一月五日現在(郡) 一〇、八二〇 計 三三二、二五七	十一月廿日現在(市) 二二一、九八八 十一月廿日現在(郡) 一、九八八 計 二二三、九七六	十二月二日現在(市) 一三三、〇九五 十二月二日現在(郡) 一〇、五六八 計 一四三、六二三	十二月十日現在(市) 四六、七一九 十二月十日現在(郡) 四、二九五 計 五一、〇一四	大正十三年 計 一、三
-----	---	---	---	---	--	---	--	---	----------------

東京市罹災要救助人員増減調 (其一)

區名	別數	自九月六日 至十月十日 救助 米より推算	九月廿 一日調	十月 一日調	十月十 日調	十月十 六日調	十月廿 八日調	十一月 五日調	十一月 九日調	十一月 十二日調	十一月 十九日調	十二月 十六日調
總計	總數	一、二九〇、〇七〇	七四八、四三二	六三六、八二三	五三三、二六五	四三三、七六七	三三二、二五七	二二三、九七六	一三三、〇九五	一四三、六二三	五一、〇一四	一、三
神田區	總數	四七、五三〇	三、五七四	二、〇三〇	二、六二三	二、三三七	二、三三七	二、〇八八	三、六三五	三、九五〇	三、九三〇	四、四六三
日本橋區	總數	二八、四八〇	三、五〇〇	二、八六五	三、四七七	三、三三八	三、二二七	二、八八九	三、八〇四	四、〇〇一	四、一五五	三、九七三
京橋區	總數	二〇、四四〇	一、六〇〇	二、〇〇〇	六、一八五	六、三三七	八、一〇一	一、七〇七	一、九九五	二、〇三六	二、一六八	二、〇九八
芝布區	總數	六〇、九三〇	三、七三三	四、一四七	五、〇九八	五、三〇五	四、三九六	四、四七三	五、三〇五	五、三〇五	四、四八九	五、三九四
麻坂區	總數	一六、七六〇	九、六二一	五、〇〇〇	九、五〇〇	一、九八八	一、三三〇	七、三三〇	七、九四五	七、九四五	三、三三三	三、三三三
赤坂區	總數	五、八四〇	三、五八四	三、一〇〇	一、〇七〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
四谷區	總數	八八、四〇〇	二、七九三	二、七〇〇	六、七三三	七、七三三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
牛込區	總數	五七、四〇〇	二、七九三	三、三〇〇	二、八三三	二、八三三	一、九八八	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
小石川區	總數	二九、二四〇	四、七二六	三、九〇〇	三、九〇〇	九、六七一	四、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇
本郷區	總數	一七九、一〇〇	七、七〇〇	五、九八八	二、五八八	五、九八八	四、〇〇〇	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
下谷區	總數	一〇八、二〇〇	四、九〇〇	四、五三三	四、〇〇〇	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
淺草區	總數	一一、三〇〇	七、〇〇〇	七、四四五	八、六二五	七、六二五	一、九一七	五、八二二	四、九三九	五、八二二	五、八二二	五、八二二
本所區	總數	八〇、六八〇	九、五八二	五、五〇〇	九、九〇〇	九、九〇〇	六、五五〇	七、六六五	六、四三二	七、一五一	六、七五二	七、一五一
深川區	總數	三三、三〇〇	五、八二二	六、二五〇	七、三三三	六、四〇〇	八、七三三	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
市役所	總數	四二、一三〇	三、九二六	五、〇〇〇	六、一〇〇	六、一〇〇	七、二〇〇	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇

東京府郡部要救助者増減調

郡名	期日	九月十六日現在	九月廿五日現在	十月三日現在	十月十五日現在	十一月一日現在
荏原郡		三二〇、〇〇〇人	三四五、〇〇〇人	五一、五五七	二二、三七二	四、九四四
豊多摩郡		一九八、〇〇〇	一三二、五七三	七五、二六一	四七、九六七	三、三一二
北豊島郡		四七二、四八四	二九一、七五二	四四、一四六	一六、八二〇	八、〇二五
南足立郡		七五、六〇四	四八、二三一	三七、一九六	一七、六一二	三、八九
南葛飾郡		二八二、六〇〇	二八二、六〇〇	七六、七二七	三八、三〇六	八、三〇六
西多摩郡					一二七	
南多摩郡					二九九	二九九
北多摩郡					二、七六四	五四五
計		一、三四八、六八八	一、一〇〇、一五六	二八四、八八七	一四六、二六七	二五、八二〇

神奈川縣要救助人員増減調

市郡	期日	七月廿七日調	十一月十日調	十一月十日調	十一月十日調	十一月十日調	十一月十日調	十一月十日調
横濱市		八〇、三三六	七三、五五三	七〇、一六六	五三、九三五	五三、〇三三	七、六八三	六、九八
横須賀市		未調	未調	未調	未調	約 五、〇〇〇	七、八八三	二、九
合計						七、六八三	一六四	六、九八

備考 從來配給は救護團體(七十三團體)の手に托してゐたが、十一月二十日にて之を打切り、以後は一層救助者の範圍を整理して市内五箇所の配給所にて直接配給することとなりたり。

(b) 救助米一日所要數量

九月二十八日現在
 東京府(郡部) 一、八三二、五一〇
 東京市 一、三七二、九〇〇
 十月二十日現在
 五七六、九六四
 二、〇九七、〇六〇

震災災當時に在りては貧富を問はず罹災者一般に炊出給與或は食糧物資の配給を行つたが、九月中旬前後から救護の範圍を整理縮少し、罹災者中資力ある者に對しては之を打ち切り、資力なきものみに救護を續行した。従つて救護人員は九月中旬より下旬にかけて東京二百九萬七千餘人、横濱八萬餘人、十月中旬より下旬にかけて東京六七十萬餘人、横濱七萬三千餘人となり、十二月三日乃至四日現在にては、東京約七萬餘人、横濱三萬二千餘人、十二月二十日現在にては東京五萬一千餘人、横濱七千六百餘人となり、漸次遞減を示し、本年七月には東京市に僅かに六百七十餘人を存するのみとなり、神奈川縣に於ては既に四月以降全く食糧の無償配給を廢して居る。

外國よりの寄贈品は、其種類一百二十六、點數、數十萬の多きに達し、其中、米・罐詰・小麥粉・ミルク等が食糧品の主位を占め、衣類・毛布は被服寢具中の上位で、木材・天幕・天幕材料等は諸材料中の主なるものであつた。猶此他に自動車・組立倉庫の材料等があつた。此等の外國寄贈品の配給に就いては、出來得る限り諸外國民の美しい同情心より出た義捐品なることを罹災者に周知させて、諸外國民の好意を徹底させることに盡力した。

二、諸材料の供給

(1) 小屋掛用諸材料

罹災者救護に關して食糧とともに差當り必要な住宅被服及生活必需品の供給に就いては、先づ露天の罹災者を假小屋に收容せんが爲め木材及建築用附屬諸材料を迅速に蒐輯する計畫を樹て、即時木材の主要産地及木材集散の大市場たる數府縣へ事務官を特派し、府縣及大林區署の應援の下にて其調達に力め、數日ならずして豫定數量に達し、左表の如く十四道府縣よりバラツク建築用材二十八萬五千八百三石を調達するを得、東京府市神奈川縣等罹災地に對して夫々配給を行つた。

配給した木材の處分に就いては各罹災地を通じて公設の避難用假小屋に避難民を收容するため、二萬三千二百餘戸、約十八萬二千石を建設する計畫であつたので、其餘材は一般に對し、實費提供の方法に依りて市場に於ける木材の不足を緩和し、一般の需要に應ずるため、市に委託販賣をさせた。此他内地の府縣・關東廳・滿鐵及個人等よりの寄附に係るもの約七萬七千石及外國よりの寄附約六萬石は逐次到着し、之を以て急速に罹災民救護の用に供した。尙事務局の直接調達せる外、東京府内の徵發約三萬石、神奈川縣内の徵發及調達約五萬三千石は大體當該府縣の用に供することとした。

亞鉛鐵板其他建築用物は左表に掲ぐるが如く豫期以上の調達をなし得たが、天候の關係・荷揚場の狹隘等の事情から、芝浦に於ける陸揚意の如くならざるがため、明石町・兩國停車場・藏前附近等に揚陸個所を設定して、速かに受入をなし、市の救護米保管倉庫用を初め、多方面に配給し、或は神奈川縣・千葉縣・埼玉縣罹災者救護用として其縣に交附の運びをなし、尙小口需要者の要求に應ぜんがため、市をして約七十萬枚を罹災民其他一般に對して委託販賣をなさしめた。

木材供給概數調(十月二十九日調)

大 阪 府	五九、八〇七石	兵 庫 縣	八、七八一石
愛 知 縣	二九、二九八石	靜 岡 縣	六二、一九六石
青 森 縣	一五、二六八石	北 海 道	九、〇六三石
栃 木 縣	三七、〇〇〇石	群 馬 縣	三、九六九石
秋 田 縣	五四、六四五石	富 山 縣	五〇〇石
千 葉 縣	五〇〇石	長 野 縣	一五〇石
東京大林區署	五、一二六石		
總 計	二八五、八〇三石		

以上は海運に依るものであるが、其の陸運に依るものは次の如くである。

金物類供給數量表

亞 鉛 板	一、〇一五、〇四一枚	洋 釘	一〇、四四七樽
針 金	二四、五四四貫	鐵 釘	四三、三〇〇貫

備考 亞鉛板中には浪板・平板・銅板を含む。

(2) 被 服 寢 具

各府縣公私團體より衣服毛布の寄贈通知多く、十月二十九日までに通知を受けたるもの、衣服約百二萬四千枚、毛布約十一萬枚に達したので、秋冷の襲來するに先ちて敏速なる配給をなさんが爲め、特に衣服係を置き、芝浦及

各驛に係員を派出して、府縣市と聯絡を取り、到着の度毎に即日配給の方法を講じた。又陸海軍省の好意に依りて分譲を受けた毛布約十三萬枚はそれぞれ罹災地に配給した。其他海外よりの寄贈にかかる毛布も府縣市に配給を了つた。

斯くの如く衣類の寄贈はあつたが、應急措置として義捐金の一部を以て被服費に充てることとし、先づ衣類十萬人分・蒲團十萬組を大阪・愛知外數縣より調達することに定め、農商務省事務官を特派し、軍艦商船を電馳して之が輸送を計つた。蒲團綿の如きは各地共在荷拂底し、多大の困難を感じたが、一箇月を出でずして東京府・神奈川縣に配給して應急の救護に供し、尙兩府縣へは寢具の裁縫に要する費用をも給付して便宜仕立の上配給を了つた。又埼玉縣に避難する者に對しては、同縣知事に現金を交附して、衣類・寢具の調達配給を托し、其後東京・神奈川兩府縣に於ける實地調を行ひ必要數を兩府縣に交附して、直に配給せしめた。尙和服類は労働者として不便であるから陸軍省の好意に依り、兵士の古作業服約三萬五千着、冬シャツ・ズボン下約八萬人分を譲受けて労働者に配給する目的で之を東京市に配給し、又米國軍服四萬着を買上げ、主として労働者方面に配給の手配をした。

被服寢具配給調 (大正十三年五月三十一日現在)

種別	受入	配給					拂下	計	差引残
		東京府	東京市	神奈川縣	横濱市	其他			
被服	五五、八二九 枚	二五、九九五	一六、〇六一	四、七三三	三、三九三	四、二六六	二六、二二二	五五、五一〇	一、三一九
寢具	一〇、〇〇〇 枚	—	—	一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	—	—	三〇、〇〇〇	—

反物	毛布	寢具	綿	蚊帳	配給					拂下	計	差引残
					東京府	東京市	神奈川縣	横濱市	其他			
七、三六〇 榻	二、九一〇	二、七九八	五二六	五五五	四八一	一〇一	七、三七七	—	八			
一〇、〇〇〇 反	—	—	一〇、〇〇〇	—	—	—	—	一〇、〇〇〇	—			
二一、三五四 榻	四、七一一	四、四三七	三、九四四	—	—	一八〇	一八、一五六	—	三、二二六			
二五、五四一 枚	三	一、一五六	一〇、九〇〇	—	—	—	三、五五三	—	—			
一一、四九五 榻	四、一〇〇	九、三九〇	九八四	—	—	—	三、四八〇	—	—			
四〇、〇〇〇 組	—	—	三、〇〇〇	—	—	—	三、〇〇〇	—	—			
一八、七五五 榻	九、九二五	七、四九一	—	—	—	—	一、三二七	—	—			
一、一五〇 張	七〇	—	—	—	—	—	—	—	—			

(3) 薪炭・藁・繩其他雜品

時恰も嚴寒の季節に近く、罹災者に薪炭の配給を要するは焦眉の急であつた。仍りて事務局にては十二月初、金四十六萬五千圓を支出して、木炭百五十萬貫(三十萬俵)を購入するの計畫を樹て、官行木炭及東北九州より百萬貫、支那温州より五十萬貫購入の手配を爲し、速に此等を配給することに力めた。然し當時輸送力不足の爲め豫定より遲着せる分に對しては、氣候及要救助者の減少せる實狀に鑑みて、換價處分することとした。又薪に就ては一月下旬二萬束を千葉・岩手の兩縣より購入し、三月上旬迄に全部配給を完了した。

震災當初に於ては發電所及電線に故障を生じたため、蠟燭の配給を急ぎ、漸く寒冷を加ふるに従ひ、假小屋に於ける疊の代用として、蓆・ゴザを給與し、火鉢に代へるにバケツを以てするなど、臨機の措置を執り、鍋・釜其他雜品慰問袋の如きも到着するに従ひて之を配給した。是等諸材料及雜品の數量は左表の如くである。

りて極力工程の進捗に努めた結果、よく一時收容の目的を達して、雨露を凌ぎ、生活の一時的安定を得しむる効果甚だ大なるものがあつた。大正十三年十月末日迄に於ける是等バラックの建築坪數及收容人員の増減狀況は次の通りである。

罹災者收容バラック一覽

バラック總坪數		バラック收容人員	
内	譯	内	譯
東京府	七一〇、〇八九坪九〇	東京府	九五、〇六七人
市	七三、九五二坪六二	市	六六、七八二人
郡	六八、八五九坪六七	郡	六三、五六九人
神奈川縣	五、〇九二坪九五	郡	三、二一三人
横濱市部	三六、一三七坪二八	神奈川縣	二八、二八五人
横須賀市部	三二、〇六七坪六三	横濱市部	二五、一三三人
横須賀市部	一、八三六坪〇〇	横須賀市部	一、二五四人
郡	二、二三三坪六五	郡	一、八九八人

是等バラックは多少の相違はあるが、大體は一戸當三坪とし、一戸毎に間仕切りを設け、床を張り、一棟は二十戸乃至四十戸位で、後に防暑の一方法として屋根裏板をも取付けられた。尙集團バラックの狀況は、固より時に依つて増減はあるが大體次の通りであつて、集團バラックには特に一般環境の必要に應じて、簡易浴場・托兒場・各種相談所・診療所等を附設して、バラック生活の不便と缺點とを補ふことに努めたのである。

是等のバラックは匆々の間に急設したため、衛生・防火等に關して不備の點あり、之が改善を要するもの約九萬

坪（補強作業・防寒設備・防火設備・便所の改良）あつたので、經費五十四萬圓を投じて、此等の改善工事を實行した。

猶之とともに衛生設備の改善を期し、別に下水改良其他一般衛生設備費として、義捐金を支出し、下水工事は漸く面目を改めた。

雨期の近づくに及び、吾バラックを實地踏査して、屋根替・床上工事を要するものに對し、修繕費四萬二千圓を以て修繕工を行ひ、且つバラック管理に要する經費は、東京・神奈川兩府縣に對して必要に應じて之を交附し、管理上には遺憾なきを期したのである。

電燈の設備は當初二室一燈であつたが、漸次一室一燈とし、無燈の家の如きは全然無かつた。

收容バラックに就ては衛生上・風紀上並に敷地の關係等より可成速に之が撤去を期してゐる。曩に義捐金二百六十萬圓及木材五萬石を東京府及神奈川縣に配布し、小住宅五千戸を建設せしむることとし、既に其大部分は完成して、それ／＼罹災者に貸付け、猶財團法人同潤會をして小住宅約八千戸を建設せしめることとし、前記五千戸の小住宅を相待つて、バラック居住者の收容復歸に資する計畫であるが、若し其數に於て尙不足する場合には、相當國費を以て施設する要がある。同潤會にては小住宅建設のみならず、其中に同潤啓成社を設けて、不具者に對する施設を講ずることとし、追つては鰥寡の老人を收容する計畫もある。

救護用諸建物は收容バラック・倉庫・市場・浴場・事務所等種類建物甚だ多いが、其整理に就ては、大體左の方針に依りて實施する計畫で、關係官廳と協議中である。

- (一) 國費を以て建設に係るものは國有財産法に則り、義捐金を以て建設のもの(市場・浴場等)、寄贈材料を使用し國費を以て建設のもの(組立バラック)及建設の上寄贈に係るもの(三井寄贈バラック)は、國有財産に準じ之が取扱をなすべきも、之が拂下或は無償譲與には特例を認め、震災救護に關する各種社會事業の經營に任じたる公益團體をして、引續き之が事業に當らしむること。
- (二) 罹災者收容及之に伴ふ諸施設は各公共團體に於て之を處理しつつあるを以て、之等の諸建設物も之を各公共團體に譲與し、其の經營を簡便敏速ならしむること。
- (三) 其の他の諸建設物は、夫々公用廢止の手續をなし、或は大藏省に引續き、或は管理換・所管換等必要なる手續を行ふこと。

國有財産整理案

第一 居住「バラック」處分に關する件

- (一) 國費建設に係る「バラック」は大體左の區分に依り公共團體に譲與すること。
- (1) 事務局直轄及警視廳委任の下に建設したるものは現在「バラック」を管理せる東京市へ譲與す。
- (2) 東京府・東京市・神奈川県委任建設のものは、各々其の府・市・廳へ譲與す、横須賀市の分は、國費補給に依り建設したるものなるを以て國有財産の取扱を爲す。
- (3) 横須賀海軍建設部委任建設のものは横須賀市へ譲與す

- (二) 義捐金支出建設物(市場・浴場・及其の附屬建物等及義捐金支出にて第二部第一課にて主管し府縣市へ委任建設せる小住宅を含む)は、總て管理を委任せられ居る府縣市に譲與すること。
- (三) 關西府縣聯合會寄贈組立「バラック」
- (1) 事務局取扱建設のもの内單に材料のみを交付したるものは、無償交付の取扱を爲すこと(國有財産の取扱を爲さず)
- (2) 事務局取扱建設のもの内建設費を交付したるものは、

既に管理換手續中の青山外苑倉庫三棟を除き、他は材料を交付し、且建設費を補助したるものとして事業經營團體に交付の措置を爲すこと(國有財産の取扱を爲さず)。

- (3) 警視廳委任建設の分は
- (イ) 住宅用として市管理に關するものは東京市へ譲與すること。
- (ロ) 更に社會事業團體に交付しあるものは大藏省と協議し緣故者として譲與すること。
- (ハ) 住宅用として個人管理に關するもの(三河島の分)は、大藏省提案に依り緣故者として拂下げ、義捐金収入とする。
- (4) 東京府委任建設のものは
- (イ) 社會事業用若は住宅用として、公共團體に於て希望の分は公共團體に譲與すること。
- (ロ) 公共團體に交付しあるものは大藏省と協議し、緣故者として譲與すること。
- (ハ) 倉庫五棟は大藏省提案に依り拂下げの見込なるも、調査の上必要に應じ住宅に變更し、東京市に交付し罹災者を收容せしむることあるべし。
- (5) 東京市委任建設のものは東京市へ譲與す、未建築の材料は住宅を建設すべき條件を以て東京市に交付するも、必要に應じ「バラック」として罹災者を收容せしむること

あるべし。

- (6) 東京市委任建設の分の内更に他の公益事業經營主に交付したるものは、大藏省と協議し緣故者として譲與す。
 - (四) 三井合名會社寄贈「バラック」は所在別に依り東京市及横濱市へ譲與すること、但し指定寄附に係るものは市に於て使用済の上は夫々指定條項に従ひて處理すること。
 - (五) 特別の理由に依り移轉建替を要するもの及日比谷天幕「バラック」修繕に就ては移轉費及修繕を支給す。
 - (六) 公共團體及社會事業團體に譲與するものに就ては用途を指定し、將來處分せむとするときは社會局長官の許可を受けしむる條件を附すること。
- 第二 倉庫處分に關する件
- (一) 公共團體に於て譲與を受く可き希望あらば考慮すること
 - (二) 關係官廳に於て保管換希望のものは其の手續をなすこと
 - (三) 其の他の倉庫は公用廢止の上大藏省に引續ぐこと。
 - (四) 左の建設物は公用廢止の上大藏省に引續ぐこと。但し府市に於て希望あらば譲與すること。
 - 芝浦事務所・食堂・廊下・警官便所・消防詰所・ガソリン倉庫・見張小屋(東京市より申出あり)
 - (五) 自動車々庫
 - (イ) 社會局内に建設の分は社會局へ
 - (ロ) 外櫻田町官邸傍に建設の分は内務省へ管理換のこと。
 - (ハ) 大手町に建設の分は内務省へ

(3) 小住宅の建設

四〇

第二項の收容施設たるバラックの建設は當分永続的の施設と稱すべきものであるが、其の收容に就いては、罹災者の貧富若くは其の職業状態等に依りて之を類別するの餘裕がなく、随つて其生活状態に於て懸隔の甚だしきものあり、又風紀上・衛生上・教育上考慮を要すべきもの少からず、殊に其敷地は公園廣場私有地等であるが爲に到底永くバラックを建設し置くことが出来ないから、之が對策として小住宅建設の計畫をした。此計畫は其資を義捐金に仰ぎ、現にバラックに收容せる労働者及細民を整理收容し、之をして適當なる住所を得せしめやうとするのである。即ち一戸當り約六坪、二室以上を標準として

東京市 二千戸 東京府下 千五百戸 横浜市 千戸 神奈川縣下 五百戸 計 五千戸
を建設することと定めた。之が經費として金二百六十六萬二千圓及木材五萬石を配付したが、其内約三千戸及獨身者寄宿舎二棟は既に完成して貸付を畢り、爾餘の大部分は大正十四年三月中に其完成を見ることとなつて居る。

(4) 簡易食堂の經營
罹災地に簡易低廉なる食堂を設け、罹災者に食事の便宜を供給し、猶救護を普及せしめる一助として比較的永續する性質を有する簡易食堂を建設經營する必要を認め、東京府三十五萬圓(東京市四箇所東京府下四箇所)、神奈川縣十五萬圓(縣下十二箇所)、計五十萬圓を支出して既に完成を告げ罹災者に多大の便宜を與へつつあり。

(5) 託兒所・婦人宿泊所・簡易宿泊所・簡易市場及浴場の經營
此等の施設の必要を認めたので、東京及神奈川を通じて金百五十萬圓、木材二萬九千九百二十八石を配付し、目

下それぞれ經營中である。

(イ) 託兒所

主要なるバラック集團地附近に託兒所を設け、両親が安んじて其家計の資を得るために、又一面には兒童の保育感化をつとめ、且つ便宜に隣保事業を行ひ、人事相談・教化・慰安其他生活の改善向上を促さんことを期して、一箇所の經費六千六百圓(木材を除く)を支出し、東京府下に二十七箇所、神奈川縣下に九箇所、合計三十六箇所を設けることとし、借地料其他合計金二十四萬二千七百八十圓及木材四千五百石を配付し、目下實施中である。

(ロ) 婦人宿泊所

罹災婦人にして失業し、生計の資を得るに途なきもの、又は誘惑に陥りて一身上の處置に惑ふもの、其他一身上に關して訴ふる所のない無告の婦人に對する相談所として一時之を寄寓せしめ、職業紹介所其他と連絡して適當なる生業を與ふる等婦人保護の實を擧げんとして、一箇所の經費六千八百圓(木材費を除く)を支出し、東京に五箇所、神奈川縣下に一箇所、合計六箇所を設けることとし、借地料等を合せて合計金四萬一千六百六十四圓及木材八百二十八石を配付して、目下實施中である。

(ハ) 簡易宿泊所

罹災せる自由労働者の爲に簡易宿泊所を建設する必要を認め、一箇所收容の人員百名の宿泊所を建設し、東京府に三十二箇所、神奈川縣に八箇所、合計四十箇所に對して、金百二十一萬五百五十二圓及木材二萬四千六百石を配付し、目下實施中である。

(三) 簡易市場及浴場

食糧品の供給を円滑にし、罹災者の衛生施設として市場費二十二萬千七百六十圓、浴場費六十三萬六千圓を支出し、東京府市内に市場五十二箇所、浴場四十箇所、神奈川縣内に市場二十五箇所、浴場二十箇所を建設し、之れを亦目下實施中である。

二、公私團體の施設に係るもの

以上本局に於て施設したるもの外、公私の團體又は個人にしてバラックを建設して避難者を收容し、若くは之が建設寄附を申出でたるもの(十月二十日現在)及之が收容の成績は次の如くである。

東京府

四谷區 九七一坪 一、一六三人收容
日本橋區 一、三四六坪 七九一人收容

關西府縣聯合會(寄附)一八、〇〇〇坪(三〇〇棟)組立バラック(關西府縣聯合會寄附のものは罹災民收容の外公私團體の社會的施設に對して提供したのである)

三井合名會社(寄附) 二、三六七坪二三
同 (俱樂部其他に建設せるもの) 九七一坪二三 四、六一八人收容
岩崎家(本郷靈雲寺内及御靈社内) 三三五坪二五 四、六一八人收容
三八八人收容

關西府聯合會(寄附) 二、二〇〇坪(出來形)未收容
收容餘力 二二、五〇〇人

兵庫縣(寄附) 三、〇七〇坪五 收容人員 二、二〇〇人 收容餘力 二、二〇九人
三井合名會社(寄附) 一、〇〇〇坪 (工事未着手)

公私團體の寄附に係るもの

場所	建物坪數	收容人員	備考
麴町區	一、〇三八、六二	二、五七五	寄附受領手續中のものあるに付坪數は異動あるを免れぬ
京橋區	九九、〇〇	一三〇	
神田區	一九六、八〇	八二	
淺草區	五一、六〇	八五五	
芝區	一八一、八〇	三七〇	
本所區	三五、六五	四〇八	
下谷區	四四五、五〇	一、〇七三	
本郷區	一二九、三〇	一一〇	
府下計	二、九五四、二七	五、六〇三	
砂町	四七一、〇六	六二三	
關西府縣聯合會	一八、〇〇〇		主として社會事業に使用の目的を以て目下概れ建設中

公私團體の建設經營に係るもの

場所	戸数	建物坪数	收容人員	備考
日本橋區	二六六	九七二・〇〇	一、三七〇人	日本橋區建設、日本橋高等小學校外三校跡
麻布區	九五	三四四・七〇	六五七	三井家建設(邸内)四箇所
四谷區	一七二	九七一・〇〇	一、〇六七	四谷區建設新宿御苑内
本郷區	一三七	三三五・一五	六二三	岩崎家建設(邸内)湯島靈雲寺、御靈社
赤坂區	七三	一七八・五〇	二八八	三井家建設(邸内)二箇所
麴町區			五〇〇	東京市建設宮城外苑テント張

此種公私團體及個人に於て罹災者收容をなせるもの數百箇所及ぶ
公私團體の寄附に係るもの

寄附者	場所	建物坪数	收容人員	備考
關西府縣聯合會	横濱市	一一、〇〇〇坪	九、七九七人	
兵庫縣	同上	三、〇〇〇	三、九七〇	
三井合名會社	同上	九九〇	六一五	
計		一五、九九〇	一四、三八二	

三、收容設備と罹災者復歸狀況

九日十七日現在に於て罹災者の中、屋内收容者十二萬八千九百餘人、屋外居住者(公園廣場等に急造せる假小屋内居住を含む)十萬四千人であつたが、十月五日現在にては合計四萬八千餘人の減少を見た。又罹災者の自營にか

るる焼跡假屋敷は九月十七日現在にて二萬四千三百餘戸、居住人員十二萬二千餘人であつたが、其建設は日を逐うて多きを加へ、十月十五日現在にては既に六萬七千餘戸、居住人員三十三萬七千餘戸に激増した。猶其後に於ける焼跡復歸戸數及人口は次の通りである。

焼跡復歸戸數及人口

月日	戸數	増加	増加率	人口	増加	増加率
十月三十日	八六、一三二	四、二九五	四・七五%	四二一、一七二	三〇、三三〇	六・七二%
十一月五日	九〇、四二七	四、四七九	四・七二%	四五一、五〇二	二七、九七三	五・八三%
十一月十日	九四、九〇六	四、七六四	四・七八%	四七九、四七五	一一、六〇六	二・三六%
十一月十五日	九九、六七〇	三、五〇〇	三・三九%	四九一、〇八一	一一、一九二	二・四二%
十一月二十日	一〇三、一七〇	五、六四七	五・一九%	五〇三、二七三	一二、一三五	二・四二%
十一月二十五日	一〇八、八一七	二、九七四	二・六六%	五二七、四〇八	二四、一三五	四・五八%
十一月三十日	一一一、七九一			五三九、四五〇	一二、〇四二	二・二三%

四、公設職業紹介所

震災に因る會社工場の被害は激甚にして、之が爲め失業者は續出することとなつた。然るに震火災を免れた職業紹介機關は、東京市に三箇所、市外に三箇所のみで、横濱市の如きは、全部焼失した。仍りて政府は取敢へず東京に二十箇所と横濱に五箇所のバラック造りの紹介所を建設することとなり、本局に於て之が建設に當り、其工事を畢つた。横濱市宛兵庫縣の寄附にかかる紹介所一箇所も同じく建設された。

精神病者收容所	府下松澤村	一	精神病者救治會
罹災職工收容所	麹町區一番町	一	中央同仁基督教會
同種社會事業	深川區猿江御料地内	一	家庭工業復興會
		二	東京府
		十	
		五	
		箇	
		箇	
		所	
		所	
		所	
		所	

第七章 衛生醫療部

一、屍體の收養處置

震災に因る屍體は風紀上よりしても衛生上よりしても急速に之が收容處置を講ずべきであるから、震災後直に之を督勵して、其進行に努力する所があつた。即ち東京市にては市自らが之を擔當し、横濱市にては救護事務局と同市とが協力して之に當つたのである。

(1) 東京方面

(イ) 本所深川方面は本所の陸軍被服廠跡に避難した人々の屍體が山のやうであつたから、同所を屍體收容所に充てて、同方面の屍體を全部收容し、二日間遺族の探査に來るを待ち、同所に臨時火葬場を設けて火葬に附し、其後納骨堂を設置した。

(ロ) 芝方面の屍體は芝浦に臨時屍體收容所及び火葬場を設けて同様之處置した。

(ハ) 其他各方面の死體は適當の場所に收容の上、遺族の探査に便し、一二日の後之を既設火葬場其他に於て處置することに決定して作業を開始したが、往々豫期しない故障に際會して思ふ様に進行しなかつた。然し陸上に於ける屍體の收容は日々自動車十餘臺、人夫三百餘人を役使して、極力收容に督勵を加へた結果、收容屍體四萬八千三百三十體に達し、自動車二百三十七臺、人夫八千三百餘人(延)を要した。又河川・池・沼に於ける屍體の收容は、日々船舶十餘艘を配して搜索せしめ、殊に深川區内の河川筋の如き多數の屍體ある場所に對しては、特に市吏員十數名、船舶五艘乃至二十五艘を出動せしめ、水上警察署と協力して、極力捜査收容に努めた結果、旬日ならずして大體引揚げを了したが、其數一萬五百二十五體に達し、船舶百四十六艘人夫千百餘人を要したのである。此の如くにして收容した屍體の處置に關しては、比較的多數の死亡者のあつた各區にあつては前述臨時火葬場の外、多數屍體の累積せる場所、其他適當なる場所に臨時火葬場を設けて、其附近に於て發見した屍體を火葬に附し、又比較的死亡者の少かつた區、及大川筋に於て發見した屍體は全部日暮里火葬場に送致して處置したのである。

(2) 横濱方面

横濱市に於ける屍體の處置は、救護事務局と横濱市と協力して之に當ることに決し、人夫約二百人を役使して屍體を久保山及三津澤に集め、之を埋火葬に附し、是等の場所と遠く離れた屍體の集團せる場所にては、附近適當の地に於て火葬に附し、十一月二十五日まで五千二百二十四體を處置したのである。

二、傷病者の救護

傷病者の救護に就ては警視廳・東京府及東京市其他災害地地方公共團體の醫療機關に加ふるに、醫事關係の學校及研究所等の援助を得て、之が應急措置を講ぜしめ、一面各府縣に救護班の來援を求め、到着次第直に所定の場所に於て救護に従事せしめたが、猶陸軍省・鐵道省・文部省・日本赤十字社・恩賜財團濟生會等も救護班を各方面に派遣して患者の救護收容を爲し、宮内省も亦、皇后陛下の思召に依り、巡回救護班を設けて、妊婦及乳幼児の保護救護を主とし、併せて一般患者の救護に従事せしめた。而して是等臨時救護班撤退後に備へ、併せて防疫上遺憾なきを期する爲めに、警視廳及神奈川縣廳をして、管内に診療班を配置せしめ、又重症傷病者は災害當時不取敢附近の學校寺院其他利用し得べき家屋に收容し、其後主として病院其他の適當設備ある所に集めて、醫療の完全を圖り、救護機關の充實を維持することに努めた。然し此際醫療機關は猶永續的に之を考慮する必要があるから、更に多少恒久的の外來診療所及び簡易療養所を設置し、診療班・救護班等に代り、相當期間繼續して救護に従事することが緊要であると認め、後述の計畫に基き、之を實施したのである。而して東京府下に在りて此等の救護機關の數の最も多かつた時は三百を算し、後に減じて百五十四となつたが、救護した傷病者の累計は百九十九萬六千四百八十五名で、一日の救護患者數は四萬名乃至四萬五六千名を算するに至つた。又神奈川縣下に在りては、救護機關の數最も多かつた時は八十を算し、後減じて四十八となり、救護した傷病者の累計五十二萬千七百四十名に及び、一日の救護患者數は一萬四千名乃至四千名を算する程であつた。

(1) 外來診療所

東京府下に在りては左の如く之を開設し、神奈川縣下に於ける分は救護事務局に於て横濱八箇所、横須賀二箇所

を設置した。

東京府下外來診療所		經營者	所數
市内	宮内省	市内 救護事務局	三〇
同	東京府	同 日本赤十字社	一四
同	恩賜財團濟生會	同 三菱商事會社	五
計			六七
市外	東京府		一九
計			一九
合計			八六

(2) 簡易療養所

東京市及其隣接町村に在りては、震災前總計約一萬五千の病床を有してゐたが、災害に因り約六千餘に減じ、就中、普通患者を收容し得る病床は僅に三千七百を數ふるに過ぎないので、之が恢復計畫としてはよし人口は減少したものの、現在の一般衛生状態の不良なるを考へ、普通患者に對して、約一萬の病床を豫備する必要ありとの見込みで、災害を免れた病床の外約六千床を準備し、乳兒産婦等に對しても相當の病床を用意することとした。又傳染病患者に對する病床總數は震災前約千八百であつたが、幸にして震災に依りて此種の病床を失ふことは極めて尠か

つた。然し傳染病患者の發生數は災害前に比して約二倍發生する見込みで、之に應じ得るやう、新に千八百の病床を新設すれば大體に於て差支はなからうといふ豫想の下に計畫を進めたのである。而して當時に於ける病床新設の狀況は左の如くである。

東京府下簡易療養所病床調

經營者	一般		産科及小兒科	傳染病	計
	一	計			
救護事務局	一、二〇〇				二、四六〇
日本赤十字社	一、二〇〇		二五〇	一、一一〇	一、七一〇
恩賜濟生會	一、〇一〇		五一〇		一、四一〇
財團協濟會	三〇〇		四〇〇		五二〇
計	三、七一〇	一、〇六〇		一、三三〇	六、一〇〇

横濱市に於ける公私立病院は大部分焼失し、罹災患者を收容し得べきもの僅に久保山市救護所、十全病院及岡野町濟生會病院等で、約三百床を算するに過ぎないから、左の如く簡易療養所を新設した。

横濱市簡易療養所病床調

經營者	一般		傳染病	計
	一	計		
救護事務局及大阪府外一府六縣	四三〇		七〇	五〇〇
神奈川縣	三〇〇			三〇〇
計	七三〇	一、八七八		二、六〇八

恩賜財團濟生會	一般		傳染病	計
	一	計		
計	一、三七八	五〇〇		一、八七八

猶救護事務局に於ては横須賀市に百五十床、千葉市に五十床の簡易療養所を設置した。是等の醫療機關に於ては主として罹災醫師看護婦等を使用し、之が經營に關しては醫師會と聯絡を圖り、罹災患者に對して最初は無料診療を原則としたが、相當資力のあるものからは漸次相當料金を徴して、經費の一部に充てて開業醫師の復興を資けたのである。

三、傳染病の豫防

今次の震災に於て上水道の破壊に原く飲用水の不足と、食餌の不攝生とは特に消化器傳染病發生の誘因となり、之が流行を來すやうなことが無からうかとは何人も想到し、且憂慮せる所であつた。加ふるに當時上海地方に於ては一日約五十名のコレラ患者が發生する狀況であつたから、此際萬一之に侵襲せられるやうなことがあつては、災禍の上に災禍を累ね、容易ならざる結果を招來すべきは、火を賭るよりも瞭なれば、三日各港務部に打電して、極めて嚴重なる檢疫の施行を命じ、且つ横濱港の被害激甚にして、港務部の活動至難なるを慮つて、同港への直航を禁じ、他の港に於て檢疫を受けしめることとし、極力病毒移入の防止に努めた。

(1) 東京市

東京府下に於ける震災後三箇月間の傳染病患者發生數は六千二百九十四名、死者千三百十二名で之を各旬に就い

て觀察すると、最初は主として傷病者の醫療に逐はれ、従つて傳染病患者の發見は極めて少數であつたが、九月十一二日頃から其數を増し、赤痢患者が非常に多く發生した爲め、九月下旬に至つては傳染病患者一日平均發生數、百十名に及び、同月二十三日の如きは百五十九名を算ふるに至つた。然るに十月に入りて赤痢患者は漸次減退して來たが、腸チフス患者の發生が著しくなつたから、總數に於てはまだ著しき減少を見ることが出来なかつた。十月下旬以降赤痢は愈々衰へ、腸チフスも亦十月中旬を最高として、以後多少の消長はありながら漸次減少するに至つた。

東京府下傳染病患者發生狀況

期 日	赤 痢		腸チフス		其 他		計
	上旬	中旬	上旬	中旬	上旬	中旬	
九 月	八一	四四一	三六	二一七	四	三三	一一二
十 月	六三三	四九〇	四三三	四六四	三五	四九	一、一〇〇
十一 月	二四〇	三七五	四九〇	五〇六	六〇	七〇	一、〇〇三
下 旬	一一三	九六	四四九	三六四	六二	六八	九二五
計	(二、四六九)	五三	(二、九五九)	三五二	(三八一)	八〇	(五、八〇九)
合 計	二、五二二	三、三一	四六一	(死者 一、三二二)	六、二九四		

而して傳染病豫防の措置として講じた主なる施設は次の通りである。

(イ) 傳染病患者の早期發見

警視廳をして九月七日から巡回防疫班五班(一班醫師一名・防疫監吏一名)を編成して、臨機各方面に出動して傳染病患者の早期發見・系統調査・消毒其他の防疫事務に當らしめ、診療班百班(一班醫師二名・助手一名・看護婦二名)を編成し、之を各所に配置して一般救護に従事すると共に防疫措置に遺憾なからしめ、又各警察署をして檢疫的戸口調査を勵行せしめ、其他醫師會と協議して一般に醫師からの傳染病患者死亡者報告を迅速に提出せしめるとにした。

(ロ) 患者の隔離及收容所の増新設

震災後傳染病患者が増加する虞があつたから、苟くも其疑ひある者は悉く收容隔離して、其流行を防止する方針を採り、一面には患者收容設備の調査を行ひ、必要なる病床を増設し又は新設もした。十一月二十五日現在病床數は二千七百二十八床であつて、收容患者數は千五百五十二名を算ふるに至つた。

(ハ) 井水其他汚水汚物等の消毒

水道水の供給が一時杜絶したのと、郡部に於ける急激なる人口の密集とは、已むを得ず不良水を飲用し若しくは使用するやうになつたので、速に水道の復舊を圖ると共に、水道水其他適當なる飲料水の無い方面には良水の運搬

配給を行ひ、同時に東京衛生試験所をして水質検査班を組織し、九月十一日より同月二十三日まで井水の検査及び其「コロルカルキ」消毒の勵行法を注意せしめたが、検査井數一萬三百三十二の内、良水八千九百九十四(七四・三%)、不良水二千三百三十八(二〇・七%)との結果を得た。又警視廳をして消毒班五十六班(一班防疫監吏・巡查一名・人夫十名に車一臺を付す)を編成し、九月十五日から市部殘存區域及近接郡部に對し、各戸に就き飲料水・下水・便所・塵埃溜等の消毒を行はしめ、十一月十五日までに戸數百八十二萬五千五百七十九、井戸十八萬四千九百四の消毒を施行したが、大體豫定地域内の作業を終つたので、同日限り之を廢止し、別に假小屋地域内に於ける消毒を施行する爲めに消毒班二十班を編成し、十一月十六日から作業を開始せしめた。

(二) 牛乳其他飲食物の検査

震災後日を経るに従ひ、市内各所に設備の不完全な各種の假設飲食物販賣業者が著しく増加して、不良の飲食物を供給する虞れがあるから、之を取締りに關し、警視廳をして各警察署長を督勵せしめたが、更に飲食物検査班四班(一班衛生技手一名・巡查一名)を編成して、九月十九日以来罹災者の集團地域に對し連日検査を施行せしめた。又市で販賣する牛乳の良否検査の必要を認め、東京衛生試験所をして九月二十四日から十月六日まで、三十二警察署に依囑し、隨所販賣店に就き不意に蒐收して來た品の検査を行つたところ、試験件數八百五十八の中佳良と認むるもの七百四十四、(八六・七%)、不良と認むるもの百十四(一三・三%)の成績を得、販賣牛乳の品質は震災前に比して時に低下せるを認めなかつた。

(ホ) 消毒藥劑の配給

井水消毒用「コロルカルキ」は東京衛生試験所員をして極力蒐集せしめ、約二萬封度を得て、此中一萬封度を警視廳に、五千封度を水道原水殺菌用として東京市に供給し、殘餘の分は使用法及び水量に對する其分量等を指示して、前記水質検査施行地域に於ける各警察署及町村役場へ配布した。又石炭酸配給の必要を認めたから、東京衛生試験所に之を供給し、更に之を各警察署及近接町村役場に對して配布せしめた。

猶警視廳消毒班に對しても必要な消毒藥品を供給したのである。

(ハ) 一般的注意の喚起

一般民衆の傳染病に關する注意を喚び起さんが爲め、廣く印刷物を配布し、生水・生物等を飲食することの危険と、清潔の必要と、患者の速に治療を受くべきこと等に就き特に注意し、又警視廳をして「震災後の傳染病豫防」・「簡易なる井戸水の消毒法」等の印刷物を管内各方面に頒布せしめた。

(2) 神奈川県

神奈川県下に於ける震災後十一月二十五日まで發生した傳染病患者の總數は、二千三百二十六名で、之を各旬に就き觀察するに、九月上中旬はまだ著しき發生を見なかつたが、同下旬に至りて、赤痢の發生は最高潮に達し、二十九日の如きは一日二十九名(内二十二名横須賀市)を發生し、腸チフスも亦急激な増加を示し、二三日の如きは一日九十七名(内九十二名橋本郡)の多きに達した。十月に入りてより赤痢は多少の消長はあるが、漸次に減少し、十一月十六日二十五名(内二十四名横濱市)發生した外著しき發生もなく、腸チフスは毎日平均二十七名乃至二十四名の發生あり、殊に十一月中旬に至つては横濱市に二百十二名發生した外、各郡に互つて多少の發生あつた爲めに

震災以来の最高数を示すに至つた。而して郡市別に發生の状況を見るに、赤痢は横濱市の百八十名を最高とし、横須賀市の五十三名、橋樹郡の二十六名之に次ぎ、腸チフスは横濱市の七百四名を最高とし、橋樹郡の四百五十三名、横須賀市の百二十四名、都筑郡の百十四名之に次ぎ、一時横濱・横須賀の二市は増加の傾向であつたが、橋樹・都筑の二郡は減少するやうになつた。

神奈川県下傳染病患者發生狀況

期	日	赤痢	腸チフス	其他	計
自九月	十一日	二四	三四	三	六一
自同月	二十一日	三五	七	三	四五
自同月	三十一日	六九	二八一	一七	三六七
自十月	十一日	四八	二三五	一五	二九八
自同月	二十一日	四九	二六六	一五	三三〇
自同月	三十一日	三八	三〇二	二〇	三六〇
(一日平均三・五)					
自十一月	十一日	二七	二四二	一八	二八七
自同月	二十一日	四三	三五八	二一	四二二
自同月	三十一日	二二	一二三	一二	一五六
(一日平均二・七五)					
合	計	三五四	一、八四八	一二四	二、三二六

豫防措置としては極力檢病的戸口調査を勵行して早期發見に力め、同時に消毒方法の施行を嚴重にし、猶必要の箇所には夫々傳染病院を増設若くは新設し、其他井水・飲食物等の検査を勵行して不良飲食物の取締を嚴重にし、且つ十月以降縣下に多數防疫職員を増置し、特に横濱市及近接郡部に對しては防疫班を設置して檢病調査を勵行せしめた。一月二十五日に至る檢病調査人員は百二十萬三千八百七十九人に達し、普通患者四千二百六十六人、傳染病患者九十八人を發見した。猶豫防接種の施行は最も機宜に適せる措置として極力施行し、施行済のものは二萬六千七百八人に至つた。

四、重湯・牛乳及煉乳の給與

罹災者中の乳幼児及病傷者で、牛乳又は液體食を必要とするもの多いに拘はらず、咄嗟の際之が供給を受くることは困難の狀況であつたので、事務局に於て之が給與の計畫を樹てた。

(1) 重湯

重湯は榮食研究所をして配給の任に當らしめた。同所は九月六日から全所員を擧げて重湯の調理及び供給班を組織し、上野公園・宮城前・宮城平河御門脇・新宿御苑内・高輪御所跡・洲崎等の六箇所に出張し、大規模に重湯を調理し、朝夕二回乳幼児及病者に對して之を供給し、十月八日まで繼續したが、此間の配給した容量は四百八十二石二斗で、受給者の數は一萬六千七十三名に及んだ。

(2) 牛 乳

牛乳は最初一日七十名を供給する計畫を立て、事務官を東京府下に於ける主要の搾乳場に派遣して、其生産力を調査せしめたるに、震災に因る乳牛の恐怖と、飼料の缺乏との爲め生産高激減して、一日僅に十數石を得られるに過ぎなかつたので、更に千葉縣下から供給を受けやうとし、部員を急派して其供給力を精査せしめたるに、一方三四十石を得られる見込であつたが、輸送機關に故障があつて十分に之が供給を受けることが困難であつたので、已むなく補給を煉乳に依ることとし、東京府下の搾乳業者から日々約十二石を購入して、之を小石川の興真舎に於て消毒し、警視廳衛生部・東京市社會局及榮養研究所をして傷病者收容所・救護所・罹災民收容所等に配給せしめ、九月二十五日まで之を繼續し、二十六日以後は東京市をして自ら購入して事務局及び警視廳の應援を得て配給に當らしめたが、十一月以降東京市では單獨に震災善後會寄附金の一部を以て、市内の主要な場所に十箇所の牛乳配給所と二十箇所の同部とを設置し、救助を要すべき乳幼児及妊産婦等に對して、向ふ六箇月間の豫定を以て毎日五石七斗の配給を續行した。

(3) 煉 乳

煉乳(粉乳を含む)最初北海道・大阪・愛知・石川・静岡・千葉・岡山・富山の各道府縣に打電して約二十萬封度の徵發方を依頼したが、此等道府縣の送付高は豫定を超えて、四十五萬封度に達し、其他米國より六十萬封度、大阪毎日・朝日兩新聞社よりも十五萬封度の寄贈があつた。此他内外よりの寄贈品は意外の巨額に達したので、之を警視廳衛生部・東京市社會局・榮養研究所及神奈川縣廳等に交付し、必要なる方面にそれぞれ給與せしめることとした。十一月二十六日現在に於ける牛乳及煉乳配給數量及人員左の如し。

府 縣	配 乳 種 別	配 給 數 量	配 給 人 員
東 京 府	牛 乳	五四二、三六二合	六〇八、八二三人
東 京 府	煉 乳	六七七、三一六罐	八四四、三四八人
神 奈 川 縣	煉 乳	九五、八五六罐	一六、一一八人

而して事務局に於ては時々部員を派して各方面に於ける配給状況を視察せしめ、又これに關係する當局者を招集して配給の方法及び範圍に就いて協議を凝し、配給の圓滑を圖ると同時に「牛乳又は煉乳に依る育兒法」と題する印刷物十萬枚を配布して、是等に依る育兒上の注意を促し、所期の目的を達成するに遺憾なからしめた。此等受給者は何れも皆配給の趣旨に感激し、中には聲を放つて感泣するものもあつた。就中龜戸方面に避難の受給者中、猛火に包まれて全身に火傷し、僅に玄米粥に依つて露命を繋げるもの如きは、涕淚滂沱として幾度か煉乳罐を押戴き、或は母を失つた乳兒を有する家族の配給を受けた時の歡喜の狀は其顔にも其舉動にも現はれて、配給者も共に思はず嬉し涙に咽んだ程であつたといふ。配給の結果を観察すると、母乳若くは其代用品の缺乏の爲めに衰弱した乳兒幼兒は漸次恢復して肥滿となり、或は又恐怖と榮養不良との爲め急に泌乳の中止若くは減少した産婦は分泌を恢復し、又或は受診傷病中不攝生粗食の結果、配給前は夜盲症が非常に多かつたが、配給後は著しく其數を減じたなど、本施設の效果の顯著であつたことを證するに餘りある。

五、衛生材料の蒐集配給

震災地域に於ける衛生材料の缺乏を充して、救護班其他救療機關をして救護材料の不足を感じせしめないやうにするのは刻下の急務と認められたから、震災後直に電報を以て各地方長官に衛生材料の至急送付方を依頼すると共に、行路の難を冒して事務官を大阪及び名古屋に急行せしめ、之が購入の任に當らしめた。猶材料の一部は陸軍及東京衛生試験所依頼藥品より供給を得、又已むを得ざるものは東京市内の店舗に就いて部員自ら奔走買収して、漸くに焦眉の急に應ずることが出来た。而して之が配給に關しては厚薄の差なく、其圓滑を期するを最も肝要として、東京衛生試験所を以て臨時材料倉庫となし、各方面より受納した材料は一應同所に納め、其品目を整頓して保存し、警視廳・東京府市及神奈川縣並日本赤十字社・濟生會・協調會・東京帝國大學・慶應義塾大學等の救療機關に對し必要に應じて配給した。此間最も苦心したのは、各地から送り來る藥品類の收受であつて、當時運輸機關は殆んど梗塞し且つ芝浦荷揚場及停車場の貨物處分は頗る混亂せる状態であつたから、多數の到着荷物を一々點檢して其中から材料を辛うじて發見し、部員自ら貨物自動車に搭乘し、人夫を指揮しつつ之を倉庫に送付せしめるのであるが、之が荷解きをして中を改め、内容に従つて整理し、之を各希望に應じてそれぞれ配給するが如き、一切の勞務は決して容易の業ではなかつたのである。

斯る状態にて蒐集配給した衛生材料の外海外各國からも續々材料寄贈の報知あり、殊に北米合衆國はメーグス號及びソナム號に積載して多量の病院材料藥品等の寄贈品が一時殺到したから、事務局に於ては特に明治神宮外苑青山工務所にある倉庫を借用して之が保管を完全にした。又大阪から藥品類六十萬圓の寄贈申出があつて、救療計畫は材料の點に於て聊かも支障を感じることが無いやうになつた。

更に防疫の方面に於ては災後傳染病の續發することを憂慮し、消毒藥品の補給に充分の注意を拂ひ、東京附近に於て購入し得たるクロール石灰・グレンシ・石炭酸・クレオソート油等を利用する外、特に栃木縣に部員を派遣して生石灰の生産状態を調査し、別に鐵道省に交渉して、其輸送に充分な貨車の配給を受け、斯くして京濱住宅地の消毒作業に缺陷のないことを期した。

六、飲料水の配給

震災の爲めに各地水道の破壊した箇所は尠くなかつた。東京市に在りては淀橋淨水所に達する送水路が二箇所決潰して水の供給全く絶え、又淀橋淨水所に於ては高壓送水唧筒排尿管が破損し、且市内配水管にも所々破損を生じたので、市民は殆んど飢渴に瀕せんとする状態となつたから、震災當夜時を移さず直に技術員を破壊せる箇所派遣して徹宵復舊に力めた結果、淀橋淨水所場に於ける臨時揚水唧筒は電力の供給を受くることとなつて、二日朝からは一部分の送水を見たのである。又東京市及陸軍當局と打合せの上、軍用自動車及市の撒水車を利用して給水班を作り、陸軍當局指揮の下に各所の消火栓から水を取つて、隨所に飲料水を配給し辛うじて一時の急を救つたが、當時市民が飲料水を渴望せる状況は筆舌に盡し難い程で、給水自動車の周圍に雲集する市民の群を見ては實に同情に堪へず、僅にバケツに一杯の水を受けて落涙合掌して謝意を表する男女は數へるに邊が無いほどで、給水従事者も此の實情を目撃しては愛愍救恤の念勃然として起り、我を忘れて一層奮勵の志を固め、業務遂行の爲めには殆んど寢食を顧る暇もないやうになつた。其後水道は日を逐うて復舊し、十三日に至つては送水路決壊箇所の復舊工事も完成し、又淀橋淨水所の送水唧筒も殆んど修理が完成したから、焼け残つた市内の大部分は給水を得るに至つた。

然し猶未給水部分に對しては、地下埋没管の復舊及び橋梁上の架管等給水設備の完成を督勵すると共に、前記軍用自動車及撤水車以外更に水船運搬を開始し、且つ貨物自動車を補給して給水の普及を圖り、更に燒跡地に於ける給水栓の復舊に努め、九月下旬に至り、市に於ける配水作業は大體整頓するに至つたので、二十五日を以て陸軍側の援助を打ち切り、事務局も亦貸與せる自動車全部を引揚げた。然し猶本所・深川の一部は臨時配水區域で、撤水自動車四臺・樽積貨物自動車六臺及水船六艘を用ひ、一日の配水量は一千石餘を算した。又淀橋淨水所に於ける其頃の出水量は震災前に於ける一日一十萬立方尺の量を超過すること、正に二百萬立方尺に上つて居た。

横濱市の水道は青山取入口が崩壞して土砂にて埋没したから引水不能に陥り、西谷淨水場に至る間の送水及び淨水設備は損害を蒙り、猶野毛山淨水場及配水鐵管の破損は激甚であつて、全市給水を絶つ状態に陥つた。仍つて事務局に於ては九月八日鐵道省用撤水自動車・軍用自動車及貨物自動車を同市に廻送し、陸軍當局指揮の下に海上から輸送し來る飲料水を市内辨天橋の袂に於て受納し、避難民の集合區域に巡回配水を開始した。市に於ては各所應急修理に着手せし以來、九日取入口の土砂除却を終ると共に、十一日に至り西谷迄の送水を完成したが、修理材料が不足を告げたから、二十四時以下各種鐵管接輪其他の諸材料を東京市役所及び内務省千住機械工場其他から調達供給して、埋没管の復舊及び新管敷設の便を圖り、十五日に到つて野毛山に至る間八時埋没管の修理了へ、沿線共用栓に依る給水を開始し、それから幹線二十四時配水管の修理に着手し、工兵隊及大阪市其他から派遣せる應援隊の援助を得て、十月八日に至り之を完成した。更に都橋に至る配水管は十日に完成したから、以後都橋消火栓を以て給水の根據となし、碇泊せる船舶に給水することをも開始して、給水能率を増進し、一日の給水量は千二百

石内外に達するに至つた。此間陸軍に於ては船舶及びタンク、積自動車を以て給水を繼續し、一日の給水量は約五百石に及んだのであるが、市の配水作業の進捗に伴ひ二十三日を以て給水援助を全部打切ることとした。其後配水管の修理は大部分完了を告げて、未通水の場所は礮子・根岸・本牧方面のみに止つたが、此方面に對しては一日四五十石臺の配水をした。當時西各淨水場からの出水量は一日百七十萬立方尺に達し、配水管路復舊の延長は百哩に及び、共用栓設置六百を超え、専用栓は約九千の設置を見るに至つた。

七、糞尿及塵芥の處置

火災を免かれたる地域、殊に避難民が密集せる區域の汚物を掃除し、清潔を保持することは衛生上からも傳染病豫防上からも極めて重要であるにも拘はらず、震災に因り人夫・器具・運搬具等に不足を來し、一方には又運輸機關の杜絶した爲めに、掃除作業は一時中止の状況となり、加之避難民蟄集し、人々激増した爲に殘存區域に在つては尿尿は停滞し、塵芥は堆積したので、事務局では極力關係當局を督勵して迅速に之が汲取及掃除に努めたが、尿尿に關しては東京市に於て先づ避難民集團區域・公園・道路等に假便所を急設して、之が掃除及消毒の爲め掃除隊を組織派遣することとし、更に火災を免かれた各區には器具・人夫・運搬具等を補給して、九月八日から各戸の糞尿汲取りに着手した。猶一面附近農村の各種團體に對し、一荷に付き三十五錢以内の汲取料を支拂つて汲取方を奨勵し、一時の急に應じたが、人夫・器具及輸送力が充分でない爲め、普く十分に處理することが出来なかつたのは遺憾であつた。そこで同月二十五日に至り、從來の直營作業の外、東京生肥株式會社・東京糞尿汲取組合等と汲取契約を結び、市民の一日排泄量七千石中、約四千五百石を汲取らせることとし、殘餘の分は市直營人夫に依りて汲取るべき計畫

の下に着々實行した。塵芥に關しても各區に人夫・運搬具等を補給して搬出に努力せしめ、市自からは自動車及馬車數十臺を雇ひ上げて掃除に従事し、九月十五六日頃までに兎も角も全市の塵芥を一掃し得たが、猶蒐集器具其他用具の充實を計り、各戸の塵芥の搬出掃除に努めると共に、到る處路面に堆積散在せる瓦礫の取片付を督勵し、露店地帯・公設バラック・焼跡バラック等に對して芥塵容器を設備し、更に印刷物の頒布其他の方法に依りて塵芥を道路に投棄せざるやう市民の反省を促すなど異常の活動を續けた。事務局に於ても専務の事務官を設けて、日々各方面を巡回して狀況を視察し、關係當局を督勵注意せしむると同時に、容器・運搬具等の供給に對しても十分の援助を與へたのであつた。

横濱市の屎尿處理に關しては縣及市當局と聯絡を取り、先づ避難民集團地域に假便所五十二箇所を設置し、又火災を免かれた地域に對しては附近の農民をして汲取りに従事せしめ、猶市内を六班に分ち、各班吏員一名・人夫十名を以て全市を巡視し、汚物の掃除消毒に當らしめた。塵芥の處理に就ては市内を五區分し、更に二十五の小區分をなし、之を掃除監督五人・巡視三十二人に受持たせ、各小區に人夫三人乃至十人を配屬せしめ、三四日にて全區を一巡搬出するやうにした。猶別に特種の塵埃掃除として、焼跡から搬出する特種の塵埃處分の爲め、十月二十九日から臨時牛車・手車三十二輛・人夫二百人宛を役使し、前記五班の吏員監督の下に之を施行し、十一月末を以て打切つた。

第八章 交通部

一、概 説

今回の震災は鐵道電車並電信・電話の大部分を破壊し、一時交通・通信は全然杜絶するに至つたから、交通部に於ては應急施設を計畫し、或は飛行機又は驅逐艦によりて他地方との聯絡を圖り、或は海軍の無線電信を利用し、或は傳騎及傳書鳩を用ひ、主要官廳間には軍用電話を架設して聯絡を開き、鐵道・電信・電話の復舊を急ぎ、船舶車輻・ガソリンの徵發を爲し、或は其提供を受け、避難民の輸送・物資の供給に遺憾のないやうにすると共に、回復事業の進捗を圖つたのである。

物資の配給は當初海路から來るもの（芝浦沖來着のもの）の陸揚は海軍に於て之に當り、右陸揚品及陸路鐵道によつた物資を直接交付の責任者たる府縣又は市に供給するは陸軍に於て之に當つたが、九月下旬に至り、是等陸海軍の作業は民間運送關係業者の團體たる救護協議會に引繼ぎ、協議會に對する指揮命令は交通部に於て之を司ることになつた。

(1) 交通部の所管事項は頗る多岐であつて、庶務・道路・鐵道・船舶・港灣・郵便・電信・電話・海軍・陸軍及ガソリンの十課に分れ、鐵道省・逓信省・陸海軍・東京府・東京市・警視廳等諸管廳の事務に關連し、委員及事務官には是等諸官廳の幹部を包含してゐる。

(2) 運輸交通及通信機關は、救護事務進行の基礎條件であるから、夫々主管官廳をして陸海軍の援助の下に晝夜兼行して之が回復工事を進行せしめると共に、之が利用を救護事務に集中せしめることに努めた。而して是等運輸交通及通信に關する事務は、當部に於て打合せの上施行したものと、別段打合せに依らずして當該官廳に於て任

意其の自らの發意に基けるもの、若くは其の固有の責務として施行したものとがある。以下此兩者の區別をなさず、運輸及通信に關する施設の概要を掲ぐることにする。

二、庶務

(1) 交通部會議の開催

交通部の委員は東京市・鐵道省・逓信省・陸海軍省等の幹部を包含し、頗る廣汎に互るを以て事務の連絡統一を期する爲め、毎日（十月に入つてからは隔日とし、漸次回数を減じ、十月中旬からは定期の會合を廢し、必要に應じて開催することにした）午前十時から委員又は事務官の會議を開き、必要に應じては關係官廳吏員の出席を求め、各方面の事務を報告し、船舶・鐵道・道路・電信・電話・車輛・配給其他萬般の事項に關して施設すべき事項を協議し、其決議に基き夫々遲滞なく施行した。

(2) 報道印刷

運輸交通及通信機關の狀況並に其復舊工事の進捗に就ては、當該官廳から其の詳細の報告を受け、之を遲滞なく謄寫版によりて事務局各部の關係官廳及新聞社（情報部を通じて）に報道し、之が利用に遺漏無きを期した。運輸交通の外水道・點燈・物資の配給其他事務局又は社會に汎く通報するを要する事項は、之を謄寫版刷にして關係各方面にそれぞれ通告したが、是等謄寫印刷物は十月二十日までに約三百件を超え、其後十一月二十日までに約三十件を算するに至つた。

(3) 輸送承認證・汽車汽船乗用證・便宜供與證等の交付

イ、輸送承認證

九月二十日までの鐵道に依る輸送は救護品に限つてゐたが、其範圍は震災地行政官廳宛の救護品及交通部の證明した私人の救護品であつて、後者に關し九月二十日までに交通部に於て發行した輸送承認書は二〇二件である。

ロ、汽車汽船乗用證

救護の爲め鐵道を利用する官吏に對しては、鐵道當局と協定の上、汽車汽船乗用證を交付し、無賃取扱の便を供したが、其後九月十四日限り廢止した。

ハ、便宜供與證

救護事務に關するものでなくとも、特に施行を必要とするものに對しては、鐵道當局と協議の上、便宜供與證を交付した。又無賃取扱をする性質のもので無くとも、汽車遠乗困難にして甚しく旅行の遅延するが爲めに、特に優先取扱ひを受けしめんとするものに對して發行した件数は一三四件あつた。

ニ、便乘證

海軍の芝浦横濱間の定期通信艇に便乗せんとするものに對して便乘證を交付したが、其件数は七十五であつた。ホ、歸郷證明書

救護の爲め震災地に赴援した青年團員・在郷軍人等で、九月十三日以前に上京したものに對しては交通部の證明あるもの限り、九月中歸途の無賃扱ひすることとした。此の證明により無賃扱ひを受けたものは五四五一人である。

(4) 配給狀況視察

四日以来部員を六班に分ちて、各配給所を視察せしめ、其の報告を謄寫版に附して事務局各部の参考となし、改良を要すべき事項に就いては或は直に府市區當局に注意し、或は交通部會議の議題として協議の上夫々適宜に處置した。十三日頃から配給方法略ぼ所期の程度に達したので視察をも漸次廢止することとした。

(5) 賃銀の協定

：労働者の賃銀の不当なる高下、又は各所に於て區々一定しないのは弊害が尠くないから、當部に於ては配給に使用した人夫の賃銀を主として廣く労働者の賃銀に關し連絡と統一とを計る爲め、數回關係當局の會議を催し、賃銀政策に齟齬のないやうに努めた。

(6) 勞力の供給

物資配給は協議會成立前に於ては陸海軍及び府市に於て擔當してゐたが、陸軍の陸揚積卸配給及び倉入等に使用する勞力は當部に於て府市をして供給せしめた。其延人員は左の通りである。(九月下旬打切迄)

東京市にて供給したる分			
芝浦司令部	二七、六六三人	兩國支部	四、二六五人
東京府にて供給したる分			
龜戸配給部	二、六四五人	田端配給部	二、六三五人
合 計	四四、六九五五人	隅田川支部	二、三二五人

(7) 地方青年團の來援

震災直後に於て、芝浦に於ける荷揚げ、各停車場に於ける物資積卸し其他の配給事務に従事する勞力は、之を市

内に求めることが出来なかつた。依りて近縣の青年團員・在郷軍人等の奉仕勞働團の來援を求め、又は指令を俟たずして來援した此種團體の援助を受け、之に依つて所要量の荷役を爲すことを得た。其後漸次人心が安定すると共に市内の罹災労働者の職を求めものが多く、人夫の供給も豊富となつたから、九月八日頃より青年團の上京は凡て一應事務局に議つて後にするやう地方長官に訓電し、特に必要ある場合の外上京を見合はさしめた。然し既に上京を促したも或は何等事務局の指示を俟たずして上京したもの、或は陸軍當局の要求に基いて上京を促し、後不用に歸した等の事情によつて、漠然たる救護の目的を以て青年團の上京する者が頗る多く、是等は總て交通部に於て所轄し、東京府・東京市・横浜市・陸軍・逓信省・區役所等に配屬して、貨物の積卸し、燒跡整理・掃除・炊事其他諸種の救護作業に従事せしめた。

是等青年團中には平素慣れない勞作に従事した爲め、能率が十分に擧らなくて豫期に反したものが無いでもなかつたが、然し大體に於て能く缺乏を忍び困難な勞作に堪へ、或は進んで屍體の取片付け糞便の掃除等に當り、市區當局並に罹災者をして感動せしめたものも尠くなかつた。

上京した救護青年團は二十府縣に互り、其數八千百十七人で、外に事務局と關係なく陸軍當局の指令の下に活動した郷軍人亦七千人あつた。此外來援を申出でたが、交通部に於て上京見合せ方を命じたものが頗る多く、北は北海道から南は鹿児島まで殆んど總ての府縣に涉つてゐる。

地方青年團の外在京の學生で勞働奉仕を爲さうと申出たものが多かつたが、多數團體を爲さず、個人的の申出であつたから、これは實際使用した數は多くはないが、適宜必要の向き向きへ紹介の勞を執つた。

(8) 東京罹災者情報局

地方からの上京者は官用其他罹災地に家族を有する者及び必要已むを得ざるもの外は成るべく之を阻止するといふ方針を採つたが、震災地に於ける親戚知人の安否を憂ふる者の爲めに、罹災者情報機關の設置を希望しつつあつた際、偶々東京帝國大學々生有志は末弘教授(嚴太郎)の統率の下に罹災情報局を設置したから、交通部に於ては之を援助し、鐵道及び逓信當局に照會して便宜供與と利用の宣傳を委託した。果然情報局の成立は世の要求に副ひ、同局は開設(十二日)以來日に數千の照會を受け、其大部分に對しては遲滞なく回答を發し、救護事務を進捗したと顯著であつた。大學の開校と共に十月十日之を廢止するに至つたが、其間に取扱つた件數は左の如くである。

受信數	三四、三一〇
發信數	三五、三三一
積極回答	(一個の間合せて數件の事項を依頼し來るものが多いから發信數は受信數を超える) 一五、九五六
消極回答	(明確な回答をしたもの) 一七、八七一
回答不能	(當局名簿に記載なく生死不明の回答をしたもの) 一、三一八
回答不能	(問合せの内容不明・發信者住所不明・當局調査範圍外に關する問合せ等) 一、〇二六

三、鐵道

震災直後震災地から地方に達する鐵道は、信越線(川口まで)のみに過ぎなかつた。鐵道省は陸軍省の援助を受け各方面の復活を急ぐと共に、鐵道の能力を救護に集中する爲め、一面に於て罹災地を去る避難民行政官廳宛救護品及び救護に従事する者に對しては總て乗車賃を無料とし(九月三日決定)、地方震災地に對する旅客貨物の殺到を防ぐ爲め、地方から罹災地に來る者に就ては、救護の爲めに來るもの及び罹災地に家族を有する者の外は斷然之を阻止することとし(九月六日を以て次官から地方長官へ通達)、貨物は救護用物資の外取扱ひを拒絶することとした。而して救護品に對しては審査の上當部に於て貨物輸送承認書を交付したが、九月六日以來九月二十一日鐵道省が其事務を常態に復することを得て之を廢止するに至るまでの右承認書交付數は二百二件であつた(九月六日以前のものに就ては不明)。

(1) 復舊工事

震災に因つて鐵道の受けた損害は絶大であつた。鐵道の回復は罹災者救護の第一要件なるを以て、當局は陸軍の援助を受け、晝夜兼行して之が復舊に努力したのである。修理せられた線路及其作業開始月日は前に掲げてあるから、此に之を略す。

(2) 徒歩連絡及連絡船

回復に時日を要する東海道茅ヶ崎平塚間(九月十二日より)・山北駿河間(九月二十一日より)及中央線上野原與瀬間(九月八日より)は徒歩連絡に依り、又九月六日より品川清水港間に連絡船を通航せしめ(九月二十八日より横濱・清水間に改む)汽車との連絡を圖つた。

(3) 罹 災 者

A、震災地を發する場合

九月三日より二十日まで、別段の證明を要せずして無賃

同二十一日より九月末日まで、市區町村長の證明ある者のみ無賃

B、避難地から郷里親戚知人に歸行する場合

九月二十日より十月十日まで、市町村長の證明により無賃

(ロ) 救護事務に従事する者

救護事務に従事する者の数は其後意外の多數に及び、鐵道の收入上重大なる關係があるのと、民情の安定と共に地方救護班の上京を俟つことが緊切でないことになつたとの理由で、九月十三日から上京の場合は總て有賃とし、其退京の場合に就ては、十三日以前に上京したもので九月中に歸郷する場合に限り交通部に於て歸郷證明書を交付し、無賃扱を爲すこととした。十三日以後九月中に於て、此の證明書發行を受けたものは五千四百五十一人である。

今九月三日以後に於ける統制を示せば次の通りである。

A、九月三日より十三日迄公共團體の證明あるものは往復共無賃

B、九月十三日以降三十日まで十三日以前に來援した地方青年團及在郷軍人の歸還するもので、交通部の證明するものに限り無賃

C、救護のため在郷軍人團本部から召集を受けた地方在郷軍人に對しては、九月十四日より九月三十日迄五割引

(ハ) 罹 災 鮮 人

罹災鮮人に對し、九月二十八日より十月十五日まで、朝鮮總督府の證明に依り釜山まで無賃輸送をした。

(ニ) 救恤物資及復舊材料

救護用物資の輸送に就ては、九月二十一日から交通部の統制を解き、鐵道省は原則として平常の營業を開始した而して救護用物資に就ては、無償にて罹災者に配付せらるべき官廳宛のものは無賃、其他の生活必需品は五割引の特典を與へ、輸送の緩急は運輸局に於て指示した。

A、九月三十日までに震災地に到着する官廳宛食糧及救護品は全部無賃

官廳以外の會社團體等に於て自己關係者罹災者救護の爲め、食糧品及救護品を送る場合には交通部の證明に依り無賃

B、九月二十一日より十一月末日迄 救恤品 無賃 食糧品・復舊材料・日用品 五割引

海運に依る木材に就ては海港迄 五割引

(4) 運輸の制限

(イ) 入京者阻止

物資不足せる震災地に多數の見舞人が上京するのは、救護事務施行上支障が尠くないので、九月三日以來救護事務に關係する者、及び家族を東京に有する者の外入京を阻止し、乗車を拒絶したが、九月二十一日から常態に

復した。

(ロ) 救護品優先

震災地行の物資殺到し、而も輸送力が平素よりも著しく劣つてゐるから、救護品の外受付を拒絶した。九月二十一日からは原則として常態に復したが、食糧品・復舊品・日用品必需品に優先を認めた。

(5) 避難民輸送人員

九月三日より九月末日までに無賃輸送した人員は約二百萬人であつた(避難民の退京状況に就ては別表参照)。

(6) 救恤物資輸送量(十月十一日迄)

無賃に依るもの 一〇二、〇〇〇噸

五割引に依るもの

五四、〇〇〇噸

四、通 信

(1) 郵 便

震災に依る交通機關の破壊に伴つて、外部との郵便は一時全然停止したが、交通機關の回復に伴ひ漸次回復し、九月六日市内に残存せる郵便局の受付及配達を開始し、十月五日震災地宛小包郵便の引受開始に到つて、略常態に復するに到つた。

(2) 電 信

電信の回復は郵便に比すれば遙に速かであつて、震災直後軍用電信を主要官廳間に架設した。逓信當局に於ても鋭意其復舊に努力するところがあつたが、到底一般の利用に堪へないから當初は救護用官報の受付に限り五月四日

之を開始し、次で六日から罹災電報に限り一般私報を受付けるに至つたが、初日の申込數二十四萬に達し、其混雜實に言語に絶した。依つて新聞電報に限り交通部に於て之を受付け、一括して中央電信局に送致し、優先的取扱を受けることとしたが、十三日之を廢止して漸次舊態に復するに到つた。

(3) 電 話

電話は戒嚴令施行と共に軍用電話を官廳間必要の箇所假設し(十月四日廢止)、逓信省電話は九月五日電話五十九個を救護に關係のある諸官衙間に開通し、漸次之を擴張して十四日百七十一個とし、新聞社・通信社・經濟機關等に架設し、九月二十九日市内残存青山・牛込・小石川・高輪四局の加入者間に一般通話を開始した。市外電話に在つては九月二日先づ千住日光御用邸間を作成し、又大阪から長野・甲府・高崎各地臨時電話を取扱ひ、一回三分以内の下に一般市民に利用せしめた。

(4) 飛 行 機

九月二日以来陸軍飛行機は東京各務原の定期航行を行ひ、救護に關する命令其他公文書の傳達・情報の播布及び一般電報の中繼を取扱つた(九月二十二日廢止)。其外飛行機は栃木日光方面にも活動し、震災状況を當時日光御用邸に御避難中の陛下に奏上し、且一般救護事務に利用した。

(5) 其他の通信機關

(イ) 無 線 電 信

陸軍中野無線電信隊及海軍無線電信に依つて救護用通信を取扱つたが、更に千葉縣四ツ街道野戰砲兵學校の無

線電信隊に依頼し、事務局構内に無線電信を設置し、千葉を通じて全国に電信を通じ、主として救護用官廳電報を取扱った。(九月四日開始) (同月十八日閉鎖)

(ロ) 軍用傳書鳩

前記無線電信に相伴ひ、時々此の補足として事務局と千葉との間に軍用傳書鳩を使用した。無線電信が故障の場合など顯著なる働きを示した。

(ハ) 傳 騎

陸軍から傳騎として事務局に騎兵四名の派遣を請ひ、事務局からの市内に於ける公文書の往復に使用した。

(ニ) 海軍通信艇

(十月三十一日撤去)

海軍に於ては通信艇を以て、芝浦横須賀間に定期航海(東京横須賀間一日一回・横濱横須賀間一日二回)を行つたから、當部に於ては力めて之を利用し、事務局の職員などで之を利用しやうとするものには便乗證を交付した。其件數十月六日廢止までに七十五件あつた。

五、道路及橋梁

東京市内道路は、家屋の倒壊・電車の燒失・架空電線落下・橋梁の墜落等の爲め、完全に通行し得るものが少かつた。そこで先づ霞ヶ關から芝浦埋立地配給所に到る道路外十二の主要線路の修復を急ぎ、道路の中央に於て燒失した電車と、架空電線の落下したのとは東京市電氣局に對し、之が除却を勧誘すると共に、陸軍工兵隊の援助を以て之が整理をなし、次で燒失した橋梁に對しては人の通行し得べき程度を標準として應急工事を施し、漸を遂うて貨物自動車の通行に耐ふべき構造に假設した。其の修復した橋梁の總數は八十個所に及び、物資の運搬及び市民の通行は略々遺憾の無い程になつた。横濱市内に於ける道路も亦東京と同一の状況であつたから、先づ以て交通幹線に屬する櫻木町から八幡橋に至る道路外五道路の障礙物を除去し、橋梁の應急工事を施行せしめ、市内及び市郊外との交通に遺憾のないやうにした。

東京を中心とする放射道路は當時鐵道が開通しない爲め、罹災民避難の唯一の交通機關であつたが、多くは橋梁が破壊墜落して用を爲さず、東京を中心として千葉・宇都宮・戸田橋附近に避難する者の困難も非常であつたから、應急工事を施行する必要に迫られてゐたが、然し之が施設は當時實に容易な業でなかつたので、不取敢復道路を撰擇し、之を修理して紋上交通の利便を圖つたのである。

東海道の内、京濱國道は六郷川橋が破損して其用を爲さなかつた。依つて工兵隊の助力を受け、第一着手として人の交通に耐ふべき構造を修理し、次で車馬の通行する程度に假設工事を施行した、之に因つて京濱兩地の交通は略々障礙なく行はれるやうになつた。

横濱以西に屬する東海道は路面の龜裂・陥落・崩壊などが多く、橋梁も亦破損せるものが少からずあつて、自動車の通行が不可能の状況であつたから、先づ倒壊家屋の除去に力め、次で大鋸橋・馬入川橋墜落の爲め杜絶した交通は渡船に依つて連絡を圖り、一方假橋の架設を急ぎ、馬入川橋は新馬入川橋の材料を利用して自動車の通行を圖り、大磯町以西箱根間に於ては鹽見橋・押切橋・酒匂橋墜落し、山腹の崩壊する箇所も多くして交通が杜絶したから、工

兵隊及び重砲兵隊の援助を受けて徒歩交通に適する架橋を成した。斯の如く震災の爲め橋梁の墜落し、道路の閉塞したものが多數で、之が復舊は至急を要するものであるから、主として陸軍の力に依り、回復を急いだ、其の主なる工事は左の通りである。

(1) 東京及其附近

- (イ) 橋 梁
 - 新設 二七 補修 一一 延長 一、一七〇米
 - 中車輛の通路妨げなきもの 三〇
 - (ロ) 街 路
 - 主要道路新設 一、四五八
 - 補 修 八三、一〇八
- 街路に横はれる自動車残骸三〇〇臺・電車の残骸三〇〇臺を除去す。
- (ハ) 市内電車路の補修 五〇、一一〇米

(2) 横濱及其附近

- (イ) 橋 梁
 - 架設 一六 延長四六四米
 - 補修 一七 延長四四二米
 - (ロ) 街 道
 - 市内主要道路及横須賀に通ずるもの 四四軒
- (ハ) 電車線路 市街線補修 二哩
- (3) 湘南地方
 - 馬入橋・酒匂橋等約二十、延長三、〇〇〇米を架設した。

六、河川港灣

陸上の交通の杜絶に因つて、海よりする交通は水運の利便に俟つものが多いから、市内小名木川・堅川・北十間川は陸軍省に於て、又日本橋川・外濠・京橋川・神田川は東京市に於て各自障碍物を撤去し、水運の利便を開かした。斯くして陸軍の援助により水路の障碍物を除去したものは、東京附近に於て一四、六二九米、横濱附近に於て六、七五〇米である。芝浦及兩國に於て物資陸揚げ及び避難民輸送のため設備した棧橋は、新設四十三・補修四十三であつた。

横濱港は震災による被害が最も激甚であつて、岸壁千百間の内舊形を存するものは僅に二百三十間に過ぎず、建物は倉庫一棟上屋五棟のみを存し、他は何れも倒壊焼失し、棧橋も補修擴築の分のみが残存して他は全部屈折陥落し、防波堤も亦陥没する等殆んど港灣の價値を失ふに至つた。故に罹災民救助のため入港せんとする船舶も、已むなく之を芝浦に變更しなくてはならないやうになつた。蓋し横濱棧橋の破壊は震災被害中最も大なるものの一であつたが、漸く陸海軍の援助によつて辛うじて之を修築し、九月十三日から兎も角も船舶を岸壁に着け得るに至つたのである。

七、船 舶

(1) 物 資 輸 送

平時國內に於ける旅客及び物資の主要なる交通機關である鐵道は、震災地の殆んど全部に亙つて破壊し盡されたから、船舶は鐵道の缺を補つて食糧其他の救護物資の輸送上多大の貢獻をなした。即ち震災と同時に食糧局の米五十萬石を初めとし、關西方面から來る多量の物資は續々船舶によつて京濱に入港した。其船舶隻數及び搭載量の十月十四日までの統計は左の通りである。

(イ) 横 濱	軍艦 一〇隻	船舶 八三隻	搭載噸數 一三二、七六八噸
(ロ) 東 京(芝浦)	軍艦 三〇隻	船舶 一四四隻	搭載噸數 七六、三七九噸

(備考) 一、船舶及軍艦は救護物資を搭載せるもののみを計上す。
 二、搭載物資は概算に依る。
 三、東京の搭載物資中には、東京市にて取扱つた木材及び横濱又は大阪に返送又は廻送したものを除く。

(2) 避難民輸送及び臨時定期航路

救護物資を搭載し來つた船舶をして、其歸航の途避難民の無賃輸送に當らしめたが、京濱地方と關西地方との大動脈ともいふべき東海道線が不通であるところから、曩に述べた鐵道省の品川清水間(後に横濱清水間)の連絡船(十月二十七日廢止)の外左の定期航海を開始した。

(イ) 九月十日以降十月二十七日まで長崎丸・上海丸を以て京濱及神戸間隔日一回

(ロ) 九月十六日以後九月二十六日迄博愛丸・弘濟丸を以て京濱清水間に毎日一回

(ハ) 九月二十七日以後十月二十六日迄竹島丸を以て横濱清水間に隔日一回

船舶による避難民は別表の如く九月中に於て七萬三千人であつた。

(3) 無賃割引輸送

前述の如く貨物船をして歸途無賃で避難民を便乗せしめた外、日本郵船・大阪商船・東洋汽船等をして都合のつく限度に於て、外國からの寄贈品を無賃で輸送せしめた。

備考

横須賀より軍艦に依つて避難したるもの(二十一日迄の累計)

四、六五三

月	東京より各地に避難したるもの及出入者数			横濱より各地に避難したるもの			
	鐵道に依るもの			船舶に依るもの		船舶に依るもの	
	出	入	差	汽船	軍艦	汽船	軍艦
9. 1							
2						200	
3						100	
4						3,130	
5	91,800	40,750	51,050			33	
6	94,500	40,950	53,550	4,416		6,533	
7	97,500	44,600	52,900	1,300		2,875	
8	106,000	51,800	54,200	2,700		2,516	
9	110,000	48,000	52,000	3,824		7,650	
10	97,400	44,500	4,932	4,132		3,548	
11	114,000	45,600	3,529	3,529		3,976	
12	139,600	56,300	9,833	9,833	避難民(二十一日迄の累計)に依る計	750	避難民(二十一日迄の累計)に依る計
13	129,500	55,000	6,546	6,546	二、七〇〇	992	七、七〇〇
14	100,100	49,800	5,341	5,341		2,680	
15	84,330	43,100	2,155	2,155		1,488	
16	78,100	41,880	663	663		237	
17	97,500	53,580	4,171	2,171		128	
18	73,200	45,530	5,207	5,207		954	
19	68,400	41,530	2,596	2,596		470	
20	67,800	41,390	6,944	6,944		1,771	
21	69,200	43,600	1,272	1,271		358	
22	68,240	41,390	2,627	2,627		28	
23	73,750	65,450	427	427		170	
24	55,450	50,900	433	433		163	
25	71,150	65,450	224	224		122	
26	77,050	71,850	1,354	1,354		364	
27	61,600	61,430	494	494		52	
28	61,860	61,430	1,161	1,161			
29	61,860	61,690	350	350			
30	61,860	61,530	1,603	1,603			
合計	2,211,750	1,328,080	73,106	73,106		41,895	

八、車 輛

震災と共に車輛の利用が益々滋きを加へ、交通並に物資の輸送は専ら之に依らなくてはならぬ状態であつたら、地方長官をして之を徵發を行はしめた。救護物資の運搬と救護の任に當る職員の乗用の爲めに使用した自動車・馬力等は十月七日迄の備上げ延臺數、自動車一萬一千三百六十七臺、荷馬車八千三百三十八臺、荷車四千八百十八臺、自動自轉車千五百七十七、自轉車千六百八、人力車十七、合計二萬七千六百三十五臺で、其料金は約六十萬圓であつた。後之を罹災民の救護に直接從事する當局各部及び東京府・東京市・神奈川縣及び横濱市に分配して物資の配給に略々遺憾のないやうにした。又民間に於て使用する自動車の不足に基く料金の騰貴を防止するが爲め、使用料を公定して之を發表し、又自動車の破損を修繕する工場を調査して之を公表し、民間自動車使用者の便に供するところがあつた。

九、陸 海 軍

今次の大震災救護に對する陸海軍の貢獻は又呶々言を費すにも及ばないが、陸軍は鐵道・道路・河川・橋梁の修繕並に物資の配給(協議會成立前迄)を殆んど其一手に引受けて、交通運輸上極めて重要な任務を果した。これは夫夫各部門に就て、前にも述べてあるし、又配給に就ては陸軍から補給部詳報の公表せられたものがあるから茲には略して置く。

海軍にては九月二日徒歩連絡に依りて船橋無線電信を利用し、各鎮守府に軍需品及び各地からの託送品を搭載し、震災地方に軍艦を回航せしむべき旨を打電し、此等軍艦の外、救護品を搭載し來つた一切の商船の陸揚げの任に當

り、九月二十二日協議會に引續ぐまで設備の不完全な芝浦に於て莫大な物資の陸揚げを果した。

右運輸交通に關して海軍の盡した主なる事項は左の通りである。

(イ) 軍艦による避難民の輸送

其人員二十日打切まで累計

東京 四一、八九五人

横濱

七、七〇〇人

横須賀

四、六五三人

(ロ) 芝浦横須賀間通信艇を毎日定期に航行して通信の連絡を計つた。(第三通信の項参照)

十、救護協議會

救護事務開始以來、海路から來るもの(芝浦沖着泊)の陸揚げは海軍當局に於て擔任し、右陸揚品及び鐵道に依りて送付せられた物資を現實配給の責任者たる東京府・神奈川縣・東京市・横濱市等に交附輸送するのは陸軍補給部に於て之を擔當したのであるが、元來陸海軍に於て輸送事業に當るといふが如きことは、實に一時の已むを得ざる措置であつて、永く斯の如き任務に服することの出來ないのは言ふを待たぬ。仍つて民情の安定すると共に商業機關の能力も回復を見るに至つたから、速に震災前の常態に復歸せしむるを可とし、民間實業家十數人に囑託して、救護協議會を組織せしめ、從來陸海軍に於て行つた事を引續ぎ、物資の陸揚げ・倉入・運送及倉庫建設等の事務に當らしめることにした。而して協議會に對しては交通部が事務局を代表して指揮監督の衝に當ることとし、之が爲に協議會から連絡の爲め一人を交通部に派遣させ、協議會の會合(毎日午前十一時參集)には交通部からも列席して諸般の事務の打合せを行ひ、事務の執行上萬遺憾のないやうにした。

十八日協議会の組織に關する大綱成り、左の如く事務の引繼を了したのである。

芝浦出張所及兩國支所に九月二十二日及二十三日、海軍は二十四日・二十五日

龜戸出張所 二十六日

田端出張所 隅田川支所 二十七日

新宿出張所 二十八日

神奈川縣支部 二十七日・二十八日

協議会の作業は引繼以來順調に進行して來たが、救護物資の漸次減少すると共に此作業を縮小し、先づ芝浦に於ける陸揚げは十月八日入港の船舶を以て打切り、爾後郵船會社をして其任に當らしむることとし、横濱に於ける作業は十月二十日の入港船を以て其陸揚げ及び配達を打切り、夫々關係運送者をして之に當らしめ、十一月二十一日から、府市の必要とする場所へ倉庫から配達するのは府市の任務とすることにして、それと共に協議会は略々其の任務を了つたのである。

十一、ガソリン管理

震災後に於て自動車は交通及び物資運送機關として、之が使用日に激甚を加へ、自動車用油類の需要が異常に激増し來り、茲に資源競合は缺乏の一大問題を惹起しさうな虞あるに至つたから、之が統制補給の機關を設置することは頗る緊急なりと認められたから、九月七日事務局交通部にガソリン課を設置し、内務省及陸海軍の關係職員が其任に當り、本部を救護事務局内に置き、派出所を隅田川・芝浦及横濱に設けて、現品の配給業務に當らしめ、民間當

業者と十分なる連絡を取り、今回の非常時に於ける交通運送上の大打撃を未然に救ふことに努めた。但横須賀方面に於ける配給業務は主として之を海軍に委することとした。而して九月九日ガソリン課創設以來、事業を終了したる十月五日までに於ける配給油類の概數並に一日平均量は次の如くである。

一日平均	揮發油	モビール	ガソリン
芝浦	二五、〇〇〇	一、二〇〇	五〇
隅田川	三二、〇〇〇	三、七〇〇	五〇〇
横濱	一、六〇〇	六〇	五
合計	五八、六〇〇	四、九六〇	五五五
一日平均	二、二六三	一九一	二二

當課創設當時東京市内の油類拂底し、大なる脅威を感じたから、鋭意油類の集中に努力した結果、旬日ならずして各方面から續々入荷し、自動車の活動をして圓滑ならしめることを得た。然るに東京方面への大集中に依り、却つて大阪方面の油類に不足を來したといふ報に接したから、速に之が調節の要を認めた。時恰も大阪府廳から海路送附し來つて芝浦に繋船中の自動車用油類約三萬函あつたから、直に之を同地に還送して、缺乏を補ふことにした。猶ガソリン課は獨り直接配給業務に従事するのみならず、爾後逐次民間當業者を援助し、販賣を開始せしめた。而して既に關東地方に於ける自動車用油類の供給は、油類集積業務の進捗と一般交通網の恢復と共に、また統制管理の要を見、十月五日を期し、茲にガソリン課の配給業務を打切り、残存せる油類約三萬石は希望に依つて之を官

廳公共團體等に配給し、一部を民間業者營業繼續用として配給することとした。

第十章 情報の發行

大震災火災の襲來により、京濱の日刊新聞は一時殆んど全滅し、報道機關は全く其跡を絶つた爲め、種々の流言浮説が各所に行はれ、人心恟々として一般に不安の念に驅られ、何時如何なる變事が起るやも知れない状態であつた。然るに治安の維持・罹災民の救済等に對する政府の措置も亦之を一般市民に傳へる途が無かつたから、情報部に於ては震災に關する正確な報道を迅速に行ふことの必要を痛感し、直に印刷機械及び動力機械の非常徵發を行ひ、九月二日午後七時「震災彙報」第一號を發行し、陸軍傳令及警察傳令に托して之を市内各所に配布した。爾來十月二十五日まで之を續刊して號を重ねること六十七に及び、一日二回或は三回、殊に九月十三日頃には一日五回發行したこともあつた。其記事が無味乾燥に流れたのは、公報の性質として單に記事の精確を期する爲めに、文辭に誇張修飾を避けたのに因るし、紙面の體裁の整はなかつたのは、採訪・編輯等に何等經驗のない者が、匆卒急遽其任に當つたのに因るので、此實際に已むを得ない事情であつた。

震災後數日を経て、各新聞社が漸次に鋭意其發行能力を回復したから、情報部は各種の精確なる新聞材料を蒐集して、一日七回づつ之を新聞社及び通信社に供給した。

又横濱地方に於ける報道機關の缺乏は、東京よりも一層甚しいといふ情報に接したから、九月一日から「震災彙

報神奈川版」を發行し、主として同地に配布し、號を重ねること十六に及んだ。

猶情報部は海外に對し、震災の真相と、之に善處しつゝある日本人の態度とを明かに知らしめる必要を感じたから、外務省情報局を通じて震災の實況・政府の措置・日本人の態度等に關する情報を海外の新聞紙に發表した。

爾來幸にして罹災地の人心は次第に安定し、新聞紙の發行状態も略々平常に復したのみならず、部員各自本來の常務も亦次第に繁劇を加へて、到底従前の如く編輯發行を繼續するの餘力もないやうになつたから、九月二十日から發行回數を減じて一日略々一回となし、九月二十二日神奈川版を廢刊し、二十四日情報部を總務部に合併して、事務は同部情報係にて引繼ぎ、震災彙報の發行を繼續し、新聞通信社に對して震災の前後に關する精確な情報を供給しつゝあつたが、十月二十五日之を發刊した。

第十章 恩賜御救恤金の配分

今回の震災に對し罹災者賑恤の恩召を以て 天皇陛下から御内帑金一千萬圓を御下賜あらせられたるは、國民の實に恐懼感激に堪へない所である。之が配分に就ては、攝政宮殿下から賜はつた御沙汰の御趣意を奉じ、罹災者を以て速に此恩典に浴せしめやうとし、先づ以て閣議に於て現金を以て配分することに決定し、次で、之に基き各罹災地の府縣知事をして一定標準の下に調査を爲さしめた結果、十月三十一日付を以て各罹災府縣に對する配分額を左の通り決定すると共に、各罹災者に對する傳達者に就ても夫々詳細なる通牒を發し、各拜受者が一様に克く優渥

なる聖旨を奉體して、御救恤金を最も有效の方途に利用し、自奮自勵、家運の挽回に努め、進んで罹災都邑の復興に力を致さんこと、是れ乃ち聖旨に報ふ唯一の途であらう。

東京府	七百十萬八千八百八十九圓
神奈川縣	二百五十一萬九千四百十四圓
千葉縣	二十萬七百八十二圓
靜岡縣	八萬六千四百三十五圓
埼玉縣	六萬五千五百十九圓
山梨縣	一萬五千八百二十二圓
茨城縣	三千百三十九圓

其配分方法は左の如くである。

一、御救恤金下附の恩典に浴する罹災者の範圍は、内外人を問はず、今回の震災並に之に伴ふ水火災に因る死亡者・行方不明者・負傷者（一週間以上醫師の治療を受けた者に限る）及び住宅を全焼・全潰・流失又は半焼・半潰・半流失したもの、住宅の罹災に就ては罹災當時震災地に世帯を構へてゐたものに限り、死亡・負傷・行方不明者に就ては世帯を構へて居たと否とを問はぬこと。

一、御救恤金の各罹災者に對する下附金額は大體左の標準に依ることとし、罹災者の確證あるものから順次下附すること。

1. 死亡者・行方不明者	一人當り	金拾六圓
2. 負傷者	同	金四圓

3. 住宅全焼・全流失	一世帶當り	金拾貳圓
4. 同全潰	同	金八圓
5. 同半焼・半潰・半流失	同	金四圓

一、御救恤金は凡そ二箇年期限を指定して、其期限内に罹災當時居住又は滞在した市（東京に在つては區）町村役場に拜受方を申し出でしめることとし、罹災者をして、成るべく罹災に就き證據となるべき資料を添附して申出でしめること。

一、御救恤金は住宅の罹災に就ては世帯主に、死亡・行方不明者に就ては其遺族に、負傷者に對しては其本人に下附すること。

一、御救恤金の傳達方法に就ては十分の注意を拂ひ、苟くも不敬に亙ることのない様にし、六區町村には御救恤金拜受者名簿を作成せしめること。

第十一章 義捐部の事務狀況

九月七日、事務局に義捐部を新設し、大藏省國有財産整理局長は其專任委員となりて事務を統轄し、義捐臺帳係・義捐品引繼係・義捐金出納係・報告係の諸係に分れて各々其任務に當つたのである。

一、義捐金品額

五月三十日迄に當局が申込を受けたもの及其收納額及明細調は左の如くである。

義捐金

- 内 國 五九、〇一三、三九五・四九六
- 内 國 三七、三九九、〇九三・五一五
- 外 國 二一、六一四、三〇一・九八一

義捐金收支狀況調 (大正十四年十一月末現在)

第一 義捐金收支一覽表

種 別	金 額	備 考
收 納 總 額	六四、五九〇、八九七・八五八	
支 出 豫 算 額	六三、九七五、四三九・七一八	
差 引	六一五、四五八・一四〇	未拂額 七七、八六一・四九八あり

義捐有價證券收支一覽表

支 出 總 額	引 額
一、三九八、六八〇・〇〇〇	
一、三九八、六八〇・〇〇〇	

第二 義捐金收納内譯表

種 別	義 捐 金		備 考
	内 國	外 國	
道府縣別の分	二一、四三五、二九八・四二五		支出承認及追認額 九八六、七八三・七七五
其他の分	一六、〇五四、〇八五・八八五		
計	三七、四八九、三八四・三一〇		
義捐品拂下代金	二二、一一五、四一七・七九〇		
銀行預金利息	五九、六〇四、八〇二・一〇〇		
有價証券利息	三、七八四、五八一・二八八		支出承認額 一一八、〇〇〇
賠償金及違約金	一、〇八七、〇七一・二四〇		
義捐金に依る事業上収益	一一一、八一九・四六〇		
	一、三八七・〇五〇		
	一、二三六・七二〇		

内國義捐金明細表調

地 方 別	道府縣別の分	其他の分	合 計	備 考
東 京 府	一五、三九八、八九一・五六〇		一五、三九八、八九一・五六〇	
神 奈 川 縣	一〇、〇〇〇		一〇、〇〇〇	
埼 玉 縣	二六、七〇〇		二六、七〇〇	
千 葉 縣	一三、四八一・七五〇		一三、四八一・七五〇	

第一篇 臨時震災救護事務局

茨城縣	1,070,376.940	2,010,000	1,721,866.940
栃木縣	1,831,496.600	1,000,000	1,831,496.600
群馬縣	2,267,702.260	1,000,000	2,267,702.260
長野縣	3,267,748.400	1,000,000	3,267,748.400
山梨縣	1,920,000.000	1,390,000	1,920,000.000
靜岡縣	1,246,740.160	3,400,000	1,246,740.160
愛知縣	7,000,000.000	3,000,000	7,000,000.000
三重縣	5,600,162.128	6,000,000	5,600,162.128
岐阜縣	2,060,523.550	3,000,000	2,060,523.550
滋賀縣	1,178,107.000	3,000,000	1,178,107.000
石川縣	2,500,000.000	10,000,000	2,500,000.000
富山縣	2,211,889.800	10,000,000	2,211,889.800
新潟縣	6,400,307.470	10,000,000	6,400,307.470
福島縣	4,911,331.300	6,597,400	4,911,331.300
宮城縣	3,731,577.900	5,211,800	3,731,577.900
山形縣	3,660,000.000	11,000,000	3,660,000.000
秋田縣	1,000,000.000	10,000,000	1,000,000.000
岩手縣	1,490,300.000	1,490,300	1,490,300.000
青森縣	2,570,740.500	1,490,300	2,570,740.500
京都府	1,614,406.300	1,350,000	1,614,406.300

支出承認額 17,620,330

大阪府	2,100,000.000	8,844,300	2,100,000.000
奈良縣	331,500.000	—	331,500.000
和歌山縣	333,463.800	—	333,463.800
兵庫縣	900,019.210	7,000,000	900,019.210
岡山縣	4,700,000.110	2,500,000	4,700,000.110
廣島縣	630,595.910	1,500,000	630,595.910
山口縣	5,940,540.950	2,111,350	5,940,540.950
鳥根縣	2,540,732.930	1,100,000	2,540,732.930
島根縣	1,488,830.260	2,889,410	1,488,830.260
德島縣	1,660,277.230	4,000,000	1,660,277.230
香川縣	1,311,998.250	4,500,000	1,311,998.250
愛媛縣	2,500,000.000	1,000,000	2,500,000.000
高知縣	1,721,298.910	—	1,721,298.910
長崎縣	3,340,306.000	1,890,841.230	3,340,306.000
佐賀縣	3,600,244.180	—	3,600,244.180
福岡縣	1,279,780.330	1,687,500	1,279,780.330
熊本縣	2,688,846.940	1,867,300	2,688,846.940
大分縣	3,250,907.710	4,511,900	3,250,907.710
宮崎縣	1,550,609.000	—	1,550,609.000
鹿兒島縣	1,000,000.000	—	1,000,000.000
沖繩縣	3,615,781.000	—	3,615,781.000

支出承認額 17,620,330

國名	金額		合計
	各本國人	在留本邦人	
米國及其屬領	二,五八〇,七四〇	二,七八二,四六〇	五,三六三,二〇〇
玖馬	一〇,〇〇〇,一五〇	—	一〇,〇〇〇,一五〇
墨西	五七,八一六	七,一九七,五〇〇	七,二五五,三一六
巴奈馬	一,五八六,六六〇	二,〇二〇,八三〇	三,六〇七,四九〇
北海	—	—	—
海道	—	—	—
廳	—	—	—
計	一八,〇〇〇,〇〇〇	一六,〇三六,九三六	三四,〇三六,九三六
臺灣	一,〇〇〇,〇〇〇	一九七,七一〇	一,一九七,七一〇
朝鮮	六,一〇〇,〇〇〇	四,五六一,三〇〇	一〇,六六一,三〇〇
南洋	一,三六八,七三〇	七,〇九五,一一〇	八,四二四,〇四〇
計	九八,八八八,〇〇〇	三,二二六,〇三〇	一〇二,一一四,〇三〇
合計	二二,四三三,二八三	一九,〇三三,三三〇	四一,四六六,六一三
支出承認及支出追認額	—	—	九八,七九三,七三五

外國義捐金

國名	金額		合計
	各本國人	在留本邦人	
秘魯	九,九二〇,一六〇	—	九,九二〇,一六〇
智利	九,三三〇,七六〇	—	九,三三〇,七六〇
亞爾丁	五七,〇〇〇	—	五七,〇〇〇
伯刺西	一,七五〇	—	一,七五〇
中華民國	一,〇八三,四七〇	二,〇二二,〇〇〇	三,一〇五,四七〇
暹羅	六,一六四,二七〇	二〇七,六二〇	六,三七一,八九〇
英吉利及其屬領	三,五六九,三三一	四九四,二四三	四,〇六三,五五四
諾威	一,一六九,五〇〇	—	一,一六九,五〇〇
獨逸	—	二,七五二,四〇〇	二,七五二,四〇〇
和蘭及其屬領	二七,八九三,三三三	四七,四三三,八五〇	七五,三二七,一八三
白耳義	一九,九七二,八三〇	七五〇,〇〇〇	二〇,七二二,八三〇
佛蘭西及其屬領	七三,六六一,九〇八	八,五五九,七〇〇	八二,一八一,六〇八
伊太利	四,四九九,六三〇	—	四,四九九,六三〇
露西亞	三九三,〇〇〇	—	三九三,〇〇〇
露西亞	五,〇〇〇	—	五,〇〇〇
ラトヴィア	四,三九五,〇〇〇	—	四,三九五,〇〇〇
土耳古	一九三,七三〇	—	一九三,七三〇
波蘭	一,二六八,九五〇	—	一,二六八,九五〇
伊太利	一八六,一三〇	—	一八六,一三〇
瑞典	四,〇六二,五六〇	—	四,〇六二,五六〇
チエックスロヴァキア	二九,一〇〇,〇〇〇	—	二九,一〇〇,〇〇〇
合計	一四六,八四七,三三〇	二九,七五七,四七〇	一七六,六〇四,八〇〇
支出承認及支出追認額	—	—	一七六,六〇四,八〇〇

ホリビア	1,335,000
ウルグワイ	7,544,900
ルーマニア	74,650
諸國混合	1,131,100
葡萄牙(澳門)	1,174,630
合計	11,060,280

附屬的義捐金明細書 (大正十四年十一月末日調)

種別	地方別	義捐品拂下代金		銀行預金		有價証券	賠償金及違約金	事業上の收益金	合計
		金額	備考	府縣別の分	其の他の分				
北海道		48,600		3,644,260	3,644,260	13,400			4,145,860
東京		4,154,260	支那救護 11,800	1,651,970	1,651,970				1,997,930
京都		9,426,000		507,570	507,570				10,000,000
大阪		1,895,890		3,743,980	3,743,980		67,500	376,810	1,895,890
神奈川		104,246,360		607,400	607,400				104,853,800
兵庫				311,800	311,800				311,800
長崎				4,133,710	4,133,710				4,133,710
新潟				350,610	350,610				350,610
埼玉									

種別	地方別	義捐品拂下代金		銀行預金		有價証券	賠償金及違約金	事業上の收益金	合計
		金額	備考	府縣別の分	其の他の分				
群馬		2,077,000		647,710	647,710				2,724,710
千葉		1,066,710		700,600	700,600				1,767,310
茨城		81,680		824,140	824,140				905,820
栃木				1,053,950	1,053,950				1,053,950
愛知		6,680		5,188,270	5,188,270				5,194,950
静岡									
山梨									
滋賀									
岐阜									
長野									
宮城				1,190,460	1,190,460				1,190,460
福島				269,870	269,870				269,870
岩手				91,260	91,260				91,260
青森		99,300		1,151,260	1,151,260				1,250,560
山形									
秋田									
福島									
石川									
富山									

鳥取	八七・三〇〇	一、三三・四六〇	一、三三・四六〇	二、〇一・六八〇
島根	六九・八〇〇	三九・四二〇	三九・四二〇	三九・四二〇
岡山	二、三三・〇五〇	二、三三・〇五〇	二、三三・〇五〇	二、三三・〇五〇
広島	一、六二・四七〇	一、六二・四七〇	一、六二・四七〇	一、六二・四七〇
山口	七五九・八〇〇	七五九・八〇〇	七五九・八〇〇	七五九・八〇〇
和歌山	一、三三・〇三〇	一、三三・〇三〇	一、三三・〇三〇	一、三三・〇三〇
徳島	八四九・九三〇	八四九・九三〇	八四九・九三〇	八四九・九三〇
香川	七六〇・二二〇	七六〇・二二〇	七六〇・二二〇	七六〇・二二〇
愛媛	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇
高知	五、八六三・八〇〇	五、八六三・八〇〇	五、八六三・八〇〇	五、八六三・八〇〇
福岡	八〇五・〇五〇	八〇五・〇五〇	八〇五・〇五〇	八〇五・〇五〇
大分	一六六・一八〇	一六六・一八〇	一六六・一八〇	一六六・一八〇
佐賀	六九一・三六〇	六九一・三六〇	六九一・三六〇	六九一・三六〇
熊本	六二六・二六〇	六二六・二六〇	六二六・二六〇	六二六・二六〇
鹿児島	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
沖縄	五九一・一三〇	五九一・一三〇	五九一・一三〇	五九一・一三〇
臺灣	七、九四一・五〇〇	七、九四一・五〇〇	七、九四一・五〇〇	七、九四一・五〇〇
朝鮮	四、二二・三三〇	四、二二・三三〇	四、二二・三三〇	四、二二・三三〇
關東廳	二、七四三・四六〇	二、七四三・四六〇	二、七四三・四六〇	二、七四三・四六〇

義捐有價證券明細調

南洋	一、八三九・六五九・八八八	六二六・六七〇	八〇五・九三〇・三三〇	六二六・六七〇	二、一八八・〇六〇	一、三〇四・二九〇	三、七五八・六〇・七七八
諸外國	一、八三九・六五九・八八八	六二六・六七〇	八〇五・九三〇・三三〇	六二六・六七〇	二、一八八・〇六〇	一、三〇四・二九〇	三、七五八・六〇・七七八
合計	三、七四三・四六〇	二、五二、四三八・八八〇	八三三、六三三・六六〇	二、〇七〇・二、二四〇	二、一八八・〇六〇	一、三〇四・二九〇	一、三六六・七三〇

地方別	額		合計	備考
	道府	縣振の分		
東京府	三、〇〇〇・〇〇〇	一、三〇八・九〇〇・〇〇〇	一、三〇八・九〇〇・〇〇〇	内、八、九〇〇圓は 入札違約金
栃木縣	五・〇〇〇		五・〇〇〇	
長野縣	一五、〇〇〇・〇〇〇		一五、〇〇〇・〇〇〇	
静岡縣	一六〇・〇〇〇		一六〇・〇〇〇	
愛知縣	一六〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一七〇・〇〇〇	
滋賀縣	三〇〇・〇〇〇	五、二〇〇・〇〇〇	五、五〇〇・〇〇〇	
福井縣	二一〇・〇〇〇		二一〇・〇〇〇	
富山縣	一一、二五五・〇〇〇		一一、二五五・〇〇〇	
新潟縣	一一、〇〇〇・〇〇〇		一一、〇〇〇・〇〇〇	
福島縣	一、〇〇五・〇〇〇		一、〇〇五・〇〇〇	
宮城縣	七、〇九〇・〇〇〇		七、〇九〇・〇〇〇	

義捐金取扱諸費	外國義捐品運搬費	三九、六四〇・一〇〇	三六、八三三・六六〇	一、二〇、八四〇
	滯船並轉送料	九、三三四・五〇〇	九、三三四・五〇〇	
	救恤品配給費	一三六、〇三八・〇〇〇	一三六、〇三八・〇〇〇	
	救恤品輸送費	七〇、五九四・〇八〇	七〇、五九三・三六〇	一、九〇〇
	救恤品積替費	一、六九〇・二五〇	一、六九〇・二五〇	
	義捐金品募集事務費	二七、三三四・七七〇	二七、一九七・三七〇	二七、〇〇〇
	印刷物諸費	一、八六九・五三〇	一、八六九・五三〇	
	印刷物諸料	八一・〇〇〇	八一・〇〇〇	
	救護謝狀傳達費	三、四〇九・八〇〇	三、四〇九・八〇〇	
	白耳義美術展覽會費	四、五二六・八八〇	四、五二六・八八〇	
	賠償金	五、五三〇・〇〇〇	五、五三〇・〇〇〇	二、九、〇〇〇
	諸雜費	一、六九五・五七〇	一、六九五・五七〇	
	借入物品修理費	三三三・〇〇〇	三三三・〇〇〇	
	借入物品修理費	三六、八五八・六三〇	三六、八五八・六三〇	
	指定寄附轉換金	三六、八五八・六三〇	三六、八五八・六三〇	
	指定寄附轉換金	七三九、六四〇・三四七	七三九、六四〇・三四七	
	震災志編集印刷購入費	七三九、六四〇・三四七	七三九、六四〇・三四七	六〇、五三三・四三〇
	震災志編集印刷購入費	六四四、一六七・七一〇	三、八四四・二〇〇	六〇、五三三・四三〇
	震災労働者救済費	六四四、一六七・七一〇	三、八四四・二〇〇	六〇、五三三・四三〇
	震災労働者救済費	一四、五三三・〇〇〇	一四、五三三・〇〇〇	
	震災労働者救済費	一四、五三三・〇〇〇	一四、五三三・〇〇〇	
	震災労働者救済費	一四、五三三・〇〇〇	一四、五三三・〇〇〇	

震災記念堂建設補助費	震災記念堂建設補助費	一四〇,〇〇〇・〇〇〇	一四〇,〇〇〇・〇〇〇	
合 計	合 計	六五、六三三、七〇九・九八八	六五、五五四、九〇・四七〇	七、七、八六一、四九八

支出豫算額と合計の相違せるは返納金一、六五七、三三一・二五〇あるに因る。

義捐有價證券支拂一覽表

慶福會 交付	慶福會 交付	一、三九八、六八〇・〇〇〇	一、三九八、六八〇・〇〇〇	一、三九八、六八〇・〇〇〇
慶福會 交付	慶福會 交付	一、三九八、六八〇・〇〇〇	一、三九八、六八〇・〇〇〇	一、三九八、六八〇・〇〇〇
計	計	一、三九八、六八〇・〇〇〇	一、三九八、六八〇・〇〇〇	一、三九八、六八〇・〇〇〇

第二、義捐金取扱方針

義捐品は一應義捐部に於て記帳の上、局内各關係部に之を引継ぎ、各關係部に於て適當の標準に依り配給の取計らひを爲し來つたが、食糧其他應急救護用品は頗る潤澤となり、却つて之が取扱に困難を告げるの狀態となつたから、義捐は成るべく金員による方が便宜であると認め、九月十六日には義捐金を以て任意物資を購入送附することを差控へられたき旨、又十八日には義捐は可及的金員を以てせられたき旨を何れも各地方長官及植民地長官宛に電達し、更に九月三十日には各地方長官に對して、義捐品は被服寢具類にて既に發送の準備の整つたものを除き、一應其品目・數量を當局に報告したる上、何分の指示あるまで其發送方を見合せられたき旨通牒を發した。然るに其

後着荷地に堆積せる救護品は漸く整理せられ、調査の結果、各地方の留置保管に係る義捐品は其數量が比較的僅少であることが確められたので、十一月十日電報を以て留置保管を解除した。

第三、義捐金の處分

義捐金の處分に就いては、九月十七日の閣議に於て左の用途に充てらることに決定した。

- 一、食糧費 五百五十萬圓の豫定とす、但必要な場合は更に増額することを妨げぬこと。
- 二、被服費 五百萬圓の豫定、但書同前。

三、左記應急施設費豫定支出額は更に案を具して伺を経ること。

- (1) 罹災地に於ける簡易浴場の經營又は補助（經伺支出決定額六三六、〇〇〇圓）
- (2) 罹災地に於ける簡易治療所の經營又は補助（經伺支出決定額二、七九三、六〇〇圓）
- (3) 罹災地に於ける日用必需品簡易市場の建設（經伺支出決定額二二一、七六〇圓）
- (4) 孤兒・迷子・扶養者なき老癯者假收容所の經營、
- (5) 死亡者遺族に對する葬祭料給與及追悼會施行、
- (6) 細民住宅建設（經伺支出決定額二、六六一、〇〇〇圓）
- (7) 罹災民旅費補助として一圓乃至五圓を交附すること。

猶是等の費用を支辨した義捐金の殘餘額の處分方法に就ては更に案を具して閣議を請ふこと。

次で九月二十六日の閣議に於ては罹災兒童學用品給與費十萬圓及教科書購入費二十萬圓、合計三十萬圓を義捐金

の中から支出することに決定した。

然るに右の如く義捐金の處分に付一々閣議を請ふのは、其手續頗る煩瑣であるから、比較的小額の支出に付ては例外を求むるの便利なるを認め、十月二十六日の閣議決定に於て一支出項目費額十萬圓を超えざるものが、臨時震災救護事務局に於て支出方を決定し得る途を開き、右に依りて十月二十七日罹災外國人救護費十萬圓の支出方を當事務局に於て決定するところがあつた。

其後十一月二日の閣議に於て薪炭費百萬圓（但必要な場合は更に増額することを妨げず）、簡易食堂の經營又は補助費五十二萬圓、外國寄贈品運搬費十五萬圓、外國義捐者に對する救護狀況宣傳費二萬圓の支出方、又十一月十九日の閣議に於ては託兒事業・婦人寄泊所及び簡易宿泊所の經營補助費を通じて百五十萬圓の支出方を決定した。九月十七日の閣議決定以來、十三年五月末日迄に於ける諸費目・支出決定額及支出濟額は次の如くである。

第四、義捐金取扱に關する例規

今回の義捐金品は、震災に對する内外の同情が熾んで豫想外の巨額に上るべき形勢を示したのみならず、其出納取扱ひは極めて嚴正を期する必要があるから、國庫金出納の例に準じて取扱ふの趣旨に依り、九月二十三日勅令第四百二十二號を以て震災救護の爲めの恩賜金及び寄附金等の取扱に關する勅令（附錄參照）を公布せられ、恩賜金及び義捐金品は臨時震災救護事務局に於て之を取扱ひ、寄附有價證券及直接救護の用に適せざる寄附物件は之を換價する事が出来るやうにし、猶日本銀行へ預入に係る現金に對しては大藏省預金部の通常預金利子を附し、又現金に關する出納官吏の取扱手續に就ては、資金前渡官吏現金取扱の側に準すべき旨規定せられた。次で九月二十六日大

藏省令第十八號を以て震災救護義捐金出納事務規程發布せられ、義捐金の保管・出納有價證券の受拂・保管に關し詳細なる取扱規程を設けられ、臨時震災救護事務局義捐部専任委員長主任出納官吏として、北海道長官・府縣知事及び事務局總裁の命する者が分任出納官吏として義捐金の收支を掌り、又主任出納官吏又は事務局總裁の時に指定したる分任出納官吏でなければ支拂を爲し得ざることと規定された。

猶前述勅令第四百二十二號第十二條の規定に依り、直接救護の用に適せざる寄附物件は之を換價することとなつたから、九月三十日共換價方法及び換價代金の取扱方に就き、左の通り局内各部及地方長官に通達した。

臨時震災救護事務局達

震災救護の目的を以て寄附に係る物件換價取扱方左の通り心得べし。

第一條 大正十二年勅令第四百二十二號第二條の規定に依り、左の各號に該當すと認むる寄附物件は之を換價することを得。

- 一、腐敗し若くは腐敗の虞あるもの。
- 二、急速の配給を爲すに不便なるもの。
- 三、分量僅少にして一般的に配給するに不適當なるもの。
- 四、供給過多なるもの。
- 五、救護用品として高價若くは奢侈に過ぐるもの。
- 六、其他直接救護の用に供するに適せざるもの。

第二條 前條の規定に依り換價するを適當と認めたる寄附物件は、臨時震災救護事務局各部又は各部より配給の委託を受けたる府縣郡市町村に於て競争入札に依り、競争入札に附するの違なきときは隨意契約に依り之を賣拂ふべし。

第三條 前條の賣拂代金は證據となるべき書類を添へ、現金又は小切手を以て遲滞なく東京市に在りては臨時震災救護事務局義捐部専任委員（義捐金主任出納官吏）、其他の地方に在りては所轄の府縣知事（義捐金分任出納官吏）に送付すべし。

然るに其後右の準則に依つて義捐品の換價を爲す場合、就中事務局各出張所に於て之を行ふ場合が漸く増加して來たから、換價代金の取扱方に付詳細な手續を定める必要を感じたばかりでなく、政府買上げ品と義捐品とを合併して換價する場合をも生じたから、更に十月三十一日を以て局内物資部及各出張所に對し、左の如く通達するところがあつた。

臨時震災救護事務局達

義捐物品換價代金取扱方左の通相定む

- 一、義捐物品を換價したるときは、換價處分を爲したる部又は出張所より其の品目・數量・代金額・代金收納期日及納人の氏名住所を書面を以て義捐部に通知す。
- 二、義捐部に於て前項の通知を受けたるときは、納人に對し納入通知書を發送し代金收納の手續を爲すべし。
- 三、換價代金にして義捐部以外の部又は出張所に於て收納したるものは部又は出張所より第一項の書類に換價代

金を添へ義捐部出納官吏鈴木繁に送金又は納付の手續を爲すべし。
 四、義捐物品と政府買上品と合併して換價する場合に義捐品に係る代金と政府買上品に係る代金と區別し難きときは、總額を一旦義捐部に於て收納し各其數量に對し換價代金を按分し、政府買上品に係る分に對しては其の旨を義捐部より會計經理部に通知し、同部の發行する納入告知書に依り納付の手續を爲すべし。
 五、義捐物品の換價代金の取扱は震災救護義捐金出納事務規程の定むる所に依るべし。
 之に依りて換價した義捐品の換價代金總額は五月末日までに金二百六萬九千三百九十二圓餘に達した。

費目	支出決定額	支出濟額	費目	支出決定額	支出濟額
一、食糧	五、五〇〇,〇〇〇	五、五〇〇,〇〇〇	一、二、罹災地外へ避難者	九、九三六	六、四一九
二、被服	五、〇〇〇,〇〇〇	五、〇〇〇,〇〇〇	三、陸海軍立替食糧	八、五六五、五六	五、六〇〇,〇〇〇
三、薪炭	一、〇〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	四、天壽病院材料運搬費	一、七〇〇	一、七〇〇
四、罹災兒童學用品給與費	三〇〇,〇〇〇	二九七、七〇	五、佛國寄贈病院經營費	一、五八七、〇〇	一、五八七、〇〇
五、簡易浴場及簡易市場建設費	八、五七七、〇〇	八、五七七、〇〇	六、衛生醫藥費	二、五〇〇,〇〇〇	二、五〇〇,〇〇〇
六、簡易治療所の經營又は補助	二、七九三、〇〇〇	二、七九三、〇〇〇	七、蚊帳調達費	三、〇〇〇,〇〇〇	三、〇〇〇,〇〇〇
七、小住宅建設費	二、六三三、〇〇〇	一、四九八、六〇〇	八、社會事業團體補助費	三、〇〇〇,〇〇〇	三、〇〇〇,〇〇〇
八、簡易食堂の經營又は補助	五、〇〇〇,〇〇〇	五、〇〇〇,〇〇〇	九、通産事業補助費	一、〇一〇,〇〇〇	一、〇一〇,〇〇〇
九、外國寄贈品運搬費	一、六三三、三五	一、五八七、七	一〇、公益質屋經營補助費	八、〇〇〇,〇〇〇	八、〇〇〇,〇〇〇
一〇、外國に對する救護狀況宣傳費	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	一一、老廢收客施設補助費	一、四〇〇,〇〇〇	一、四〇〇,〇〇〇
一一、簡易所婦人宿泊泊費	一、四〇〇,〇〇〇	一、四〇〇,〇〇〇	一二、米國院同人建築經費	七、〇〇〇,〇〇〇	七、〇〇〇,〇〇〇

二三、滯船料及轉船料	九、三三四	九、三三四	二九、外人に對する謝狀翻譯料	五、一一
二四、東京市に對する救護費	八、三三〇	五、〇〇〇	三〇、土地使用料	一、三三三
二五、罹災傷病者旅費	六、三	六、三	三一、救護品配給費	九、五六〇
二六、財團同潤會へ交附金	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三二、其の他の支出	一、四九五、〇〇
二七、バラツク管理費	八、五六七	二〇,三六	計	五、五六七、一七
二八、バラツク修繕費	五、八八	二七、〇〇		四、〇六、〇〇

右の如き既定の支出豫算額を五月末日現在の義損金收納額(有價證券を除く)六千六百六十三萬五千六百八十三圓に比較すると、將來尙五百九十五萬九千五百六十五圓の現金と有價證券額面百三十一萬四千四百二十圓との剩餘がある。此餘力は今後收容諸施設の管理其他の救護用諸費に充て、尙殘餘を生じた場合には、財團法人同潤會へ交附の見込みである。

第十二章 會計經理部事務狀況

一、九月二日第二豫備金並に國庫剩餘金支出の勅裁を経て、更に九月十七日國庫剩餘金から追加支出の勅裁を経て、表示の如く其經理に當つた。

震災應急費豫算高調 (大正十二年十一月三十日現在)

科 目	金 額	内	
		第二 預備金並 國庫 剩餘金	國庫 剩餘金
震災應急費(款)	二六、五〇〇、〇〇〇	九、六〇〇、〇〇〇	一六、六〇〇、〇〇〇
震災救護費(項)	二六、五〇〇、〇〇〇	九、六〇〇、〇〇〇	一六、六〇〇、〇〇〇
食糧費(目)	四、五〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	一六、六〇〇、〇〇〇
小屋掛費(目)	五、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
材料費(目)	九、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
救療費(目)	一、六五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇
警備費(目)	一、八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
運送費(目)	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
雜費(目)	一、二五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
東京生活必需品 供給資金貸付金(目)	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
横濱生活必需品 供給資金貸付金(目)	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
震災應急費(款)	二六、五〇〇、〇〇〇	九、六〇〇、〇〇〇	一六、六〇〇、〇〇〇
震災救護費(項)	二六、五〇〇、〇〇〇	九、六〇〇、〇〇〇	一六、六〇〇、〇〇〇
食糧費(目)	四、五〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	一六、六〇〇、〇〇〇
小屋掛費(目)	五、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
材料費(目)	九、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
救療費(目)	一、六五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇
警備費(目)	一、八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
運送費(目)	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
雜費(目)	一、二五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
東京生活必需品 供給資金貸付金(目)	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
横濱生活必需品 供給資金貸付金(目)	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇

イ、本表内譯欄の金九百六十萬圓は大正十二年九月四日藏第一〇三一〇號を以て當局委員に支拂豫算の支出を委任された分。

ロ、同 金壹千六百六十萬圓は大正十二年九月二十日藏第一〇四一五號を以て當局委員に支拂豫算の支出を委任された分。

た分。

其他九月十七日食糧費五、五〇〇、〇〇〇圓衣類費五、〇〇〇、〇〇〇圓を義捐金から支出することに決定し、震災應急費豫算と共に當部に於て經理した。

二、事務局設置以來十一月三十日まで府縣知事其他に支出豫算を委任し、又は直接支出した額は左の通りである。

震災應急費經理狀況調

科 目	豫 算 額	支 當 局 拂 直 額	豫 算 委 任 額	豫 算 殘 額
震災應急費	二六、五〇〇、〇〇〇	四、九四三、二四五・三三	一八、五九〇、三九七	二、九六六、三五七・六七
震災救護費	二六、五〇〇、〇〇〇	四、九四三、二四五・三三	一八、五九〇、三九七	二、九六六、三五七・六七
食糧費	四、七〇〇、〇〇〇	一三五、六〇九・〇〇	四、五二六、五五八	三七、八三三・〇〇
小屋掛費	五、〇〇〇、〇〇〇	二、四一二、五二七・五〇	二、〇三六、五〇五	五五〇、九六七・五〇
材料費	八、六八九・六八〇	二七六、五八七・〇五	六、八二〇、五七三	一、五九二、五一九・九五
救療費	一、六五〇、〇〇〇	一二五、五六八・五三	一、五一六、四三二	七、九九九・四七
警備費	一、九一〇、三二〇	三九、六三〇・〇〇	一、八二二、二五五	四八、四三五・〇〇
運送費	二、〇〇〇、〇〇〇	五七八、二六七・七六	一、三九八、二八〇	二、三、四五二・二四
雜費	一、二五〇、〇〇〇	三七五、〇五五・四九	四六九、七九四	四〇五、一五〇・五一
東京生活必需品 供給資金貸付金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
横濱生活必需品 供給資金貸付金	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇

大破し、爲めに寛子女王殿下には遂に薨去あらせられ、御遺骸は驅逐艦夕風に奉安し、三殿下附添ひて九月四日午前七時東京芝浦沖に着艦直に永田町御本邸に御歸還あらせられた。

北白川宮大妃殿下には箱根湯本に御滞在中の處、強震にて假御座所破損したるも幸に御異狀あらせられず、九月四日閑院宮御一行と共に御歸京あらせられた。

竹田宮妃殿下並二殿下には静岡縣沼津御用邸に御滞在中の所、三殿下共御異狀あらせられず御用邸も無事なるを得た。

華頂宮博忠王殿下には相州田浦驛附近に於て御召車が隧道を御通過後崩壊し、最後の三等客車を粉碎して多少の死傷者を出したが、殿下には幸にして御無事であつた。

東久邇宮師正王殿下には相州藤澤御別邸にあらせられ、御別邸倒潰して悼ましくも殿下は薨去あらせられ、御母君妃殿下は御無事、盛厚王殿下は御微傷を負はせられ、御用掛諫早さき子・侍女青山松江・女中一名が即死した。

山階宮妃殿下には御母君賀陽宮大妃殿下と相州鎌倉の御用邸に御滞在中、御用邸倒潰したる爲め妃殿下は薨去あらせられ、大妃殿下は御微傷を負はせられ、侍女及折柄拜診中の醫學博士吾妻勝剛等は壓死した。

久邇宮朝融王殿下には九月三日箱根宮ノ下より沼津三島間に無事御避難あらせられ、七日沼津御出發にて京都に向はせられた。

各宮殿下御動靜

殿下名	地震當時御處在	御狀況	殿下名	地震當時御處在	御狀況
雍仁親王殿下	日光	御無事	山階宮殿下	横須賀	御無事
宣仁親王殿下	江田島	同	同 妃殿下	鎌倉	薨去
崇仁親王殿下	日光	同	故菊麿王妃殿下	東京	御無事
載仁親王殿下	小田原	同	藤麿王殿下	同	同
同 妃殿下	同	同	萩麿王殿下	兵學校	同
春仁王殿下	東京	同	茂麿王殿下	東京	同
寛子女王殿下	小田原	同	故邦憲王妃殿下	鎌倉	御負傷
華子女王殿下	同	薨去	恒憲王殿下	東京	御無事
故東伏見宮妃殿下	赤倉	同	同 妃殿下	同	同
故伏見宮妃殿下	東京	同	邦壽王殿下	同	同
邦芳王殿下	日光	同	美智子女王殿下	同	同
同 妃殿下	日光	同	同 妃殿下	赤倉	同
博義王殿下	御航海中	同	邦彦王殿下	同	同
同 妃殿下	同	同	朝融王殿下	箱根	同
博信王殿下	日学光	同	邦久王殿下	東京	同
博英王殿下	片学校	同	邦英王殿下	赤倉	同
敦子女王殿下	軽井澤	同	良子女王殿下	同	同
知子女王殿下	同	同	信子女王殿下	同	同
文秀女王殿下	奈良	同	智子女王殿下	同	同
博忠王殿下	田浦横須賀 同列車中	同	梨本宮殿下	東京	同

梨本宮妃殿下	東京	御無事	故能久親王殿下	箱根	御無事
規子女王殿下	同	同	永久王殿下	東京	同
孚彦王殿下	輕井澤	同	美年子女王殿下	同	同
正彦王殿下	同	同	佐和子女王殿下	同	同
紀久子女王殿下	同	同	多惠子女王殿下	同	同
湛子女王殿下	輕井澤	同	故恒久女王殿下	沼津	同
稔彦王妃殿下	同	同	恒徳王殿下	同	同
盛厚王殿下	同	御輕傷	禮子女王殿下	同	同
師正王殿下	同	同	王世子殿下	東京	同
彰常王殿下	同	御無事	妃殿下	同	同

第四 皇室の御軫念

今回の大震災につき被害慘狀を極むる趣、天聽に達し賑恤の思召を以て 天皇陛下より御内帑金一千萬圓御下賜あらせられ、右御内帑金は九月三日午後六時三十分 攝政宮殿下より赤坂離宮に於て山本内閣總理大臣に御下賜あり、同時に有難き御沙汰をも賜つた。

更に御下賜金は九月二十日の閣議に因りて東京・神奈川・千葉・静岡・埼玉・山梨・茨城、一府六縣の罹災者に分配することに決した。

天皇陛下には九月十一日、勅使を館山・北條・船形に、十二日には伊東・熱海・小田原等に差遣はせられて慘狀の様を視察せしめ給ひ、皇后陛下には産前産後の罹災婦人及罹災小兒の疾患を御軫念あらせられ、宮内省では其の

大御心を奉體して、三日より宮内省巡回診療班を組織し、尙ほ麴町・芝・本郷・下谷・淺草等の各區並に附近町村に於ける罹災傷病者收容所及救護所の現状視察を兼ね、是等に收容せられ居る人々を慰問する爲めに、九月十三・十四日の兩日三條皇后事務官・清水谷侍從を御使として差遣された。

九月十三日午後には 兩陛下の思召に依り、北小路侍從は芝浦に於ける輸送狀況を視察し、更に深川方面の震災狀況を巡視し、十六日に三條皇后事務官は横濱市に差遣はされた。

第五 獎勵金の御下賜

皇室におかせられては、優良なる社會事業・司法保護事業及盲啞教育事業の諸團體に對して毎年恒例として紀元の佳節に際し、思召を以て獎勵金を下賜せられたるが、今回の震災に當りては倒潰・焼失等の厄に遭ひたるもの尠からざる爲め、之等の事業にして頓挫する如き事ありては遺憾なりとの御軫念により、九月十六日特に思召を以て左記團體に對し、應急の資として金參萬九千餘圓を前後二回に御下賜あらせられた。

社會事業

社會事業協會	東京京橋區山城町	贊育會	東京本所區柳島
東京社會事業協會	東京府廳内	婦人共立育兒會	同 麴町區飯田町
府立社會事業協會	東京府區一ツ橋	東京三崎會館	同 神田區三崎町
救世軍社會事業部	東京神田區一ツ橋	大正婦人會託兒所	同 芝區新網町
二葉保育園	同 四谷區旭町	日暮里愛隣園	東京府下日暮里町
櫻楓會日暮里託兒所	東京府下日暮里町	淨土宗勞動共濟會	東京深川區西平野町
同情園保育所	東京淺草區橋場町		

無料宿泊所 東京本所區若宮町
 鐵道青年會共濟部 同 神田區表猿樂町
 錦絲病院 同 本所區柳原町
 聖路加病院 同 京橋區築地
 白十字會 同 本郷區元町
 東京基督教青年會 同 神田區美土代町
 職業紹介所 同 深川區猿江裏町
 善隣館(協調會) 同 神田區柳原河岸
 助葬會

横濱孤兒院 横濱市
 鎌倉保育園 神奈川縣鎌倉町
 四恩會育兒院 横濱市
 横濱保育院 同
 平沼尋常小學校 同
 隣德尋常小學校 同
 家庭學校茅ヶ崎分校 神奈川縣茅ヶ崎

盲啞教育事業

盲人技術學校 東京京橋區築地本願寺内
 同愛育學校 同 本郷區金助町

横濱基督教訓育院 横濱市

司法保護事業

東京出獄人保護所 東京神田區柳原
 幼年保護會 横濱市根岸町

横濱盲人學校 横濱市根岸町
 修道保護會 同

尙十月六日には更に罹災社會事業・司法保護・盲啞教育の事業たる左記二十團體に對して、前回と同じく應急の資として一萬圓の御下賜があつた。

社會事業

淺草救護所 東京淺草區淺草公園
 佛教廣濟會 同 本郷區元町二丁目
 東京市特殊小學校後援會 同 市役所内
 眞龍女學校 同 淺草區松葉町
 辛亥救災會 同 淺草區玉姬町
 博愛醫院 同 神田區表猿樂町
 労働者矯風會 同 本所區林町

淺草會館 同 淺草區地方今戸町
 基督教婦人矯風會 同 赤坂區新町
 蓮女學校 横濱市山手町
 相澤託兒園 同 根岸町
 警團學校附屬兒童教育所 同 中村町
 横濱家庭學園 神奈川縣保土ヶ谷町
 千葉縣育兒園 千葉縣安房郡北條町

司法保護事業

眞哉會 東京府北千住町
 東京興仁會 東京淺草區南元町

埼玉自派會 埼玉縣浦和町
 星華學校 東京府吾妻町龜戸

盲啞教育事業

横須賀盲人學校 神奈川縣横須賀市

中郡盲人學校 同 縣中郡金田村

第六 待從武官の御派遣

今回の大震災に院して出勤中の陸軍々隊御慰問の思召を以て、九月十八日左の如く待從武官を御差遣の御沙汰があつた。

東京 附 近 九月十八日及十九日 桑田武官
 中仙道 附 近 同 十八日 濱田武官

千葉方面	同	十九日	服部武官
小田原・藤澤方面	同	二十日及二十一日	桑田武官
横濱方面	同	二十一日	大島武官

又戒嚴地区内並芝浦・品川・横濱方面の救護作業に従事せる海軍部隊御慰問の爲め、侍従を御差遣の御沙汰があつた。

三浦半島・横須賀	二十日及二十一日	大塚侍従武官
芝浦・横濱	二十一日	船越侍従武官

二十一日 兩陛下の思召に依り、侍従を災害状況視察として埼玉縣下へ差遣された。

第七 攝政宮殿下の御巡視

攝政宮殿下には、長くも大震災につき日夜御心痛あらせられ、三日、侍従を東京府に御派遣ありたるが、更に親しく災害地を御巡視遊ばされて罹災者を御慰問あらせ給はんとの御希望ありて、九月十五日午前六時早くも赤坂離宮を御出門、僅に福田戒嚴司令官・奈良侍従武官長其の他数名の供奉員を随ひ、外濠に沿ひて市ヶ谷見付を三番町より九段坂上に出で、御馬上より小石川・神田・日本橋一帯の荒廢たる焦土・石造家屋の殘骸等を打ち眺めさせられて深く罹災民の窮狀を感させ給ひ、やがて廻橋より三崎町通り水道橋を渡り造兵廠の燒跡を御覽ありて春日町に出で右折して直路上野公園に向はせられ、山王臺に馬を駐められて、近衛師團長・東京府知事・警視總監・東京市長等に拜謁を賜はりたる後、慘狀の模様を御聽取あらせられて、更に御馬にて御成街道・萬世橋・日本橋通りの燒野原を御覽

せられて、永樂町大手門前を右に櫻田門外關東戒嚴司令部に入らせられ、司令部員の奉迎を受けさせられ、各室に於ける部員一同の劇務を御視察の後、麴町通りの燒跡を経て赤坂離宮に御歸還あらせられたが、殿下には絶えず福田司令官等を顧みさせられて種々御下問あり、御眼に觸るる齷條たる慘害の迹に對して深く御心痛あらせられた。

更に 殿下には被害最も激甚なる下町の狀況を御視察の爲め十八日午前六時赤坂離宮御出門、自動車にて麴町・神田・下谷の災害地を御巡覽あり、上野驛前より御馬に召され、前回と同じ鹵簿にて下谷御徒町通りを和泉橋に出で、辛うじて類焼を免れたる神田佐久間町を御視察の後、淺草七軒町通りより厩橋に出で、四萬の人命を失ひし最も慘狀を極めたる横網町の被服廠跡に深く御哀悼遊ばされ、兩國橋驛前より龜澤町・森下町通り永代橋を渡りて日本橋一丁目より日本橋通り及銀座を御巡視、芝口より赤坂溜池附近の罹災地を経て午前九時五分赤坂離宮に還啓あらせられ、殊に帝都復興の氣が漲れる實狀を御嘆賞遊ばされて種々の有難き御言葉を賜つた。

第八 攝政宮殿下御慶事御延期

攝政殿下には、十六日牧野宮内大臣を赤坂離宮に召されて、辱けなくも、予ハ親シク帝都並ニ近縣ノ災害實況ヲ見聞シ、傷心益々深シ、就テハ今秋舉行スヘカリシ予ノ結婚式ハ此ノ際之ヲ行フニ忍ヒス、宜シク延期スヘシ。

との御詞あり、宮内大臣は感激恐懼して此の御趣旨を奉體し、直に日光御用邸に參候して、思召を奉伺の上、御結婚式の御延期を決した。

第九 攝政宮横濱及横須賀の慘狀御巡視

攝政宮殿下には横濱市及横須賀市の震災状況御視察の爲め、十月十日午前八時四十分、横濱驛御着車、自動車にて横濱警備隊司令部正金俱樂部・救護事務局神奈川支部に御立寄、午前十時四十分、税關構内より、水雷艇に召され、軍艦夕張に御移乗ありて、横須賀市に行啓、同市を御視察の後、午後二時五十分横濱税關構内に御上陸、同三時三十分横濱御發車にて還啓あらせられた。

第十 攝政宮米比病院御視察

十月十三日、殿下には更に麻布高松宮邸内に設備中の米比病院御視察の爲め、同日午前九時四十五分赤坂離宮御出門、同十時宮邸に御到着あり、山本首相・後藤・伊集院・田中各大臣・ウツヅ米國大使・マッコイ少將・米比病院長ハント大佐等の御出迎を受けさせられ、山本大佐の御案内にて親しく病院の情況に關して説明を御聽取あり、一同に御言葉給ひて同十時四十分還啓あらせられた。

第十一 各宮家の御同情

九月十五日賑恤の資として、秩父宮・高松宮・伏見宮・閑院宮・東伏見宮・華頂宮・山階宮・賀陽宮・久邇宮・梨本宮・朝香宮・東久邇宮・北白川宮・竹田宮より金五十萬圓御下賜相成りたる旨の御沙汰ありて、翌十六日山本總理大臣は之を拜受した。尙御在京の諸殿下には戒嚴勤務に服せらるると共に、御邸内には災害當時多數の避難民を收容あらせられ、更に各宮妃殿下には宮職員を初め宮内官の家族をも御督勵相成りて、御手づから罹災民へ下賜の被服裁縫に従事せられたるのみならず、各宮共御申合せありて御藏品中救恤の用に辨じ得べき物品は總て此際各方面に御下賜せられ、二三皇族殿下の邸内一部を一時外交團其の他の官廳の用に供せられ、且つ各宮家職員中より委員を命じて震災善後

に關する諸般の事項を調査研究せしめられた。

第十二 高松宮麻布御用地御開放

高松宮家にては罹災民の爲め麻布御用地内五千坪を開放遊ばされたが、十九日更に日本赤十字社に對し診療用大天幕設置の爲め同御用地内約五六千坪を使用せしめられた。

第十三 李王家の御慰問

李王殿下には今回の震災につき非常に憂慮せられ、閑李王職長官を御使として天機並御機嫌を奉伺せられたが、尙罹災者救済の爲め金三萬圓を御寄附遊ばされた。又李塙公並李錕公兩殿下よりも各三千圓を寄附せられた。

第十四 各皇族の御慰問

皇族各宮殿下には左の如く傷病者の救護状況を御視察御慰問あらせられた。

十六日の午後	東久邇宮聰子内親王殿下	東京第二衛戍病院
	日本赤十字社病院	梨本宮守正・伊都子兩殿下
十七日の午後	竹田宮昌子内親王殿下	東京醫科大學・東京第一衛戍病院
	傳染病研究所・慶應醫科大學	秩父宮雅仁親王殿下
	梨本宮守正王・伊都子兩殿下	府立第七中學校救護所
閑院宮載仁親王殿下	日本赤十字社	上野美術學校内救護所
十七日	宮城外苑救護所	淺草傳道會館内救護所

十八日 寺島村臨時病院
赤十字社病院・産院・福田會

濟生會・同本部病院・同龜町分院

猶各宮殿下の御慰問御視察は左の如くであつた。

十九日 竹田宮昌子内親王殿下

二十五日 閑院宮殿下

和泉橋病院・上野不忍池畔患者收容所

横濱警備隊司令部・在郷軍人團本部・赤十字

山階宮常子殿下・同武彦王殿下

社支部・新山下町海軍病院・根岸療養園・日

軍醫學校患者收容所

枝神社内救護所・青木町救護所

賀陽宮敏子殿下

東伏見富周子殿下

府立第五中學校患者收容所

深川・本所・淺草方面の診療所

伏見宮博恭王・經子兩殿下

山階宮常子・武彦王兩殿下

青山教習所・青山學院の兩患者收容所

濟生會龜町分院

伏見宮朝子殿下

久通宮妃殿下

淀橋町有隣兒童收容所

深川糧秣廠跡・深川公園・洲崎消防署・本所

皇族御總代として、秩父宮並博忠王殿下

牛島小學校

横須賀御成、横濱に御上陸、棧橋司令部・

高松宮殿下

社會館(假病院)・警備隊司令部・濟生會病

深川方面

院・平野町・伊勢崎町方面の燒跡・公園

第十五 各皇族の司令部御視察

皇族各宮殿下には左の如く關東戒嚴司令部を御視察遊ばされた。

七 日 李王世子殿下
同 日 秩父宮殿下
十 日 久通宮邦久王殿下

十一日 賀陽宮殿下
十八日 桑田侍從武官御差遣
十九日 閑院宮載仁王殿下

第二章 宮内省

第一 救 助

宮内省に於ては大震災と共に玄關側に天幕張の臨時事務所を設け、各方面よりの情報を俟ちて之に應ずる措置を行ふ準備をなし、三日に至つて宮内省臨時災害事務委員會を設置し、宮内次官を委員長として各部署を定めて事務を分掌した。其後事務所を東車寄に移して、臨時事務は救護及給養の二係を除く外、九月十二日限り之を廢止し、又右二係も十月末日限り廢止した。

(一) 炊出の開始

宮内省各職員は其の日直に宮中警備と非常事務との爲め宮城内に詰め切り、各々其の職務に従事したる結果、非常炊出を行つたが、大火災に逐はれたる各方面の避難者は陸續として宮城前廣場に蟄集し、夜中となるに及んで殆んど充滿し、更に神田方面の罹災者は一ツ橋附近に避難密集しむたが、其の夜猛火は商科大學を襲ひ、危機目前に迫つたので、急遽平河門を開放して宮城内主馬寮の廣場に收容した。其の數は約一萬人にして、取敢へず飲料水と乾麵麩を配付し、又宮内省職員の罹災家族にして宮城内及赤坂離宮・主馬寮外既に避難し來るもの少からず、此等に

は徹宵炊出を爲したる爲め、翌二日には貯蔵糧米漸く缺乏を來したので、手配をして各方面より糧米其の他の食料品買入に着手し、更に近衛師團に交渉して軍用炊出の貸與を受け、炊爨に用ふべき上水は地震の爲水道破壊して通水斷絶の有様となり、吹上御苑内の濾過地及構内數箇所の井戸水に依りて僅に之を辨する事を得た。

九月一日以降宮内職員及宮城内避難者に給與したる食事は同三十日を以て廢止したが、之に要したる糧米總量は玄米百五十七俵・白米二百五十五俵、計四百十二俵である。

東宮職(赤坂離宮)・學習院・女子學習院・帝室博物館・新宿御苑等に於ても詰合職員及避難者の爲め、二月以降糧食の給與を開始し、玄米五十九俵・白米百七十八俵を使用した。

(二) 土地建物の無料使用許可

宮内省所管の御料地にして面積の比較的廣きものは、特別建物の所在するもの外は殆んど全部一時的開放を行ひて、罹災者の避難所に充て、又市・區或は赤十字社其の他の急用に應じて、假小屋建設其の他の特別使用に提供したる御料地は左の如くである。

- 芝離宮の内 約二千坪 高輪東宮御所内 約一萬坪 高田御料地の内 約五千坪 三年町御料地の内 約六千坪
 - 新宿御苑の内 約二千坪 猿江御料地の内 約二萬坪 永田町元學習院跡 約千五百坪 麻布高松宮御用地内 約一萬坪
 - 上野公園 一圓 白金御料地の内 約六千五百坪
- 震災救護事務局と協議の上、校舎・寄宿舎等の建物を開放したものは、
- 學習院 約八百人收容の寄宿舎 女子學習院 同校舎 學習院初等科 約七百人收容の校舎

右三校舎使用に關しては事務局及文部省と交渉して、夫々罹災者の收容を行つた。

(三) 建築用材の下賜

罹災者救済の御趣旨に依り、公共團體に於て施設する建築物の應急小屋掛及復舊用材として、各御料地に於て松・杉・樅及梅の立木約三十萬石を伐採し、罹災各府縣に下賜せらるる事となつた。其の内譯の大約は、

天城御料地	杉 六萬石	富士御料地	樅・梅 六萬石	甲斐國白須御料地	松 二萬石	三河國勘八御料地	松 六萬石
三方御料地	松 七萬石	下總御料牧場	松・杉 三萬石	計	三萬石		
(四) 木綿綿入下賜 (大正十二年十二月)							
埼玉縣	一枚	千葉縣	一五枚	警視廳	四五九枚	滿鐵病院	一〇四枚
神奈川縣	八五三枚	赤十字社	二、〇一八枚	福田會	一一一枚		
濟生會	一、三四七枚	帝國大學病院	一四九枚	計	七、〇〇五枚		
慶應大學病院	六二枚	東京市	一、八七六枚				

震災の爲罹災の宮内判任官以下一同へ

下賜木綿綿入數 (大正十二年十二月)

第一回	五〇七枚	第二回	五七三枚	計	一、〇七七枚
-----	------	-----	------	---	--------

(五) 罹災者の收容

震災當初に於て宮内省所管の地域内に避難せる罹災者頗る多く、其の重なる場所は宮城前廣場・上野公園・新宿御

苑・濱離宮・芝離宮・博物館・動物園・本省主馬寮・赤坂分厩・學習院・女子學習院・學習院初等科及各官家である。右の中宮城前廣場及上野公園内のは多く府又は市の救護に委したるも、其の他の諸所に在りては關係部署の職員全部を擧げて之が救護に當り、又は府・市の施設に對して應援し、或は食事の炊出供給を爲し、時に菓子袋其の他の物品を贈りて慰問を爲した。

(1) 宮城前廣場

一日の午後四時頃より廣場松樹中に各自荷物を携へて避難する者、或は自動車、又は其の他の車に依りて火災地より逃れ來る者頗る多く、夜に入りて廣場は既に人と荷物を以て滿ち、其の數、十萬以上に達した。此等は多く日本橋區・京橋區方面より來るものにして、三日頃に至りては約三萬人に減じ、日を経るに従ひ減少して、二十日頃に及んでは三四千人となり、初めは各自焼残りの亜鉛板を以て圍ひて僅に雨露を凌ぎつつあつたが、東京市に於ては、近衛師團司令部の配給になる數千の天幕を張りて之が整理をなし、避難者の救護には日本赤十字社が當つた。

(2) 上野公園

上野公園は罹災者避難地中の最大收容を爲した地點で、其の數一日の如きは三四十萬人に及んで、廣大なる同公園も立錐の餘地なき状態で、此等避難者は一時相枕藉して夜を明し、樹陰水畔も遂に多數を收容し難くなり、各自退散して或は故郷に歸り、或は禍難輕き他所に移り、九月下旬に至つては大部分は整理せられ、僅に博物館内及池の端バラック中に收容する事となつた。

(3) 本省主馬寮構内

神田方面よりの罹災者は初め一ツ橋に避難したが、一日の夜に入りて猛火は商科大学を襲ひたる爲め、直に平河門を開いて主馬寮構内に收容し、炊出を開始して飢餓を救ひ、同時に救護所を設けて傷病者の治療を行ふこととなつた。是等の避難者は覆馬場を始め寮所屬の建物中に收容し得たる爲、稍と安定するに至り、且避難者中漸次退去する者ありて、十日後には約二千名に減じたが、八・九日の兩日に互る豪雨の爲め、病者續發の虞ありしを以て、避難者一同に對し立退方を命じ、立退先見込なき者は、十七日迄に四谷なる學習院初等科校舎内に移轉せしむべきを諭示して、全部退去した。赤坂分厩に在りては一時避難者一千名を算したが、其の地點は東宮御所の一部なるを以て、病毒の浸染を恐れて之を學習院初等科教室其の他に移した。

(4) 學習院

目白所在學習院は、震災當時裏門を開放して附近の避難者を收容し、一時は二三百人に及んだが、地震の危險薄らぎ、各自其の家に歸つたので、五・六日頃に至つては其の影を留めざるに至り、後臨時震災救護事務局と協議の結果、約八百人を收容する事としたが、土地偏僻なる爲め、僅に宮内職員罹災者と上野方面よりの避難者少數とを暫時收容したに過ぎなかつた。

(5) 學習院初等科

四谷所在學習院初等科は、震災當初に於て避難せる者約二千人に達して、講堂・雨天遊戯場及教室に充滿し、十日頃には二百人位に減少したが、十七日前後には本省主馬寮構内の避難者を同校内に收容したので、新に五百二十五人を増加し、一時は六百七十五人に及んだ。然し同校の開校期近づきたる爲め、自ら進んで退去せる者の外は、

市と交渉して明治神宮外苑及新宿御苑のバラック收容所に移轉せしめ、九月末日を以て全部退去した。此の間同科は其の職員を擧げて救護に協力し、市及區の物資配給を助け、傷病者の看護に努め、避難者中に團長・副團長を設けて自治の氣風を養ひ、時には罹災者を集めて訓話を試み、災害善後の措置を説き、生活改善に對する自覺心を喚起せしめ、進んで職業紹介の勞を執つた。

(6) 女子學習院

當院に在りては震災當日は避難者殆んどなかつたが、青山・代々木方面に難を避くる者夥しく、或は路頭に迷ふ者すらあるを察し、之が收容方に關し青山警察署に協議し、三日に至つて百五十人を收容し、其後漸次其の數を増して一時は二百人を超えたが、やがて二百七十人と爲り、遂に閉鎖までに至つた。當院の避難者に對しては、職員齊しく同情を寄せ徐々に自治の方法を教へ、或は罹災者の少年團を組織して室の内外を掃除し、夜は一定の場所に集合せしめて修養談又はお伽噺等を爲して慰安と修養との方法を講じ、自治の途を教ふる等諸般の改善に努力し、特に女教員は老幼年者・病者の看護にも従事したが、當院も開校の都合上永く收容し難き爲め、赤坂區役所に交渉して明治神宮外苑内バラックに移轉せしむる事とし、十月二日に至つて全く退去した。右移轉に際しては誠意ある送別會を開催したが、移轉の後、一同は本院に集り來つて報謝の爲め大掃除をなした。

(7) 博物館及動物園

下谷・淺草及本所・深川方面の罹災者は一時に上野公園に避難し、博物館内は殆んど充填して其の數約一萬數千人に上つたが、四日頃より漸次退去し始め、十二日には一千二百六十人となり、其中七百二名は當館事務所廊下及

戦利品陳列所に收容し、他は庭前にて僅に雨露を凌いだ。

動物園には一時一千餘人の避難者があつたが、漸次減少して本館の分と共に九月末日を以て上野公園内のバラックに收容した。是等の避難者救護に關しては、館員協力の上飲料水の供給・燃料の採取分配等をなし、又收容罹災者人名の取調を行ひて其の所在を明にし、配給物品の分配方に斡旋し、且つ罹災者中の希望者を募り、毎日構内の掃除を爲さしめて人夫賃を支拂つた。

(8) 新宿御苑

震災の當日當苑には約三千五百人の避難者あり、翌二日には一萬三千人に増加して非常の混雜を呈したが、三日より次第に退去して四日には一千二百三十三名となり、十二日には六百三十一名に減少し、四谷區役所の申出に依り苑内にバラック建築を許可し、九月十七日迄に退去せざる者は此バラック中に收容した。茶園其の他に避難したる者が、園内の農作物等に手を觸れざりし事は賞讃するに値すべきである。

(9) 濱離宮

離宮の全部に亙りて避難した者は約三萬人を超へたが、九月十五日に至りて調査した處に依ると、減少して戸數百九十九、避難者數九百五十二人となつたので、大演習用具庫三棟・殿部詰所並御茶屋三箇所及芝生地に收容し、其の他芝離宮内にバラック建築成るに及んで、市と交渉して當離宮内の避難者を收容する事とし、二十一日全部退去するに至つた。

(10) 各宮家邸内避難者

各宮邸内の避難者に對しては、各宮家職員が専ら之に當つたが、九月九日及十七日に調査せる各宮邸の避難者數は左の如くである。

	九月九日	九月十七日	九月九日	九月十七日
山階宮	一〇一	七三	閉院宮	一二五
東久通宮	七三	四三	朝香宮	一一
北白川宮	一五〇	一六四	竹田宮	九
東伏見宮	三三二	一四八	有栖川宮	二九
伏見宮	三三九	二二九	梨本宮	三六
賀陽宮	一一	六	計	一、二二六
				八二二

(11) 罹災本省職員の救護

宮内省職員中の罹災者の多數は親戚故舊を尋ねて避難したが、其の他の者は應急收容の必要を認めて主馬寮赤坂分厩を以て之に充て、尙ほ罹災職員及家族にして關係部署の廳舎の一部又は其の附屬建物中に避難した者は整理を行つたので、九月十日には職員八十五人、家族を合せて百七十七人を收容したが、當分厩は收容所として雨露を凌ぐに足らないので、一時目白學習院寄宿舎の一部に移轉し、分厩の加工を爲した上、更に九月二十八日より收容し、十月二十日現在は職員數は三十六人、家族數七十一人、合計百七人となつた。此等に對しては糶米及副食物を配給した(九月末日廢止)。又寢具無き者には毛布を貸與し、或は衣類其の他の寄贈を省内一般職員より仰いで配付した。宮内職員にして震災に因り死亡したる者、負傷したる者及び其の住居を失ひたる者及び其の遺族に對しては、九月

五日手當金給與をなしたるが、其の給與標準は、現に居住せる家屋にして燒失倒潰等の災害を受けたる者には俸給月額二月分、死亡職員には二月分、重傷者には一月分、同居の家族にして死亡したる者には一月分の割合を以て支給し、其の支給手當は總額八萬三千四百四十七圓である。

今回の震災にて、宮内省職員中全燒・全潰の罹災者一同に對し、十月二日思召を以て御内帑より毛布御下賜の御沙汰あり、越えて同月十三日に至り、職員中の罹災者五百五十二人に對し毛布一千五百五十八枚を下賜せられた。

九月五日震火災の爲め在京各國大公使館の糧食供給方困難なるものあるを聞食され、御料牧場より羊肉七頭分を急遽取寄せ、御苑産野菜並葡萄酒を添へて御見舞として各館に下賜せられた。又九月九日外務省外交團補給部に對し白米十四俵を交付して、外交團員の食料に充て、九月下旬下總牧場より乳牛十頭を取寄せて之を澁谷なる御料牛乳搾取所に繋ぎ、十月一日以後日々其の搾る處の純乳を市に下附して、罹災乳兒・病者等に供給したが、其の量は日々八九斗より一石に及んだ。

第二、救 療

(一) 宮内省巡回救療班

災厄に際して傷病者の救療は最も急を要すべきものがあつたが、此の混雜に際して産科婦人科及小兒科患者の療養は動もすれば疎かにされる虞があつた。皇后陛下には特に此の點に大御心を痛ましめ給つたので、宮内省巡回救療班は此の思召の下に九月十三日其の成立を見、爾來救療に従事した。九月十一日關屋宮内次官は宮内省御用掛佐藤三吉・同入澤達吉・待醫相磯健及男爵高木喜寬其の他を集め、陛下思召の在る所を傳へ、協議を進めて之れが

組織並治療方法・醫員の人選等に關して協議し、翌十二日更に集會して細目に互り審議し、其の結果を齎して臨時震災救護事務局と協議し、更に警視廳に市内乗合自動車二臺徵發借上を依頼し、直に新に自動車五臺購入の議を決し、差當り必要の藥劑は内務省衛生局より供給を得て、九月十三日大體の準備を了へて第一班及第二班を編成し、翌十四日より右二班は雨を冒して治療に従事し、引続き第三・第四・第五・第六・第七の各班を編成し、内五班は十五日より當分徒歩にて回療に従事した。

(1) 横濱に於ける診療所

横濱の救療は九月十六日に至り班員を同地に派遣して知事と協議し、直に一箇班を派出する事に定め、二十日第四班を改造して同地に派遣し、救療所兼宿泊所として青木町なる神奈川高等女學校の校舍一部を使用し、第四班の編成と同時に第八班を作りて其の缺を補つたので、東京に於て救療に従事するのは依然として七箇班となつたが、横濱の救療は猶擴張するの要を認め、新に醫員看護婦を増加して第九班を編成し、十月十八日之を派遣し、第九班の救療所兼宿泊所として本牧北方池田勝次郎邸を之に充てた。

(2) 各班の人員

宮内省巡回治療班は小兒科及産科婦人科を以て組織されたので、必ず各科の醫員一名づつと、之に内科醫一名をも加へて患者診療を便にし、看護婦中にも産婆の資格ある者を加へ、兩々相俟つて醫療の目的貫徹に努めた。定員として最初は第一・第二の兩班は各醫員三名・看護婦五名、第三・第五・第六・第七・第八の五班は醫員四名・藥劑員一名・看護婦五名、第四班は醫員五名・藥劑員一名・看護婦六名、第九班は醫員四名・看護婦四名となし、各班には班長

を置いて事務の統轄に當らしめた。

(3) 東京に於ける受持區域

東京に於ける各班の受持區域は、最初第一・第二の兩班のみ自動車を附し、他の各班は未だ其の設備十分ならざる爲め、其の回診區域の如きも考慮したが、十月に入りて自動車の充實せるに伴ひて其の區域を左の如く改めた。

第一班	下谷・淺草	第二班	京橋・麴町	第六班	芝・深川・砂村方面	第七班	本所・龜戸方面
第三班	深川	第五班	麻布・赤坂・牛込・小石川・四谷	第八班	芝公園		

但し第四班は横濱の北半部、第九班は横濱の南半部に於て診察した。

(二) 活動の狀況

各班員は巡回診療を主として午前八時より同九時頃迄の間に其の集合地點を發して回診を始め、或はバラック集團地或は焼跡の各戸を訪ひ、又は自動車を駐めて診療し、午後四時より同六時に至りて回診を止めた。東京市の斡旋によりて市又は他の團體の作れるバラックの一室を屯所として提供されたのは、左の十三箇所である。

新宿御苑内・青山外苑内・芝公園内・芝離宮正門外・九段坂上・上野不忍池畔・日比谷公園内・本所糶秣廠燒跡・本所横網町安田邸内・淺草本願寺内・牛込柳町宗圓寺内・神田東松下町千櫻小學校内・京橋明町石高等小學校内
前記の屯所を中心とし自動車を利用して回診してゐたが、氣候漸く寒冷に向ふに従ひて露天に於ける自動車回診は不適當となりたる爲め、屯所なき地域に對しては救護所を設け、或は在來の家屋を借用し、又は新に小バラック

を建てて診療投薬をなし、種痘をもし、進んでは宿直醫員等を置いて不時の診療に備ふる事とした。其の救療所は、浅草區橋場町有馬伯邸内・深川區數矢町・深川區元加賀町・本所區柳島町・京橋區日比谷町の五箇所である。

更に産婦・重病患者及傳染病患者に就ては收容設備なき爲め、帝國大學附屬病院・小石川同分院・慶應大學附屬病院・赤十字病院及和泉橋病院等に送付して各病院の授護を仰いだ。其の他市經營の池ノ端外國館跡の病人收容所・濟生會病院等よりも收容方の申出があつた。

醫藥・衛生材料の供給は初め内務省衛生局に依頼し、警視廳より之を仰ぎたる後、内務省衛生試驗所・京都帝國大學總長・靜岡縣知事・栃木縣知事等をも煩はして供給を得、又兒童の營養不良に陥る者多かるべきを慮りて、煉乳を配布する必要ありて、千葉・靜岡兩縣知事に右買入送付方を依頼して其の供給を得た。九月二十九日、東宮殿下よりタオル其の他の衛生材料を、又九月二十日には各宮家より脱脂綿・繻帶等を下賜せられたるは、宮内省救護班の感銘措かざる所である。

十月二十日現在の巡回救療班の職員數は、醫療相談役六名・事務擔當七名、囑託醫員及藥劑員四十二名、看護婦四十四名、運轉手・小使其他十七名であつた。九月十四日醫務開始以來十月二十日迄の各班診療數通計は左の如くである。

小兒科	七、六一五	産科	八二八	其の他	一〇、二三一
婦人科	三二一	内科	一一、八〇五	計	三一、八〇〇

(三) 救療狀況

九月一日平河門より宮城内に避難したる罹災者は主馬寮構内に收容したが、此等多數の罹災者中には傷病者なきにしもあらざるを察して侍醫寮職員を以て救護班を組織し、主馬寮陳列館脇に天幕三棟を張りて重症者を收容したるに、新に病患者續出し傳染病發生の憂ひありたる爲め、麴町區役所及市と交渉して、將來若し傳染病患者發生したる場合は駒込病院に移送すべき事を約し、更に療設備不十分なる爲、赤十字社病院に送りたる重傷者數名あつたが、寮内一般避難者は九月十七日限り全部撤退し、同時に救護班も同日限り閉鎖した。

此の期間内に於ける治療の狀況は、九月四日頃迄は外科的治療を要する者（打撲・擦過・火傷・挫傷・切創及眼疾患者等）男子に多く、婦女子中には急變に對する驚愕の餘り、精神状態に幾分の變調を來たしたる者又は神経性諸症狀を呈する者があり、九月六・七日頃には發熱を伴ひたる腸疾患多く、毎に之に冒されたる小兒が頻出し、八日頃より夜盲症患者數名發生し、九日頃には感冒増加するの狀態であつたが、漸次避難者退去するに及んで患者數も減少した。十七日閉鎖するまでの診療人員は二、〇四九人を算した。

(四) 皇后陛下の行啓

皇后陛下には九月二十九日光より還啓、直ちに東京市内罹災者を收容せる各病院に行啓、翌三十日・十月二日も御同様、十一月五日横濱市に行啓相成りて、横濱公園内に假設したる假救療所内に於て同市派遣の二箇班の診療中を、十一月九日には本所區横網町東京市新築バラック内に於ける第一・第二・第三・第五・第六・第七・第八の七箇班の救療業務の實狀を御覽あらせられ、患者の病狀に就ては親しく御言葉を賜うて御慰問あらせられた。

皇后宮行啓録 (宮内省報告)

大正十二年九月二十九日 土曜日 快晴

皇后陛下今回の災害に付傷病者御慰問の爲め二十九日栃木縣下日光より還御、各收容所へ行啓、來十月三日再び日光行啓可被爲在旨去る二十六日を以て仰出されしが、豫定の通り今朝七時四十五分日光驛御發車、御召車にて御晝餐を濟せられて、午前十一時二十五分上野驛御著車還御あらせられたり。同驛には正親町典侍・西邑事務官・官鹵簿を整へ御待ち受け申上げ、同時東宮御使入江東宮侍長、秩父宮殿下御奉迎、御召車中にて御對面の後御下車、又プラットホームには山本内閣總理大臣以下各大臣、山梨戒嚴司令官・宇佐美東京府知事・湯淺警視總監・永田東京市長其の他の諸官奉迎あり、御會釋を賜ひ、直に自動車に乗御、正親町典侍御陪乘、午前十一時三十五分上野公園(常盤華壇跡)に御著御下車、御野立にて市内罹災地御展望、此の間後藤内務大臣・山梨戒嚴司令官・宇佐美知事・塚本内務次官・永田市長・湯淺警視總監に賜調、各言上聞食さる。夫より自動車にて帝室博物館表門前に成らせらる。時に正午、再び御下車、宮内省巡回救療班の現況並門内避難民の實況御巡覽遊ばさる。先是、表門前御著の節、希望社の催に依る上野山避難民國民學校職員生徒の奉迎を嚮はせられ、大森大夫より校長後藤靜香に會釋あり、翌午零時二十五分博物館前御發、同零時三十分不忍池畔博覽會跡御著、永田市長以下醫員・事務員等奉迎、市長の御先導に依り市營收容所御巡親御慰問あらせらる。同零時五十分同所御發、上野廣小路・御徒町・和泉町等燒失跡を経て同一時和泉橋慈善病院御著、會長候爵井上勝之助・副會長男爵三井八郎右衛門以下諸員奉迎、井上會長の御先導に依り階上に於て御休憩、此の間井上會長・同夫人・三井副會長・同夫人・病院長代理醫學博士に謁を賜ひ給て、井上

會長より罹災者救療報告書を捧呈せり。尙病院長醫學博士木村徳兵衛は、今回の事變に當り盡力過勞の結果、發病、又自宅震災火災の爲め全燒、目下同病院事務室に臥床療養中の趣被聞召、御休憩中特に三條事務官をして病床を慰問せしめらる。午後一時二十分井上會長の御先導、田代醫長代理の患者狀況の御報告を聞召されつつ、各病室御巡視、御慰問を賜ひ、了つて直に自動車に乗御、午後一時五十分御出門、罹災燒跡和泉町・萬世橋より須田町を経て、日本橋通り白木屋呉服店跡角右、呉服橋・大手門前を過ぎ帝室林野管理局跡等焦土地を御覽被爲在つつ坂下門より還御、時に午後二時二十分なりき。市内行啓供奉員左の通りである。

大森大夫 三條事務官 相磯侍醫 關屋宮内次官

先着供奉 西邑事務官 淡近屬

正親町典侍・土御門權掌侍・北村權命婦にして、又今回市内御巡啓鹵簿は左の通り改めらる。

皇后宮御陪乘 侍 近衛將校二人自動車 女官自動車 皇后宮太夫 同事務官自動車

宮内次官は列外にて供奉せり。

又御巡啓中始終警戒員左の通り

山梨戒嚴司令官・塚本内務次官・柴山憲兵司令官・湯淺警視總監

九月三十日 日曜日 曇 午後少雨

皇后陛下午前八時三十分御出門、凱旋道路より司法省前通り虎ノ門跡を出で、是より沿道火災地葵町・榎町を経て、谷町通り六本木に出、電車線路を沿ひ筈町坂上、左日本赤十字社病院御順路、同八時五十五分御著、閑院總裁宮殿下

始平山社長・佐藤病院長其の他理事・篤志看護婦人會長、鍋島榮子以下會員數名奉迎平山社長御先導、階上便殿に著御休憩此の間閑院宮殿下に御對面夫より平山社長・佐藤病院長・西郷副院長・鍋島會長に賜謁あり、午前九時十五分より罹災負傷病室御巡覽、御慰問を賜ひ同十時三十分便殿復御、御少憩此の時特に看護婦取縮荻原タケを御引見慰勞の御辭を賜ふ。同十時三十五分病院御發、外廊に沿ひ同十時三十七分、同社産院へ御著、御下車直に産婦嬰兒收容室御巡覽の上、同十一時産院御發、御順路同十一時十分青山學院御著、永田市長奉迎御休所に於て御小休あらせらる。學院は築地聖路加國際病院の避難所にして、同所に於て罹災傷病者及迷兒を收容し東京市の指定に係る、仍て永田市長及同病院副院長久保徳太郎に謁を賜ふ。(院長は米國歸郷中)御休所内御慰として一輪生花瓶(芙蓉)を御覽に供す是は學院教師(ミツセス・ウエルス)の好意に由ると云ふ。同十一時十五分御休所出御市長の御先導に依り沿道迷兒三十六人の奉迎を受けさせらる(罹災當時は數百人を收容せしが、漸次發見夫々歸所せりと云ふ本日殘員のみ)病室・階上・階下御巡覽の上、同十一時二十五分再び御休所へ入らせられ、同十一時三十五分、同學院御發、同十一時五十分赤坂離宮著御赤坂離宮に於ては東宮殿下御車寄に御待受遊され、珍田東宮大夫以下東宮職高等官一同奉迎の内に便殿に御誘引、續て皇后宮には珍田東宮大夫以下東宮職高等官一同へ賜謁了て、皇太子殿下御同間に於て大森大夫以下供奉高等官一同へ謁を賜ひたり、正午東宮殿下と御會食、供奉女官御配膳、東宮内舍人介添を奉仕す、供奉員一同へ晝食事は總て東宮職より被下たり、午後一時三十分赤坂離宮御出門、同一時四十五分慶應義塾大學病院御著、慶應大學總長福澤一太郎・同大學醫學部長兼病院長北里柴三郎御車寄に奉迎北里病院長に賜謁、院長より今回の事變に付病院收容患者の概況を言上す、午後二時より收容患者・病室御順覽、同二時四十五分再び御休憩所へ

復御、御小休此時特に、同院看護婦主任鈴置銜を御引見あらせられ、慰勞の御詞を賜ふ、夫より午後二時五十分病院御發、御順路麴町通り焦土を御通過第一衛戍病院へ行啓、同三時著御白川陸軍次官以下奉迎、鳥居病院長の御先導に依り御休所に成せられ御少休、此間陸軍次官白川義則・第一師團長石光眞臣・醫務局長山田弘倫・第一師團軍醫部長秋山練造・第一衛戍病院長鳥居百三に賜謁、病院長より收容患者概況を言上する、午後三時二十分より病室御巡視御慰問を賜ひ、同三時四十分御休憩入御、同四十五分病院御發、半藏門外英國大使館前通り、代官町より乾門通御午後四時還御あらせられたり、當日供奉員左の通り。

大森大夫、三條事務官、西川侍醫、關屋宮内次官

先著供奉 西邑事務官、淡近屬

正親町典侍、吉見掌侍、生源寺命婦

十月二日 火曜日 半晴

皇后陛下午前九時三十分御出門、凱旋道路を出て、司法省前通虎の門跡を出て、古川橋を過ぎ、白金三光町通り帝國大學附屬傳染病研究所へ御著、時に午前十時本館前「テント」内に於て御休憩此間古在帝國總長・傳染病研究所長長與又郎・附屬醫院長二本謙三へ謁謁、長與所長より收容患者の概況を被聞召、午前十時十九分より病院御巡覽患者を慰問あらせられたり、直ちに自動車に召し午前十時三十五分同所御發あらせられたり。

午前十時五十分濟生會病院著御、閑院總裁宮殿下始め徳川會長・蜂須賀副會長・醫務顧問北里柴三郎・病院長大谷彬亮・理事長二條公爵へ謁を賜ひ、夫より北里醫務顧問より罹災患者收容の概況を言上、同十一時五分より病室御巡

視、御慰問あらせられ入御掛け目下建築中ノバラック病室の模様御覽遊ばさる。同十一時二十五分御休憩所復御、御小休此間特に看護婦長南條松子を引見あらせられ、慰勞の御詞を賜ふ。同十一時三十五分病院御發、同十一時四十五分還御あらせられたり。

午後一時三十分再び御出門、乾門より竹橋を出て火災地九段坂下通り・飯田橋・船河原橋を渡り、砲兵工廠前通り神田川に沿ひ、水道橋より湯島順天堂病院跡手前左へ、東片町より本郷通り帝國大學へ、御順路同一時五十五分大學醫學部附屬醫院御著、大學總長以下職員奉迎、醫院長の御先導に依り御休憩所御著御少休、此間古在帝國大學總長・入澤醫學部長・近藤附屬醫院長に賜謁了て、近藤醫院長より收容患者の概況を被聞召、午後二時十分より各收容病室御巡視、慰問を賜ひ同三時二十分御休憩所復御、御少休、此時近藤醫院長を召し特に職員・看護婦一同の苦勞を被思召慰勞の御詞を賜ふ。又た、

陛下還御後、罹災患者御慰問三日に亘り本日をして御日程を終へさせらる。此間山梨戒嚴司令官日々扈從御警衛の任に在り。大森大夫をして慰勞の御詞を傳達せしめ給ふ。午後三時二十五分病院御發、御順路同四時還御あらせられたり。

當日供奉員左の通り。

- 大森大夫、三條事務官、相磯侍醫、關屋宮内次官
- 先着供奉 西邑事務官、淡近屬
- 正親町典侍（兼）權掌侍（午前中） 生源寺命婦

皇后陛下横濱市へ行啓 記事

十一月五日 月曜日 晴

皇后陛下には今回の災害に付、傷病者御慰問の爲横濱市へ行啓仰出、午前八時四十五分御出門、同九時東京驛御發車被爲在御汽車中左の諸官に賜謁ありたり。

- 山梨戒嚴司令官 柴山憲兵司令官
- 内務大臣代理 池田社會局長官
- 安河内神奈川縣知事 渡邊横濱市長
- 寛 東京鐵道局長 岡・田・警保局長

横濱市より左の通り献上あり。

横濱市震災寫眞帖一冊、横濱市被害及救済狀況言上書一冊、横濱市被害一覽圖一枚

午前九時五十分横濱驛御着車、官民多數奉迎裡に御召自動車乘御豫定の通り、

社會館 御著 午前九時五十分

御休所にて院長渡邊房吉に賜謁、院長狀況言上す。

御慰問 午前十時七分より院長御先導各室御慰問の上、四階に於て神奈川縣知事より御説明にて燒失地域御展望あらせられ、同十時三十分同所御出門（還御の節館長渡邊利二郎御先導せり）

濟生會病院 御著 午前十時四十分

御先著閑院宮殿下・徳川會長以下奉迎

御休所にて賜謁

閑院 宮殿 下

徳川 濟生會會長 二條 理事 長

北 里 博 士 山田陸軍省醫務局長

病院長 中川平八(狀況言上)

御慰問御巡覽 午前十一時五分御出門

正金銀行俱樂部跡 御著 同十一時十五分

御展覧

安河内知事御説明

午前十一時四十分御發

赤十字社支部 御著 同十一時四十三分

御晝餐 御晝餐後知事市長賜謁ありたり。

午後〇時三十分御出門

十全病院 御著 午後〇時四十分

御休所にて院長醫學博士片山久壽頼へ賜謁、院長言上、同一時四十六分より各室御慰問あらせらる。

(西洋館入口にて平沼久三郎夫妻に御會釋ありたり、病院は同人邸を使用し居るによる)午後一時同所御出門。

横濱公園 御著 同一時十三分

宮内省巡回救療班(黒田侍醫寮事務官奉迎御先導)

日本赤十字社石川支部救護班

閑院宮殿下御奉迎

御巡視 同所に於て過日神奈川縣震災死亡者追悼會場跡御覽、避難民奉迎所前へ御立止り御會釋ありたり。

一同感泣奉迎拜せり。

午後一時二十五分同所御出門。

大阪府外一府六縣震災救護假病院 御著 一時三十三分

御休所にて長澤村榮美へ賜謁、院長言上、各室御慰問再び御休憩、午後二時二十五分御出門。

赤十字社臨時病院 午後二時四十分

閑院宮殿下御先著御奉迎

御休所にて院長本多袈裟治に賜謁、言上例の通り。

(御巡啓通御の節病院持主大村民藏へ御會釋を賜ふ)

各室御慰問、午後三時十五分御出門

午後三時四十五分、横濱驛御發車

御汽車中、茶菓被召上、高等官一同へ御菓子被下たり。

午後四時三十分、東京驛御著車、同四時四十五分御機嫌麗敷還御あらせられたり。

供奉員

大森大夫、西邑事務官、西川侍醫

竹屋權典侍、高松權掌侍、富田命婦

中田屬、戸田女孀、入谷女孀

北川仕人、江川省子

(御先著御歸り供奉)

三條事務官、小野屬、植屬

跡見仕人、黒田省子

参考三日下午檢分として三條事務官、小野屬。

内匠鎌田屬、主馬佐藤技手出張

皇后陛下恩賜財團濟生會廻町分院 日本赤十字社

本郷臨時産院 濟生會駿河臺産院へ行啓

十一月十九日 月曜日 晴

午後一時宮城御出門、同一時十三分廻町分院着御、御先着閑院總裁宮殿下、徳川會長以下奉迎を受けさせられ、徳川會長御先導にて便殿入御、閑院宮殿下・内務大臣代池田社會局長官・徳川會長・蜂須賀副會長・事務取扱小橋一太・醫務主幹北里柴三郎・山田軍醫監・内務省衛生局長・山田準二郎・院長岩田一に賜謁、院長より言上あり、院長御先導にて各病室御慰問あらせられ、午後二時同所御出門。

日本赤十字社本郷臨時産院御着、午後二時十分閑院總裁宮・徳川副會長・鍋島篤志看護婦人會長・木下院長(臨時産院)瀨川乳兒院長(博士瀨川昌世)侯爵松平頼壽(病院地主)に賜謁あり、兩院長は賜謁の節概況言上せり。

午後二時二十分より木下院長御先導にて各病室御慰問(極めて御仁慈御熱心に殆んど赤子一人宛御覽のため豫定より二十分遅る)乳兒院廊下(看護婦宿舎にて兩院區劃)にて瀨川乳兒院長御先導を承り、御巡覽被爲在午後三時三十五分同所御出門。

濟生會臨時産院御着、午後三時四十一分閑院總裁宮・徳川會長以下奉迎、徳川會長御先導便殿入御、院長醫學博士小畑惟清に賜謁、院長概況言上、院長の御先導にて各室御巡覽便殿、復御休憩、此間閑院宮徳川會長被召たり。

午後四時三十分同所御出門、同四時四十分御機嫌麗敷宮城還御あらせられたり。

供奉

大森 大夫 西邑事務官

竹屋權典侍 清水谷權典侍

富田 命 婦

先着

三條事務官 小野 屬
山 田 屬 仕人 一人

大正十二年十一月三十日 月曜日 晴

皇后陛下午前十一時三十分、御出門、自動車鹵簿にて同十一時五十分協調會臨時病院御著、徳川會長・澁澤副會長以下常務理事其の他の御車寄に奉迎、徳川會長の御先導に依り御休所に入御御少憩、夫より徳川會長・澁澤副會長・池田社會局長官・添田・永井・田澤の三常務理事・前田臨時病院院長・正木副院長・山田内務省衛生局長へ賜謁、了て澁澤副會長再び御前に進み、協調會の事業一般の概要を言上し、退下次で添田常務理事參道、同會施設事業の實況を言上に、次で前田院長の病院概要を被聞召、御少憩午前十二時二十八分より、前田院長の御先導に依り各病室順次御慰問被爲在、最後重病患者は思召を以て御慰問御遠慮あらせられず、直に午十二時五十一分御休所復御、同十二時五十五分同病院御發、京橋臨時病院へ向はせられたり。

午後一時十分、日本赤十字社京橋臨時病院御著、閑院總裁宮殿下御車寄階上へ御出迎ひ、徳川副社長の御先導に依り御休所御著、先づ閑院宮殿下御對面の上、副會長侯爵徳川圀順・臨時病院院長男爵高木喜寛・篤志看護婦人會長宇佐美徳子賜謁、了て大谷光明特に謁賜ふ、御少憩の後午後一時二十分御休所出御、病室順次御慰問、高木病院院長先導夫より御序を以て病院裏本願寺本堂跡に於て、本願寺の經營に係る罹災托兒及盲人救護者をも御慰問を賜ひ、大谷光明夫人(維子)より托兒盲人救護の概要言上を聞召され、一同へ御會釋の上入御、時に一時五十分御少憩の後午後一時五十五分御出門、日本赤十字社深川臨時病院へ向はせられたり。

午後十時十五分日本赤十字社深川臨時病院御著、閑院宮殿下御先著奉迎、平山社長の御先導に依り御休所御著、先づ閑院宮殿下御對面の上、平山社長及深川臨時病院院長野谷昌臣・篤志看護婦人會副會長・本野久子賜謁、了て(男爵岩崎久彌妻)岩崎寧子・娘澄子・綾子を特に御引見あらせらる、(此は病院敷地岩崎別邸なるを以て來院せるに依る)御休憩、午後二時四十分御休所出御、野谷院長御先導病室御巡覽御慰問を賜ひ、了て、直に同病院御發、時に午後三時本所横網町宮内省假療所へ向はせられたり。

午後三時十五分、横網町新設市營青物市場(未開設)内宮内省巡回救療班假療所御著、黒田侍醫寮・事務官工藤・宮内省御用掛及永田東京市長の奉迎を受けさせられ、御下車御徒歩にて直に假療所診療治療の實況を御巡覽あらせられ、工藤御用掛御説明申上ぐ、夫より元被服廠跡罹災者納骨堂附近御通、永田市長の言上を聞召され、再び假療所御通過、同三時五十分自動車乗御同所御發同四時十五分還御あらせられたり。

當日供奉員左の通り、

大森 皇后大夫 三條事務官 各所 西邑事務官 池 邊 侍 醫
正親町典侍 千種權典侍 生 源 寺 命 婦
各所 近 屬 新 井 醫 員 久 保 田 屬 (深川臨時 病院へ) 海後内匠寮屬
先着 淡 近 屬 新 井 醫 員 久 保 田 屬 (深川臨時 病院へ) 海後内匠寮屬
列外供奉

内務大臣代理 池田社會局長官 山田衛生局長
警視總監代理

十二月七日 金曜日 曇 午後少雨あり

明治神宮御参拜、女子學修院滿鐵病院 行啓

午前九時三十分宮城御出門、同九時五十六分

明治神宮便殿着御

内務大臣代池田社會局長官 東京府知事代内務部長 大河内神社局長 足立神社局書記官 御車寄前奉迎

鈴木權宮司御先導

御奉納御歌柳宮格納(雲脚臺神宮用意)權宮司に授け給ひ權宮司神前奉納復命の上御先導。

進御 三條事務官早朝参内拜受先着しありたり。北間大夫以下手水、女官は宮城にて手水。

御手水

御拜 御次第通り

一〇一〇一〇一〇一五 の後再び御手水あり便殿

復御同一〇二二五 御出門同一〇三〇 寶物殿御着權宮司の御案内にて寶物及建築御覽 一〇五五

便殿入御

賜謁 一條宮司(御下賜品あり) 鈴木權宮司

池田内務大臣代理外前記奉迎三名

御召換 吉見掌侍 三房權命婦 松尾權女嬭 山口兼女嬭

臣下とも着換あり。

御晝餐 午後零時二十分 同所御出門

女子學習院御着 零時三十六分 院長女子高師長以下奉迎。

院長 皇族學生御八方、茨木女子高等師範學校長。

常盤會理事本野子母堂に賜謁あり、院長御先導にて零時五十五分より授業御覽、常盤會へ依頼の仕立物並常盤會

震災救護バザール陳列品一部御覽の上、午後三時便殿入御御休憩。

午後三時五十分御出門。

滿鐵病院 御着 社長代理森理事・尾見院長社長夫人奉迎。

賜謁 社長代理理事森俊六郎・院長尾見理事・社長夫人・森理事夫人

各室御巡視、便殿復御同四時十五分同所御出門、四時三十五分宮城還御あらせられたり。

供奉 大森 大夫 西邑 事務官 山川 侍 醫

千種 典侍 高松 權掌侍 富田 命婦

先着 三條 事務 小野 屬 中田 屬

中 村 屬 仕人 二省 丁 二

寶物御殿先着女官 吉見 掌侍 三房 命婦

山口兼女嬭 松尾權女嬭

附記

第二篇 宮廷關係事項

滿鐵病院御着の後第二病室は西邑事務官を差遣はさる、事務官は小野屬を隨へ自動車にて病室着副院長の案内にて病室慰問附近の基督教青年會・天幕事業視察病院歸着す、恰も還御出門の節なりしを以て供奉歸職の上復命せり。

(五) 傷病の種類並救療數

九月十四日の救療を開始してより十二月末日に至る迄の本班の救療數は總計十四萬一千四十六人、其の内小兒科三萬一千八百五十七人、産科一千七百八十人、婦人科一千八百九十七人、内科四萬六千六百六人、外科其の他五萬九千四百六人にして、聖恩の及ぶ處誠に疆なきを覺える、其の後震災地方が漸く復活して醫師の如き漸次其の業に復する者少なからざる爲め、本班は聖旨を奉じて特に窮狀最も甚しく且つ醫師不足せる地方を選んで救療する事となり、東京市に在りては第五及第八の二箇班を減じ五箇班を以て本所・深川・兩區を中心として醫療の不充分なる自餘の諸區を回診し、又横濱市に在りては從來の如く二箇班を以て全市の回診に當つた。

尙ほ東京市内には天然痘流行の兆ありたる爲め、豫防の設備を調べて一月十二日より救療所及屯所に於て無料種痘を開始し、一般の要求に應じた、尙ほ開始以來取扱ひたる病種によりて一般の症勢を推せば、九月十四日頃には、打撲・挫傷及火傷等が相當の數に上つたが内科は最も多くして約半數を占め小兒科之に次ぎ、十月に入りては外科及皮膚科・内科諸症は却て一時其の割合を減少した。十月下旬は眼科・耳鼻喉科及齒科が新に加はり、沐浴の十分より起る不潔と砂塵とは皮膚科及眼科の諸症を誘起した、最初は營養不良及之に因る夜盲症があつたが、十月以降には減少した、更に本班の主要科目の一たる産科・婦人科の最少數なるは之が治療設備不充分によるものでなく、直に最寄の病院に轉致せしめた爲めであらう。右の如き状態で茲に各科別に患者數多きものより、順次に列記すれば内科・

小兒科・皮膚科・外科・眼科・耳鼻喉科・産科・齒科・婦人科等である、精神に異狀を呈したる者は當初に多く殊に婦人に在りて最も多かつた。傳染諸病及重病患者は直に夫々傳染病院又は設備ある病院に送つた、尙ほ大正十三年一月中の診療患者數は左の如くであつた。

小兒科	六、六四五	産科	一五〇	其の他	一四、〇七九
婦人科	六一七	内科	七、八二九	計	二九、四二〇

(六) 御料乳牛場

震災の當日も常の如く午後の牛乳調進を終り係員は晝食の爲各自その官舎に引揚けたる際、俄然大激震起り、廳舎の内壁は殆んど全く剝落した、伊藤雇員外二名は萬一の危険を慮り小使室の火鉢を外方に持出したる際、第二震の激動あり、大音響と共に外廊煉瓦塀倒壊し、續きて各建物の屋根瓦は墜落した。場員一同集り來りたるに、放牧せる乳牛の片影も見えなかつた。仍て諸方を探索したるに、實踐女學校側なる草叢中にあるを認め、直に之を柵内に連れ歸つた。午後十二時四十分、山田牧夫は宮城方面の配乳に當り、萬難を排して出發した。時既に市内各所に猛火起り、黒煙天に沖し、時々又爆音を聞く凄慘過くるない。山田牧夫幸に皇城内御安泰の報を齎し歸つた。此の日餘震多く、その幾回なるを知らない。乳牛は牛舎内に收容するの危険を慮り、柵内に放牧して夜の明くるを待つた。場内各舎共被害なきはなかつたが、幸に倒潰を免れ、乳牛亦無事なることを得て、牛乳調進を缺かざるを得た。水道斷水せし爲、蒸汽罐に注水すること能はざるにより、九月一日より熱湯消毒を以て之に代へた。此日午後六時頃、流言頻に至り、暴徒襲來せんとすと爲に、附近住民の避難して來場する數百人に及んだ。場員乃ち澁谷町吏員

協力警戒に當つた。是等避難者は、三日に至り、半ば退去したるも降雨に阻まれて延滞する者亦少なからざるを以て、第三號倉庫を開放して五日まで收容した。

九月二十一日水道甫めて通水したので、此の日より消毒方法を講ずること舊の如くであつた。翌二十二日今回の震災に付思召により、罹災者に對し救恤の爲牛乳を下賜せらるべきに付、宮内省下總牧場より乳牛十頭に牧夫三名を付し、當場に移して牛乳調達することとなつた。右乳牛等は、二十四日午後七時五十分東京府下三河島驛に到着し、乳牛場より迎の爲め技手一名・牧夫一名を差出したが、偶々豪雨の爲引取ることを得なかつた。更に鐵道便に依頼して澁谷驛に回送することとし、翌二十五日午前九時三河島驛を發し、午後六時三十分澁谷驛到着直に牽き卸し、午後七時半乳牛場の牛舎に繋留することを得た。右御下賜の牛乳は初め本省巡回救療班をして必要と認むる乳兒に配附せしむる見込であつたが、後之を東京市に下賜し配給せしむる方適當なるを認め、その旨を市に通じたるに、十月一日市の衛生課技師來省し、十月三日より毎日午前一回午後一回に分ち乳牛場に於て引渡すこととし、なるべく汎く恩恵に浴せしむる方針を以て必要と認むる者に配付すべきことを協議した。十月二十二日より、市社會局に於て繼續して之が配付に當つて、以て十二月二十七日に至つた。當初より東京市に下賜せられたる牛乳總量は通計六十石で日々約七斗に當り、之が配給は主として九段・青山・新宿・日比谷・芝離宮・築地の各市設配乳所に於てなしたりと云ふ、尙乳牛到着後十月二日迄の搾乳量は五石三升五合で、主馬寮の手を以て便宜下賜せられ、四谷學習院初等科・目白學習院主馬寮・赤坂分厩等に收容せる罹災者に賜はつた。

第三篇 諸官省

第一章 内務省

内務省に於ける應急措置救護施設は、大體別記の臨時震災救護事務局の施爲事項と一致するを以て、特に記述せず。ただ、職業紹介の活動に就ては、他に記述無きを以て之を略述する。(なほ、罹災者の職業、失業者に就ての詳細なる調査は、大正十三年六月社會局發刊の「震災調査報告」参照の事。)

第一震災に因る失業救済施設

今回の大震災に因り、各種の産業機關が破壊せられた結果、多數の失業者を出したので、政府は極力之が救済の方途を講じた。社會局及局關係に於て爲した施設を左に掲げる。

一、失業救済に関する方針

九月中旬、各省次官會議を開き、左記の方針を決定した。

一、罹災地に於て施行すべき建築土木等の事業は、政府直營に係るものは此際速に之を施行し、公共團體に屬するものも此際速に之を施行せしむること。

一、各省所管の官營事業にして本年度に施行すべきものは、此際成るべく繰上げ施行することとし、特別の事由

なき限り震災地の失業者を採用すること。

一、罹災地にて消滅した官營事業にして地方に工場を有するものは、此際成るべく解雇せず、之を地方工場に移轉せしむること。

一、府縣に於て本年度豫算にて施行すべきものは、此際成るべく施行せしめ、罹災地の失業者を之に充てしむること。

一、地方に移動する失業者及其の家族は無賃輸送を爲すと同時に、旅費の貸付を爲すこと。

一、職業紹介事業の普及充實を圖ること。

二、失業救済に関する施設

イ、職業紹介所の設置

東京及横濱市内に於ける職業紹介所の大部分は焼失したので、社會局及中央職業紹介事務局は之が應急措置を講じ、紹介事業の開始を督促した結果、取敢へず天幕張等の設備を爲して事務を開始した向もあつたけれども、雲霞の如き失業者に對して姑息にしては置けないので、乃ち國費を投じて二十五箇所を紹介所を設置し、兩市をして之が經營の任に當らしめた。

ロ、被紹介者に對する旅費貸付及貸銀立換の資金貸付

被紹介者の旅費を支辨し得ない爲めに就職地に赴くこと困難なる者に對し、旅費を貸付することや、労働に従事する被紹介者に對して一時貸銀の立替を爲すことは、各紹介所に於て従來行ひ來つた所であるが、今回は京濱兩市

とも財政窮迫を訴へつつある上に、求職者が激増したことで、従來の資金では之を實行することが困難となつたので、是等資金として應急費を支出し、東京市に三十萬圓、横濱市に二十萬圓を貸付け、右便法の實行を容易ならしめた。

ハ、就職者の汽車・汽船賃割引

全国的に勞務の需要調節を圖り、紹介事業の機能を充分に發揮せしむる爲め、被紹介者に對して所在地より就職地に赴くべき汽車、汽船賃を軽減することは極めて必要のことであるので、従來鐵道省と之が交渉を爲しつつあつたが、今回の震災に因り其の必要は益々緊切になつたので、急に交渉の歩を進めた結果、同省所管の鐵道及汽船に限り三等賃金を半減することとなり、大に便宜を得ることとなつた。

ニ、労働用具の貸付

罹災者の多くは労働用具を滅失して就職に困難することであらうと察知し、乃ち陸軍省に交渉して工兵の用具を借受け、之を紹介所に貸付けて被紹介者に又貸しするの途を開き、京濱兩市役所に之が管理を委託した。

ホ、木工の養成

失業者をして短期間に自活力を得しめ、且つは震災地の復興事業にも寄與することにもなるので、乃ち木工の養成を企畫した。其の經費は十八萬五千九百五十圓で、養成すべき木工は手木工・機械木工・家具木工の三種に分ち、一期計五百名とし、其の修業期間は二箇月半、二期に互つて一千名を養成することとした。新しく講習會作業場を芝區櫻田本郷町及深川越中島に設置し、外に芝區兼房町なる市職業輔導會建物を借受け、十一月より講習生の募集

を爲し、十二月一日より講習を開始した。通學し得ないものは無料で寄宿舎に收容し、食費だけは實費を徴し、作業用具は貸付し、修業後はそれを實費で賣渡し、且つ就職の斡旋をも爲すこととした。成績は至つて良好のやうである。

三、職業紹介機關の活動

イ、求人開拓班

震災後、求人口は災前よりも減退したので、焦眉の對策として極力求人開拓を爲すこととなり、中央紹介事務局・東京地方紹介事務局及市の紹介所協力の下に聯合求人開拓班を組織し、活動を開始した。開拓班本部は之を東京地方事務局に置き、中央事務局より二名、地方事務局より三名、市中央局より四名、府廳より二名、之に紹介所二箇所より一名宛の吏員を出だして之を二班に分ち、罹災激甚地では當分手が付けられぬので、主として隣接町村を開拓することとし、第一班は龜戸町と、第二班は品川町を中心として九月中旬より各活動を開始し、其の方面の工場・會社・配給所・鐵道・土木工事等、多少なりとも需要ありと認められる向を目標として奔走し、相當の效果を得た。

ロ、求人の宣傳

社會局は、東京市内の十四新聞紙及大阪市内の三新聞紙に『失業者に職を與へよ』との廣告を三日間掲載した上、『大震災に因る失業者に職を與へよ』と鮮やかに掲出したポスター二萬枚を調製して、罹災地を始め全國の主要都市に配布し、公衆の睹易き箇所貼付した。

ハ、求人申込

求人開拓の努力は多少の效果があつて、十一月末までに中央事務局及東京地方事務局に於て直接受理した求人申込数は六千百七十七人（男四千五百四十六人、女千五百七十一人）を計上した。仍つて之を求人交換事務として府下の各紹介所に廻付した。

ニ、求人交換事務

東京地方紹介事務局では、九月二十七日より十一月末までの間、臨時に求人交換事務係を置いて、勞務の需給調節に努めた。

ホ、地方移動交換部の設置

震災地に於ける熟練職工・智識的職工及其他の失業者を地方に就職せしめる爲め、十月二十五日より中央事務局内に地方交換部を設け、大阪地方事務局及各地方廳より一層正確なる求人申込を得て之に供給し、以て勞務者の救済を圖ると同時に全国的に勞務の需給調節を策することとした。斯くて其の取扱つた成績は十一月末までに求人數五千六百十八人、求職者數一千八百五十六人、紹介件數一千二百八十一人、就職者數一千四十人を算し、汽車・汽船割引證を交付した者三百名を算へた。

ヘ、震災地復興に關する勞務者供給見込調査

中央紹介事務局では、震災地復興建築に要する勞務者を地方より供給するに就き、其の供給力が如何程あるかを調査して左の結果を得た。（十三年一月末北海道外三十五府縣に就き調査）

大工三〇、三八三人 木挽四、五七三 左官五、三四二 瓦職一五、九四二 瓦職二、四四七 ペンキ塗職七

七 プリキ職一、八四五 煉瓦工三、二二三 石工五、六三九 疊職一、九九〇 計七一、四五一
 斯くて同局地方移動交換部では、千葉・長野・新潟・青森・大阪・大分等の各府縣より供給を受けて、東京市内の求人者に紹介したものの四百九十人を算す。

ト、震災地職業紹介事務打合會

中央事務局では十月二十二日及十一月二十日の兩度、東京府下及神奈川縣下の職業紹介所長會議を開き、主として震災地失業者職業紹介に關して打合せを爲したる外、之より先き十月八日、東京市中央紹介所主催となりて打合會を開き、其後兩度開催して、事務の連絡統一を圖り、其の實績を擧ぐるに努めた。

四、震災地に於ける職業紹介成績

イ、東京府下職業紹介所取扱成績

月別	紹介種別		求人數		求職者數		紹介件數	
	日	一	男	女	男	女	男	女
九月	一般紹介	一三、一九七	三、〇六〇	一六、二五七	一〇、六八五	五、三三九	七、七二八	四、一四〇
九月	日備紹介	七七、四九九	—	七七、四九九	九五、九七七	—	七七、〇二五	—
十月	一般紹介	四三、九一〇	八、三五一	五二、一六一	三九、六七七	二、九三三	二七、四一七	二、一五〇
十月	日備紹介	一八九、八二七	八〇	一九九、九一	二〇五、八九六	三、五九九	一九四、三三三	三三
十一月	一般紹介	五〇、二一〇	八、二七三	五八、四八三	四四、八〇六	四、三三三	三、四八四	二、六八一
十一月	日備紹介	一三六、五九〇	四〇七	一三六、九九七	一五〇、九七七	一、四八	一三二、〇一九	一四六
計								
			一三六、五九〇	四〇七	一三六、九九七	一五〇、九七七	一三二、〇一九	一四六

ロ、神奈川縣下職業紹介所取扱成績

月別	紹介種別		求人數		求職者數		紹介件數		
	日	一	男	女	男	女	男	女	
十二月	一般紹介	四九、五二八	九、三五五	五八、八八二	四〇、二二五	二、五五八	三〇、四四四	二、二〇一	
十二月	日備紹介	一〇五、八二七	六一	一〇五、八八八	一一〇、六九六	一〇	一〇五、七〇六	一〇	
計									
			一〇五、八二七	六一	一〇五、八八八	一一〇、六九六	一〇	一〇五、七〇六	一〇

月別	紹介種別		求人數		求職者數		紹介件數		
	日	一	男	女	男	女	男	女	
九月	一般紹介	一、二七	三二七	一、七〇四	七三三	五八	四九六	五三	
九月	日備紹介	二、四三七	—	二、四三七	四、一九五	—	二、四三七	—	
十月	一般紹介	一、八一六	五九三	二、四〇九	一、二二三	二二六	一、四三九	七三三	
十月	日備紹介	九、七五三	二〇	九、七七三	一一、三三四	二七	九、四四四	二二	
十一月	一般紹介	二、八七七	一、〇三三	三、八八九	二、三三二	五二六	二、八六八	一、七二八	
十一月	日備紹介	二〇、六五四	一六三	二〇、八一七	二一、六四五	八五	二〇、七三二	八〇	
十二月	一般紹介	三、二九三	一一七	三、四一〇	二、三九八	四四二	二、八五九	一、三〇八	
十二月	日備紹介	一五、八八六	六三六	一六、五二二	一三、八三四	六〇四	一四、四三六	一三、七二六	
計									
			一五、八八六	六三六	一六、五二二	一三、八三四	六〇四	一四、四三六	一三、七二六

五、失業救済に關する各地方の活動

イ、地方廳の援助

罹災に因る失業者の救済に關し、九月中旬、内務次官及社會局長官より地方長官に對し、左記各項に依り措置あり度旨依命通牒を發した。

- 一、府縣其他公共團體に於て施行すべき事業には、此際成るべく罹災地の失業者を採用すること。
- 二、此際、民間求人を開拓すると同時に、震災に因る擴張又は新たに起るべき産業に因る勞務の需要に對しては、成るべく罹災地の失業者を採用すること。
- 三、求人申込は左記要項に依ること（左記略す）。
- 四、震災に際し適當なる職業あるべきを豫定し、多數勞務者等の上京する者あるべきも、漫然上京する者は此際成るべく阻止する様取計らはれたきこと。

各地方廳では右の通牒に基き、其の趣旨を管内の都市に移譲して之が徹底を圖ると共に、官公署・工場・會社・銀行・其他實業組合・實業家等の代表者を招致して協議を重ね、官民協力して罹災失業者の救済に盡力することを決定し、或は臨時職業紹介所、人事相談所を特設し、或は求人開拓に努めて、中央紹介事務局に申込んで來た求人数は十三年一月末迄に一萬二千五十二人に達し、依つて以て罹災失業者の救済に多大の貢獻を爲した。當時地方長官會議に於ても、内務大臣より就職の盡力方に關して指示する所があつた。

ロ、大阪地方職業紹介事務局の活動

大阪地方職業紹介事務局では、罹災失業者の職業紹介に關して管下の各職業紹介所を督勵し、全力を擧げて之に當らしめたのみならず、局員を重要都市に派遣し、其地の紹介所を援助して盛に求人開拓を行ひ、又電車其他公衆の賭易き場所に宣傳ビラを貼付し、避難民の收容所へも紹介所を利用して就職すべき旨の貼札を爲す等、あらゆる方途を盡した。何れの紹介所でも最も苦心したのは、智識階級者、俸給生活者の紹介であつた。固よりさもあるべきである。

大阪地方紹介事務局管内の紹介所六十七箇所に於ける罹災求職者取扱成績は左の如くである。

月	次	求職者數	紹介件數	就職者數	取扱紹介所數	月	次	求職者數	紹介件數	就職者數	取扱紹介所數														
九	月	一八、〇二	一四、八四二	八、四五三	十	一	四〇、六六	三〇、四五五	一六、四七三	九	月	一六、〇二	一四、八四二	八、四五三	十	月	一三、一六	九、三三三	未詳	十	二	月	二五、五三	一九、八六五	一一、五五七

大阪地方事務局管内では、云ふまでもなく大阪市に於ける取扱件數が最も多く、全管内の約七割を占めてゐる。仍つて今回紹介事務の例示として大阪市中央紹介所の取扱振を左に掲げる。大阪市中央職業紹介所に於ては、大阪驛前に梅田職業紹介所臨時事務所を設置した外に、鼠島なる罹災避難者收容所内にも臨時出張所を設け、求人開拓係員を増置して、主なる會社・工場・商店等に求人信頼狀を發し、電話を増設して申込を便ならしめ、避難者は優先に就職せしめ、又十一月一日よりは中央職業紹介所内に智識階級及熟練職工の専門紹介部を特設する等大に活動した。市内各紹介所の取扱成績は左の通りである。

月	次	求職者數	紹介件數	就職者數	取扱紹介所數	月	次	求職者數	紹介件數	就職者數	取扱紹介所數																		
九	月	九、六三	八、三三	三、六七	一五	十	一	二八、三六	二二、二三	一一、七三	一六	九	月	九、六三	八、三三	三、六七	一五	十	月	七、九六	五、四六九	未詳	一五	十	月	一六、七三	一三、〇三三	七、四七〇	一六

京都・神戸・名古屋の三大都市の紹介所も夫々活動を爲したのであつて、互に伯仲の成績を擧げてゐる。

ハ、東京地方職業紹介事務局管内職業紹介所の活動

東京地方職業紹介事務局は中央紹介事務局及震災地の各紹介所と協同して活動したのであつて、それは既に述べた如くであるが、震災地たる東京府下及神奈川縣下を除いた東京地方事務局管内の他の都市に於ても夫々活動を爲したのであつて、其の十數箇紹介所の總取扱成績は左の通りである。

月次	求職者數	紹介件數	取扱紹介所數	月次	求職者數	紹介件數	取扱紹介所數
九月	二六六	一、六七九	一六	十一月	二、六八九	一、八八四	二〇
十月	一、四三七	九四六	一六	十二月	二、三五三	一、一七三	二〇

ニ、全國職業紹介成績

這次の震災に因り、全國に於ける職業紹介取扱成績は著しく増加し、九月に於ては、八月に比し一般職業紹介は約五割、日傭労働紹介は約十割を増加し、更に十月に入りては益々累加し、即ち全國百十五箇所の紹介所に於ける一般職業紹介取扱成績は求人數十萬八千六百二十七人、求職者九萬一千七百二人、紹介件數六萬五千六百一十一、就職者四萬三千七百七十人で、震災直前八月の取扱數に倍加し、又日傭労働紹介成績は、求人數二十三萬八千七百五人、求職者二十六萬六千九百九十八人、紹介件數二十二萬二千七百三十二を算し、震災直前八月に於ける取扱數の約四倍に達した。

第二章 外務省

第一總括

外務省は罹災地域内に所屬の官公衙を有せぬので、物的被害としては、單に本省廳舎の所々に龜裂を生じて、大半改築を要するに至つただけに過ぎなかつた。在本邦外國諸公館及在留外國人の被害は頗る激甚で、之は別項に記す如くである。本省では二日、會議を開いて應急措置の方途を決定し、三日、臨時外交團掛を設置して、諸國の外交團、領事團及在留外人の救護に着手することとなり、直ちに京濱其他外人の滞在せる各地に省員を派遣して、調査並救護の任に當らしめた。八日災害の甚大なるに鑑み、應急事務の擴張及變更を爲し、歐米局は外交團、領事團及外國人（支那人は別）に關する事項を、亞細亞局は支那人及邦人中朝鮮人に關する事項を、通商局は外國より寄贈の義捐金品に關する事項を、夫々分掌することとし、此未曾有の大災厄に際し、各々部署を定めて臨機適切な措置を講じ、萬遺憾なからんことを期した。其の梗概を左に記述する。

第二 在邦外交團員・領事團員及在留外人（支那人は別）に對する救護

異域に在つて未曾有の大變災に遭遇し、多大の困苦を嘗めつつある諸國外交團員及在留外人の爲めに、三日臨時外交團係を置き、本省構内に天幕張の事務所を設けて、救護事務を開始し、係を四班に分ち、第一班は應接事務、第二班は通信事務、第三班は證明事務、第四班は物資補給事務を夫々取扱ふこととした。

先づ特使を急派して、市内の外交團各員に見舞を述べしめ、且つ本係事務所設置の旨を傳達せしめた結果、各大公使館員は陸續來省して被害に關する通報を齎らすと共に、本國政府に對する通信・公館の警備・食糧・日用品及ガソリン等の補給並に護照の發給方を依頼し來るので、關係官廳と協議の上、通信は差當り海軍無線電信所に依頼することとし、又戒嚴司令部よりは夫々所要の兵員を配置して、大公使館の警備に當り、食糧及ガソリン等は臨機陸軍省より配給することとし、各國大公使關係者及其の紹介者に對しては、身元を證明し、又旅行に際し故障ならしむる爲めに護照を發給することとした。

1. 應接事務

第一の應接班は専ら震災の被害狀況及之に對する帝國政府の措置に關し、外交團に正確なる情報と與ふると共に、外交團よりの希望をも聽取し、之に對し便宜を與へることとしてゐたが、八日には本班を閉鎖し、爾後祕書官室に於て其の事務を取扱ふこととした。

2. 通信事務

第二の通信班は左の通りの事務を取扱つた。

イ、外交團及領事團の消息並一般外國人の救護状態に關する調査

東京在住外交團員の安否及各國大公使館の損害程度は大體三日中に判明したけれども、湘南地方に滞留中の獨逸大使及其の家族、伯刺西爾公使夫妻、暹羅公使夫妻及家族の消息が不明だったので、三日省員を特派して其の安否を調査せしめ、陸海軍及地方官憲の協力を得て十日前後迄に全部東京に歸還せしめた。

在京外交團員の消息は五日に至つて全部判明したので、同日之を在外關係各公館に電告したけれども、横濱在住の少數の外交團員並領事團員の安否明かならぬものが多數あつたので、七日省員を横濱に特派して調査せしめた結果、十日に至つて略々判明したので、十一日之を在外各關係公館に電告した。

外交團員救護の事務は略々其の緒に就いたので、次いでは在留一般外人罹災者に對する救護を遺憾ならしむる爲め、省員を左の各地に特派して調査救護の任に當らしめた。

横 濱

横濱出張班は、七日以來數次出張して殘留外國人の消息及救護狀況を取調べ、關係官憲と連絡をとりて救護につとめ其の任務を有效ならしめた。

湘南及箱根方面

湘南一帯より箱根方面に尙多數の外人殘留すとの情報があつたので、同地方に出張班を特派し、避難及救護に關して夫々適當の措置を執つた。

京阪神地方

京濱及箱根方面より多數の外人が關西地方に避難したから、是等の救護を完全にする爲め、省員を派遣し地方官憲と連絡を保ちつつ夫々の措置を執つた。

日光方面に滞在中の外交團員等は、地方官憲の保護を受けて、或は滞在を續け、或は歸京した。
ロ、在留大公使より本國への通信援助

在留大公使より發送する電報は、緊急を要するものに限り、最初海軍無線電信所に依頼したが、五日、中央電信局に於て官報の取扱を開始したので、外國使臣の電報も之に準じて取扱ふことに通信省と協議を調べ、便宜本省に於て之を取次ぎ、輻湊の際は飛行便で神戸に空送し、同地より打電するやう取計らひ、十七日までに二百四十二通を取扱つたが、同日中央電信局に於て外國電信を接受することとなつたので、此事務は打切つた。

六日以後、陸軍飛行隊の一日二回の飛行便に托し、外交團依頼の郵便物を各務原に送り、同地より郵便に托送するの便を開き、二十五日打切迄に百七十六通を取扱つた。

第三の證明班では、外交團員・領事團員及身許明かなる外人に對して通過・旅行・艦船便乗其他の爲めに身分を證明し、便宜供與を依頼する旨の書面を發給するの事務を執り、十五日秩序の稍々回復して本事務を打切るまでに、身元保證百六通、其他百七十五通を取扱つた。

第四の物資補給班は、當初取敢へず陸海軍兩省より、引續き震災救護事務局より、食糧其他物資の供給を受け、之を各外交團及在留外人に配給して救護を爲しつつあつたが、九月下旬に至り、市中の物資供給が潤澤になつたので、二十六日を以て打切り、殘務は歐米局に於て處理することとした。

補給班の入手した物資中、六日より二十六日迄の分を掲ぐれば左の如くで米百七十一俵一千四百四十斤、パン及ビスケット八千包二百八十四箱、肉類罐詰五千七百二個、蕙一千六百三十六枚、ミルク一千九百二十三罐、ガソリン三千三十ガロン、此外蠟燭・麥粉・馬鈴薯・福神漬・木炭・海苔罐詰・食鹽・果物罐詰・醬油・牛脂・藥品類等が多數に上ぼつた。右の數量は一部分支那人に配給した外、大部分は在京の外交團及歐米人に配給した。

第三 在邦支那人に對する救護及其の本國送還

1. 罹災支那人の收容及救護

震災地域内在住の支那人も多大の損害を受けたことで、死傷も尠くなかつたのみならず、家なく、食なきの窮境に陥つたものも多くあつた。之に對する救護が緊急である上、當時朝鮮人云々の風説の爲めに、言語不通其他の關係よりして、外國人としては最も誤解され易き境遇に在つたので、本省に於ては逸早く關係官憲及支那公使館と協議の上、支那人に對しては其の罹災せるとせざるとに拘らず之が救護及保護に最善の力を致すこととし、先づ日華學會の協力に依つて支那留學生を、陸軍・内務・戒嚴司令部・警視廳の協力に依つて一般支那人(商人及勞働者)を、夫々安全地域に收容して十分の救護及保護を加へ、本省よりは絶えず省員を巡廻せしめて注意せしめた。

七日、支那公使館より、此際留學生の多數は、學校も焼失せることなれば先づ歸國せしめ度、又商人は各自の自由意思に委かせ、勞働者は復舊工事等に從事したき希望の者を除き、成るべく一律に歸國せしめ度旨を申出たので、本省は關係官廳及支那公使館、日華學會等と協議の上、救護及送還事務の連絡統一を圖る爲め、留學生は第一高等學校寄宿舎及日華學會第二中華學會に、又商人及勞働者中、東京西南部在住の者は支那公使館に、東北部在住の者は南千住及習志野に何れも一先づ集中收容して救護及保護を加へ、其中歸國希望者に對しては極力配船の途を講じ、速に送還することとした。

2. 罹災支那人の本國送還

歸國希望の支那人を送還するに就て本省は關係各省と具體的方法を協議し、同時に新聞廣告を以て未だ收容所に

參集せざる罹災支那人に對しても歸國申出の機會を與へ、一面各方面に交渉して便船を求めた。當時救護材料輸送の爲め船線が至つて困難であつたが、漸くにして十五日芝浦出帆の近海郵船千歳丸を得、即ち先づ六百四十六人を無賃で上海に送還し、其後更に日本郵船・近海郵便・東洋汽船及大連汽船等の諸會社に交渉して便船を提供せしめ、十月二十九日の最終便船迄に總數四千三百三十一名を悉く無賃で送還した。之が爲めに使用した船舶は特別仕立船五隻（一隻を除くの外は客船）及一般客船十隻の多きに及び、且つ右輸送船中には上海に直航し得ないものあつたので、其の爲め特に省員を神戸港に派し、兵庫縣廳・華橋救濟團等と協力の上、同港に於て更に便船に乘換を爲さしめ、特別仕立船には監督者・醫師及看護人を乗込ましめ、親切に世話を爲して只管海上の安穩を期した。尙此等支那人に對しては上海上陸後の旅費に充てしむる爲め、學生には一人五十圓宛、商人及労働者には十圓宛の手當を一律に給與した。

芝浦にて乗船せしむるに就ては、避難民收容所を借受けて前記第一次の收容所より省員及軍隊警固の下に移轉收容を爲し、救護事務局芝浦配給所より食糧の供給を受けて之を賄ひ、本省、陸軍省及警視廳よりも出張員を派して救護警備の任に當り、其の乗船するに際しては、乗船者名簿と氏名票とを嚴重に照合して一々前記の手當金を與へ、海軍省のランチ又はライターにて本船に送り届けた。

習志野に收容された六十一人は本邦滯留を希望したので、十月十一日、兩國驛迄輸送の上、三河島に送つて爾來同地に居住せしめた。

罹災支那人に對する我官憲の注意周到なる措置は、支那官民に尠からず好感を與へ、各方面より衷心の謝意を表

した。其の中二三の事實を擧ぐれば左の如くである。

九月二十一日、千歳丸が第一回送還の留學生を上海に輸送した際、同地の中國基督教青年會・各省同鄉會・總商會・中華學藝社・上海記者團・江蘇省教育會・留日學生會・寰球學生會・日災救濟會、其他有力なる諸團體は、一行を棧橋に出近へ、罹災者は直に夫々關係方面に引取ると共に、特に各代表者を千歳丸に派して、帝國政府の厚意を感謝し、且つ監督者及船長等を招待して慰勞の宴を張り、總商會は我矢田總領事を通じて鄭重なる感謝文を帝國政府に送り來つた。其の後陸續罹災者を送還するに及び、我好意は益々支那側に認められ、上海に於て組織せられた中國共濟日災義賑會は、各地に檄を飛ばして義捐金の募集を旺ならしむると共に、同會々長は矢田總領事を通じ、又同會の有力者は直接我外務大臣に對し、帝國政府の支那罹災民に對する一視同仁的待遇は、支那國民の永遠に忘る能はざる所なりとの深甚なる謝電を寄せて來た。

第三 義捐金品の接受及表謝

日本大震災の報は世界各國に對して深刻なる衝動を與ふると共に、深甚なる同情を喚起し、元首、政府、公私團體等より鄭重なる見舞の電報到達せる上に、陸續義捐金品を募集して寄贈し來つたのであるが、本省は是等の接受を爲すと共に、其の發送及輸送に關して可及的の便宜を供與した。是等事務の衝に當つたのは本省通商局で、本事務に關して震災救護事務局と連絡を保つ爲め、通商局長は救護事務局委員に、事務官一名は同局事務官に兼任し、而して海外よりの寄贈品、殊に其の最も多き米國よりの寄贈品の受領及配給に關し遺漏なきを期する爲め、特に省員一名をして米國派遣の同國赤十字社代表マツコイ少將と連絡を執らしめた。